

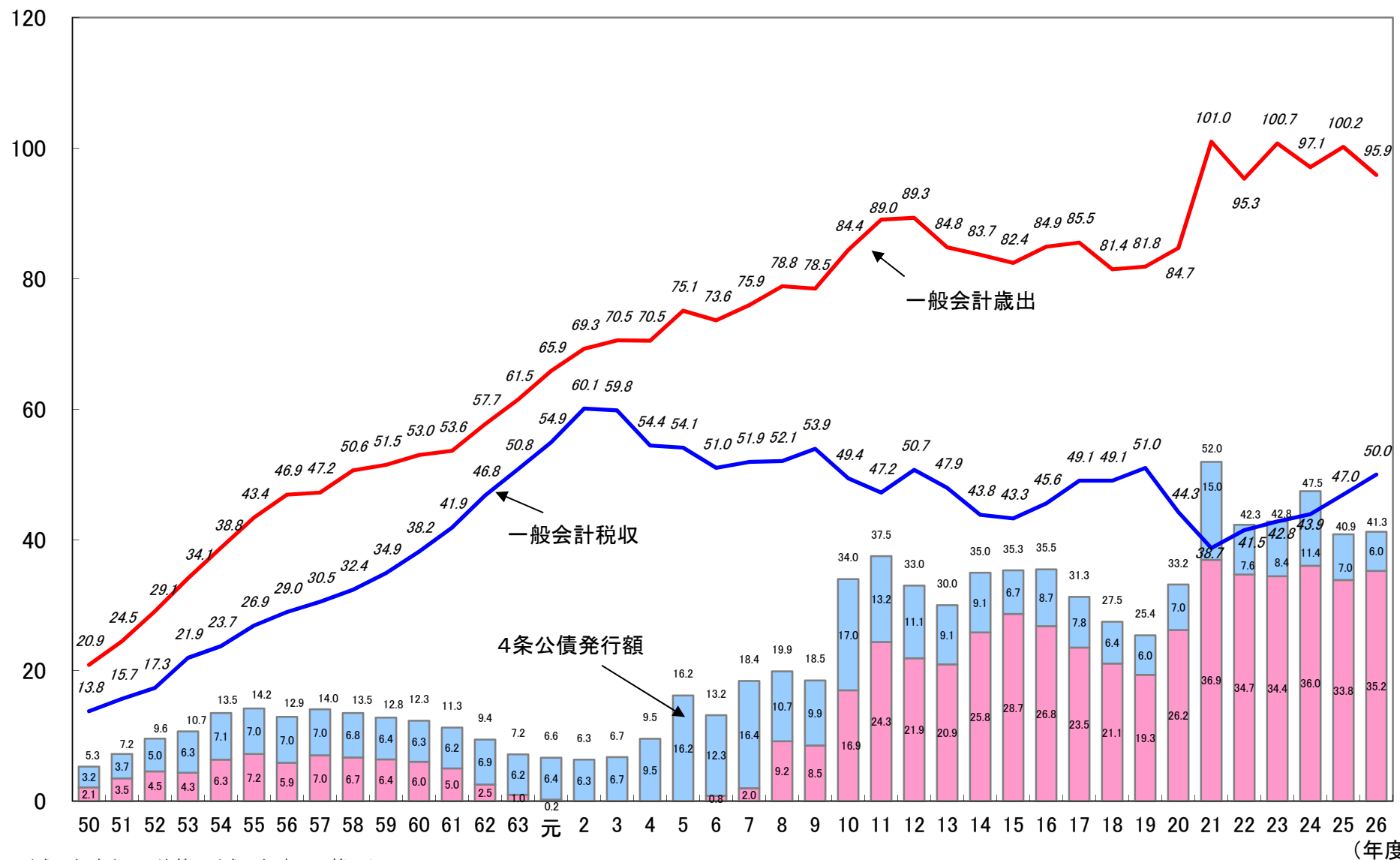
( 参考1 )

# 資 料



# 税金と国債発行額

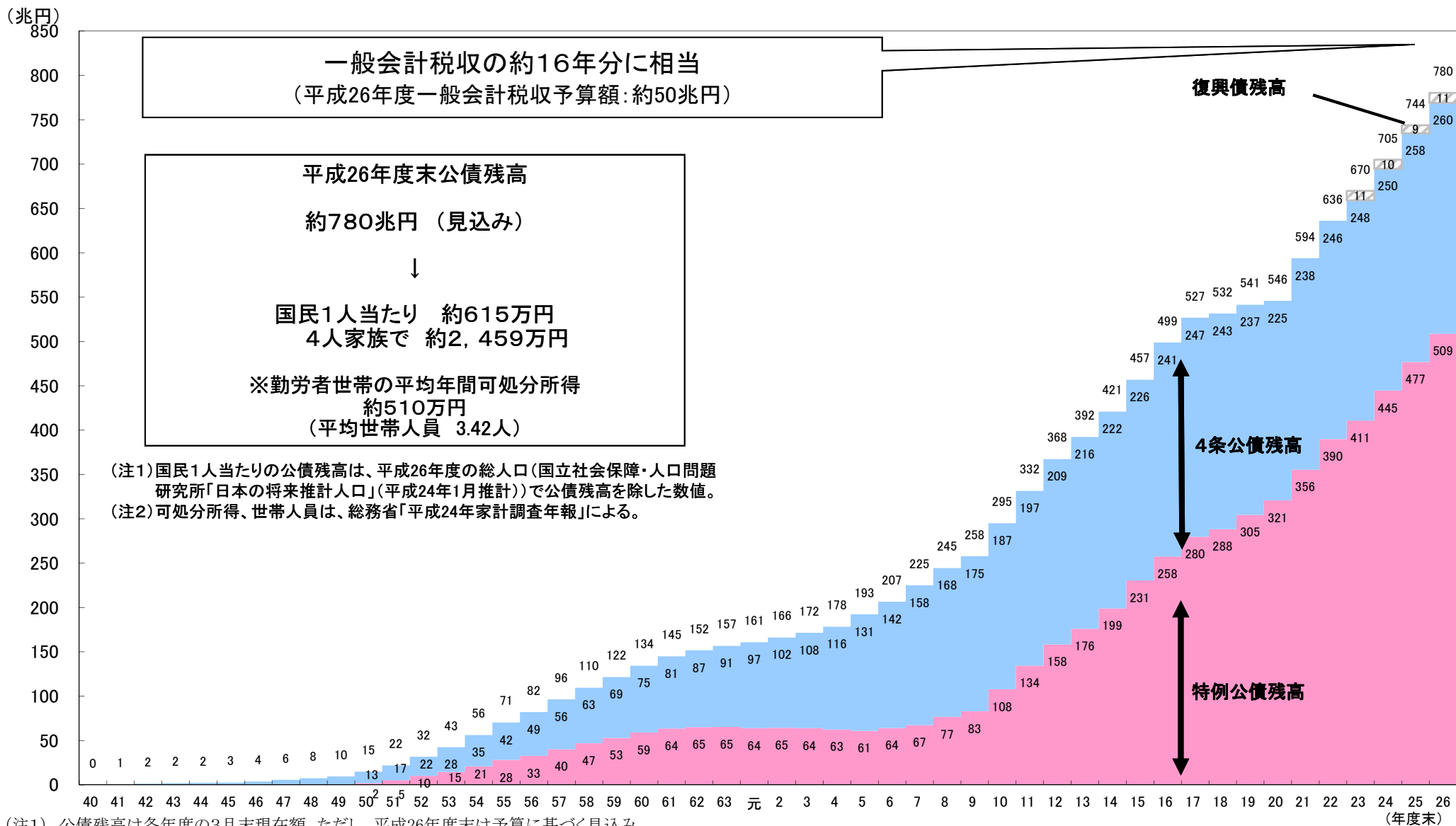
(兆円)



(注1) 平成25年度までは決算、平成26年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

# 公債残高の累増



(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成26年度末は予算に基づく見込み。  
 (注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。  
 (注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担）を公債残高に含めている（平成23年度末：10.7兆円、平成24年度末：10.3兆円、平成25年度末：9.0兆円、平成26年度末11.4兆円）。  
 (注4) 平成26年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は755兆円程度。

# 債務残高(対GDP比)の国際比較

資料 I - 1 - 3

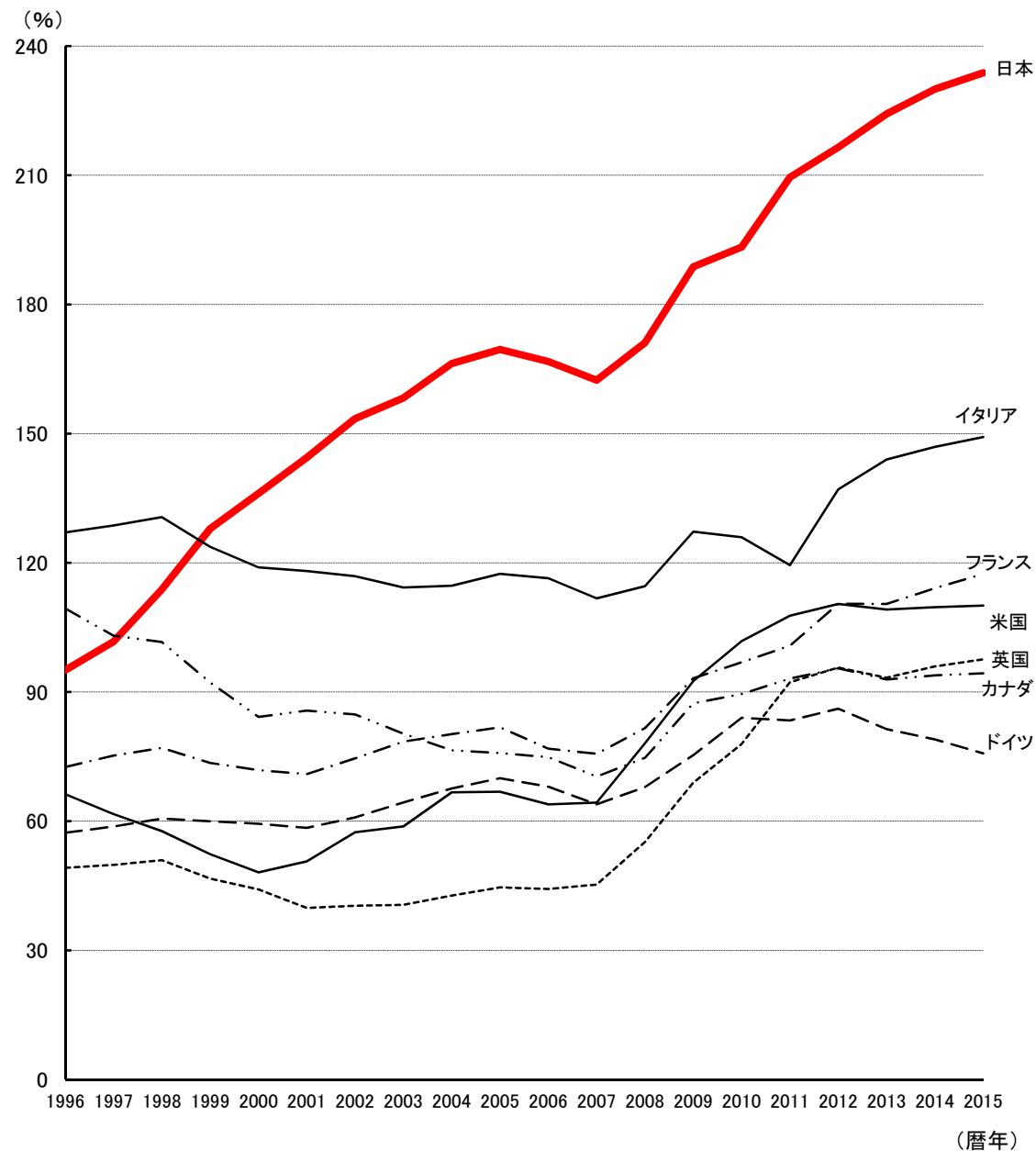
(%) (%)

暦年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本	95.1	101.7	113.8	127.9	136.1	144.4	153.5	158.3	166.3	169.5
米国	66.3	61.7	57.7	52.3	48.1	50.7	57.4	58.8	66.7	66.8
英国	49.2	49.9	50.9	46.7	44.1	39.8	40.4	40.6	42.7	44.6
ドイツ	57.3	58.8	60.6	60.0	59.4	58.5	60.9	64.3	67.6	70.0
フランス	72.6	75.2	77.0	73.5	71.8	70.9	74.6	78.5	80.2	81.8
イタリア	127.1	128.7	130.6	123.7	119.0	118.1	116.9	114.3	114.7	117.4
カナダ	109.4	103.1	101.6	92.2	84.2	85.7	84.8	80.3	76.5	75.8

暦年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	166.8	162.4	171.1	188.7	193.3	209.5	216.5	224.2	230.0	233.8
米国	63.9	64.3	78.1	92.5	101.8	107.7	110.5	109.2	109.7	110.1
英国	44.2	45.3	55.2	69.0	77.9	92.3	95.7	93.3	95.9	97.6
ドイツ	68.0	63.9	67.9	75.3	84.0	83.4	86.1	81.4	79.0	75.8
フランス	76.8	75.6	81.6	93.2	96.9	100.8	110.5	110.4	114.1	117.4
イタリア	116.4	111.8	114.6	127.2	125.9	119.4	137.0	144.0	146.9	149.2
カナダ	74.9	70.4	74.7	87.4	89.5	93.1	95.5	92.9	93.9	94.3

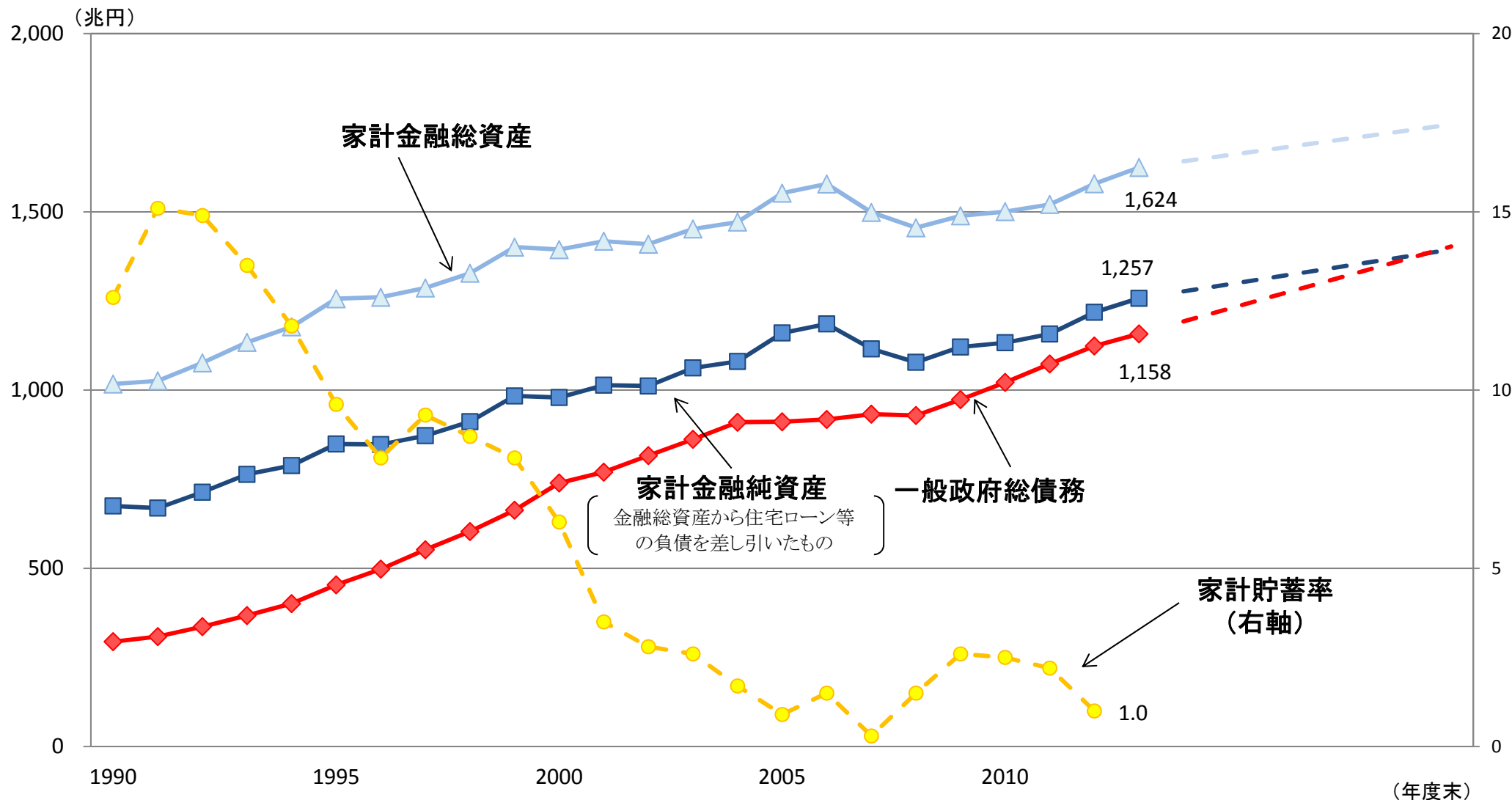
(出典)OECD "Economic Outlook 96"(2014年11月)

※ 数値は一般政府ベース。



# 我が国の資金循環①（家計金融純資産と一般政府総債務）

○ これまで我が国の国債消化を支えてきた家計金融資産は、高齢化の進展等による貯蓄率低下の進行により伸び悩み、家計金融資産の伸びを上回る勢いで一般政府総債務が伸びている状況。政府債務が継続的に増加する中、財政の持続可能性の信認が損なわれれば、国債の安定的な消化を困難にするおそれ。

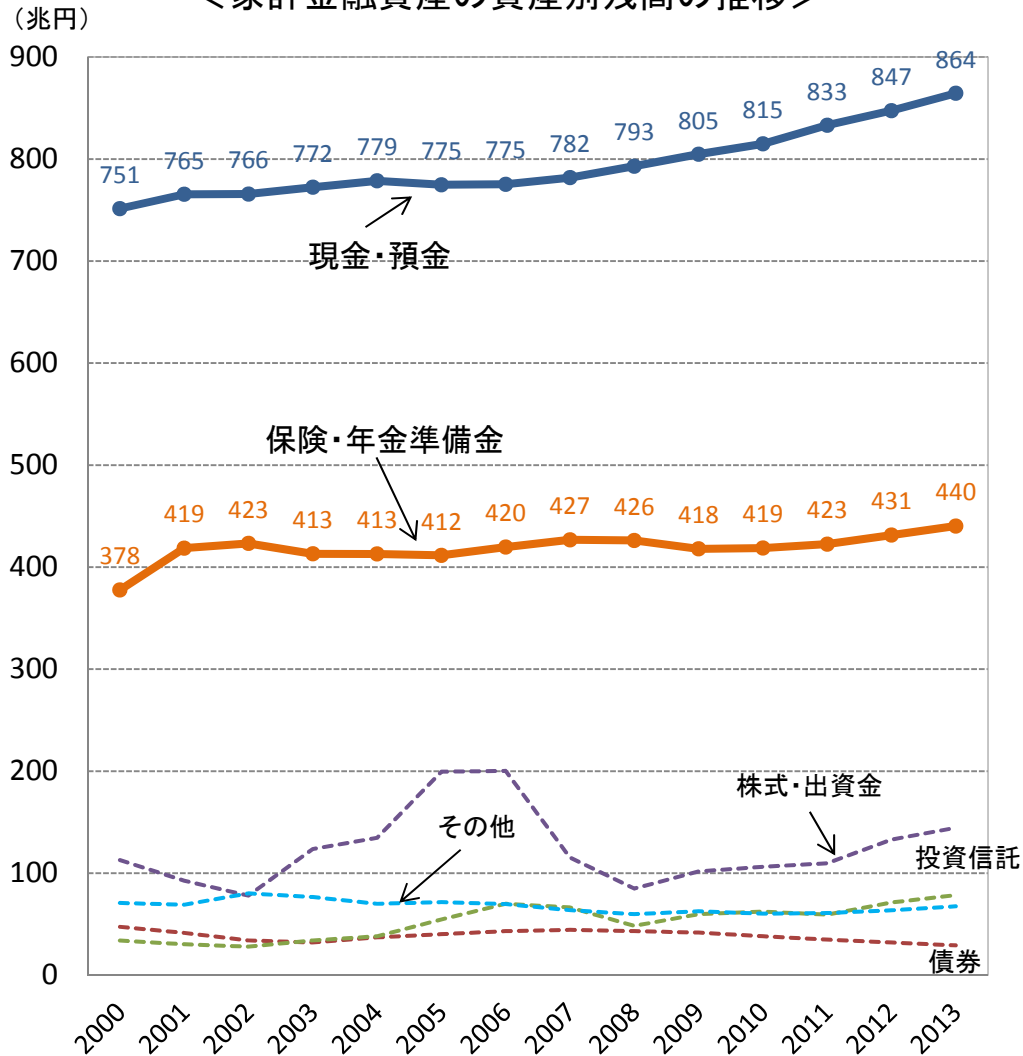


(出典) 日本銀行「資金循環統計」(2014年6月末速報)、内閣府「国民経済計算」

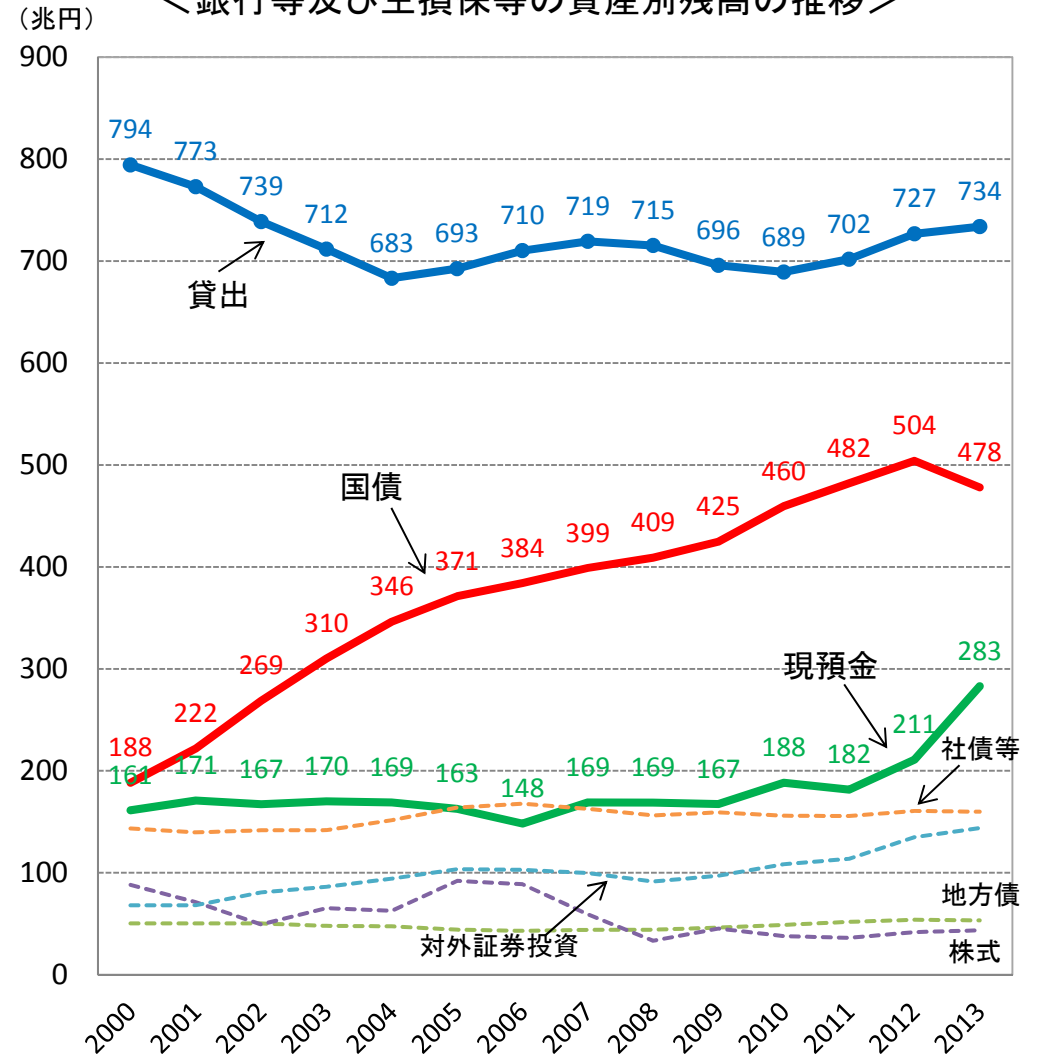
# 我が国の資金循環②（家計、銀行等の資産別残高）

○ 近年のデフレ経済下において、家計の預金、保険・年金資産への志向が高いこと、また、国内の資金需要が低迷し、企業等への貸出等が伸び悩んでいたことから、国債発行額が増加しているにもかかわらず、銀行等の金融機関を通じて国債は安定的に消化。

＜家計金融資産の資産別残高の推移＞



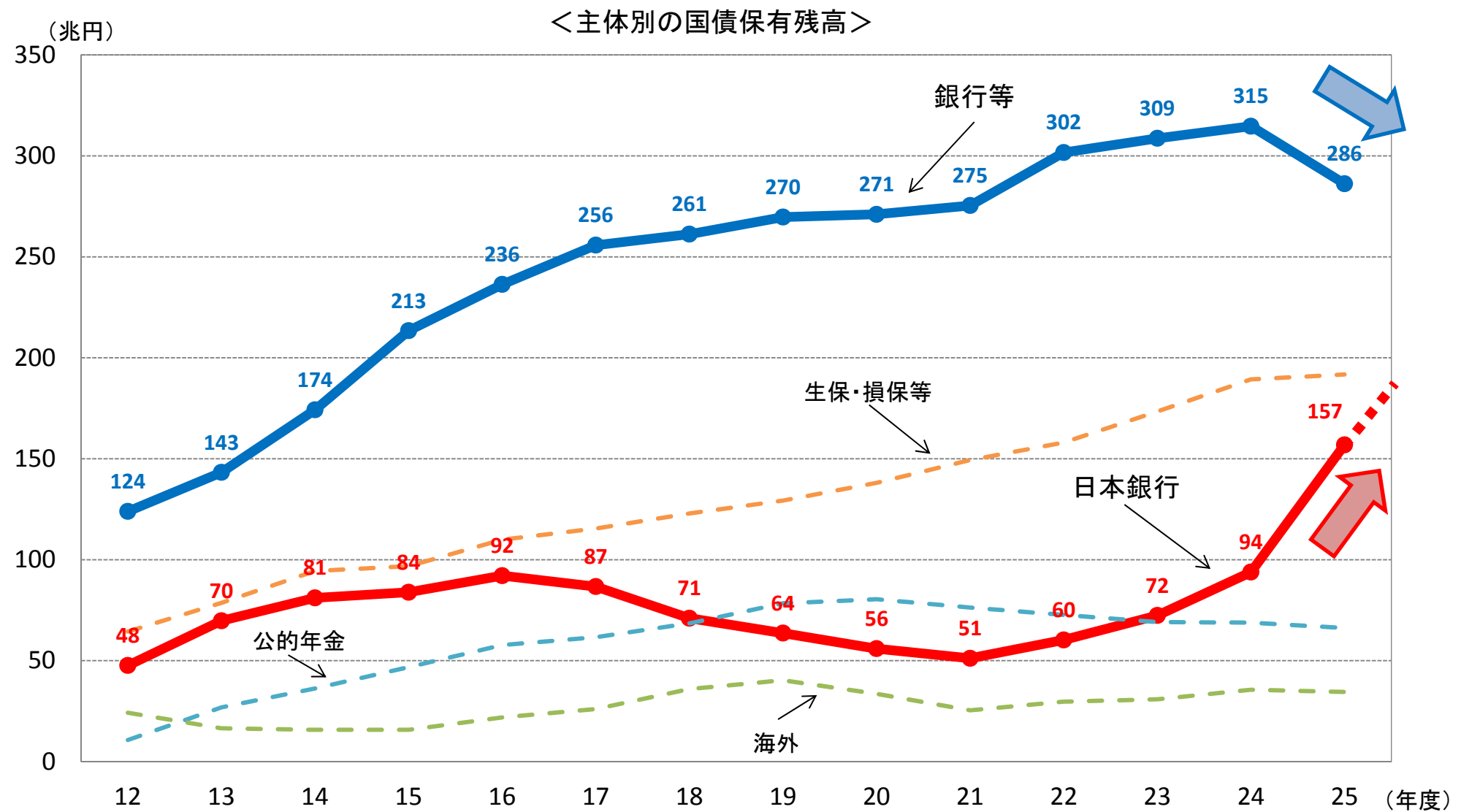
＜銀行等及び生損保等の資産別残高の推移＞



(出典) 日本銀行「資金循環統計」(2014年6月末速報)

# 我が国の資金循環③（金融政策）

○ 2013年4月以降、日本銀行は、量的・質的金融緩和により、2014年末の国債保有残高200兆円に向け、市中からの国債買入れを積極的に進めている状況。



(出典) 日本銀行「資金循環統計」(2014年6月末速報)



## デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について (内閣府・財務省・日本銀行共同声明(平成25年1月22日))

- 政府は、日本銀行との連携強化にあたり、財政運営に対する信認を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。

## 黒田東彦・日本銀行総裁の講演における発言(平成25年7月29日)

- 日本銀行による国債買い入れなどの政策は、あくまでも「物価安定の目標」の実現のために行っているものですが、万が一これが財政ファイナンスであると受け取られた場合、リスクプレミアムの拡大から長期金利が上昇し、「量的・質的金融緩和」の効果が失われる可能性があります。
- 1月の政府と日本銀行の「共同声明」では、政府は、財政運営に対する信認を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組みを着実に推進するとされており、その実行は、日本経済がデフレを脱却し持続的な成長を達成する上で必須です。

## 黒田東彦・日本銀行総裁の国会における答弁(平成26年4月16日衆・財金委)

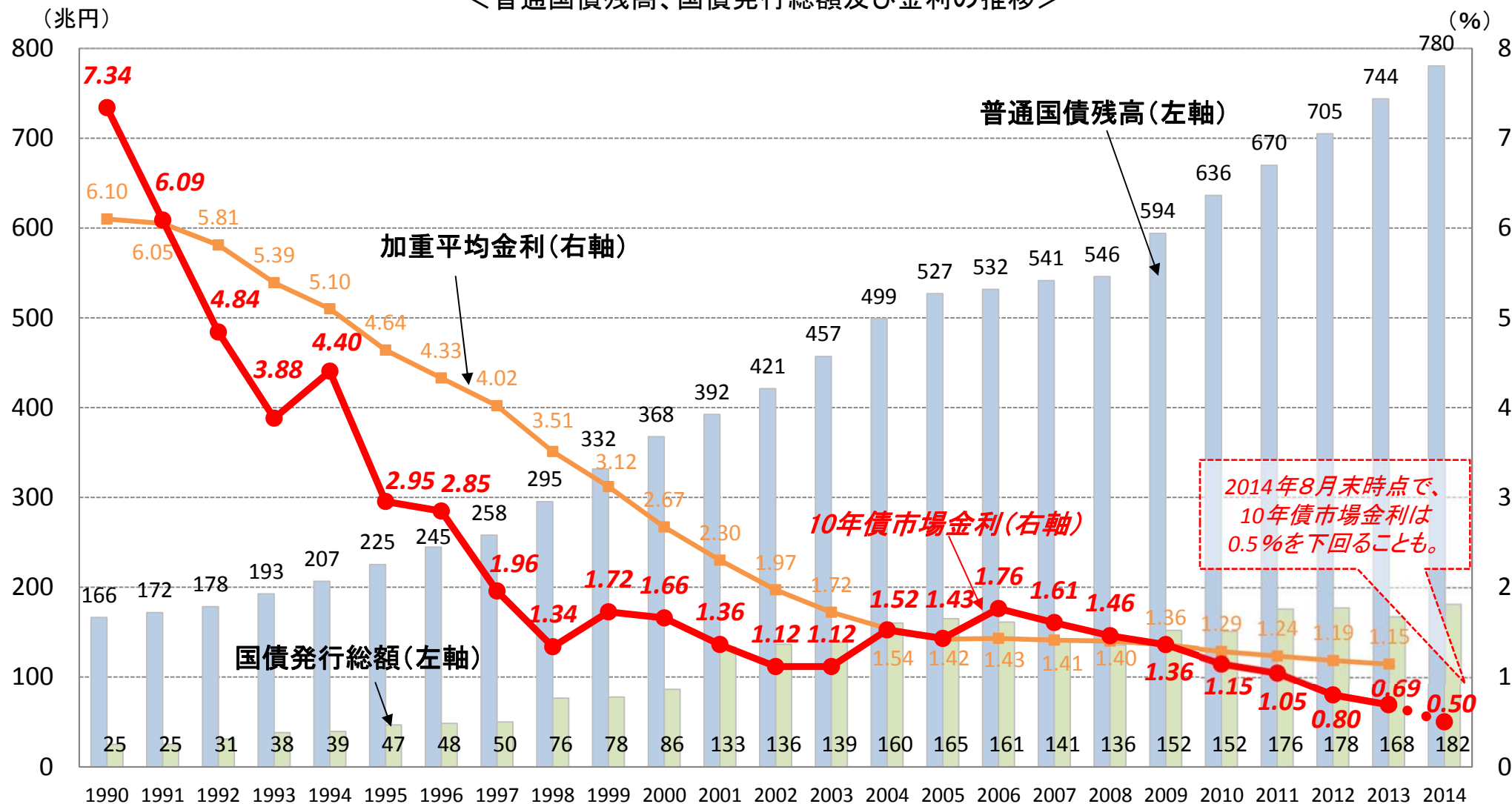
- 私どもの量的・質的金融緩和というのは、財政をファイナンスしようとか、国債の金利を、物価上昇の動向と全然関係なく、財政の負担を少なくするためにいつまでも金利を低位にとどめておこうとか、そういう政策意図はございません。
- したがって、財政につきましては、政府において、中期財政計画も決まっておりますし、それに沿って着実に財政の持続性を高めるための方策が実施されておりますので、今後ともこの中期財政計画に沿って財政健全化が進んでいくことを強く期待しております。

# 国債金利の動向

資料 I - 1 - 8

○ 毎年度多額の国債が発行され、国債残高が累増し続けているにもかかわらず、国債金利は低下傾向。

＜普通国債残高、国債発行総額及び金利の推移＞



(注1) 利払費は、2013年度までは決算、2014年度は予算による。2014年度における10年債市場金利の数値は、2014年8月末時点。

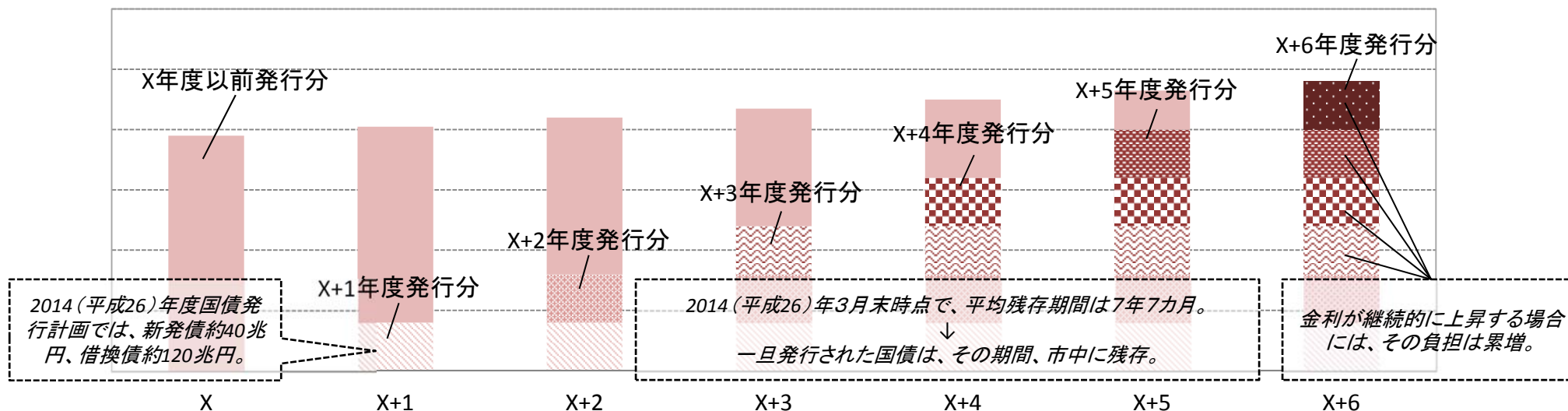
(注2) 普通国債残高は各年度3月末現在高。ただし、2011～2014年度の普通国債残高は復興債及び年金特例公債を含み、2014年度末は予算に基づく見込み。

(注3) 国債発行総額には財投債を含む。

# 金利上昇が利払費の増加に与える影響

- 仮に金利が上昇する場合、普通国債残高(2014(平成26)年度末見込みで780兆円)のうち、初年度に上昇した金利が適用されるのは、主にその年度に新しく発行された分(=新発債+借換債)のみ。
- 他方、一旦発行された国債は、その残存期間にわたって市中に残り続ける。
- さらに、金利が継続的に上昇し続ける場合には、利払費負担が継続的かつ急速に増大。

＜金利上昇が利払費の増加に与える影響のイメージ＞



＜参考＞内閣府「中長期試算」における国債費の推移

( ) 書きは2014年度からの増加額

2014年度 (平成26年度)	2020年度 (平成32年度)	2023年度 (平成35年度)
<b>23.3兆円</b>	<b>39.9兆円</b> (+16.7兆円)	<b>53.2兆円</b> (+29.9兆円)

(注) 試算上想定されている名目長期金利(10年債)は、それぞれ2014(平成26)年度: 1.8%(予算積算金利)、2020(平成32)年度: 3.9%、2023(平成35)年度: 4.7%。

(出典) 内閣府「中長期試算」(2014年7月)

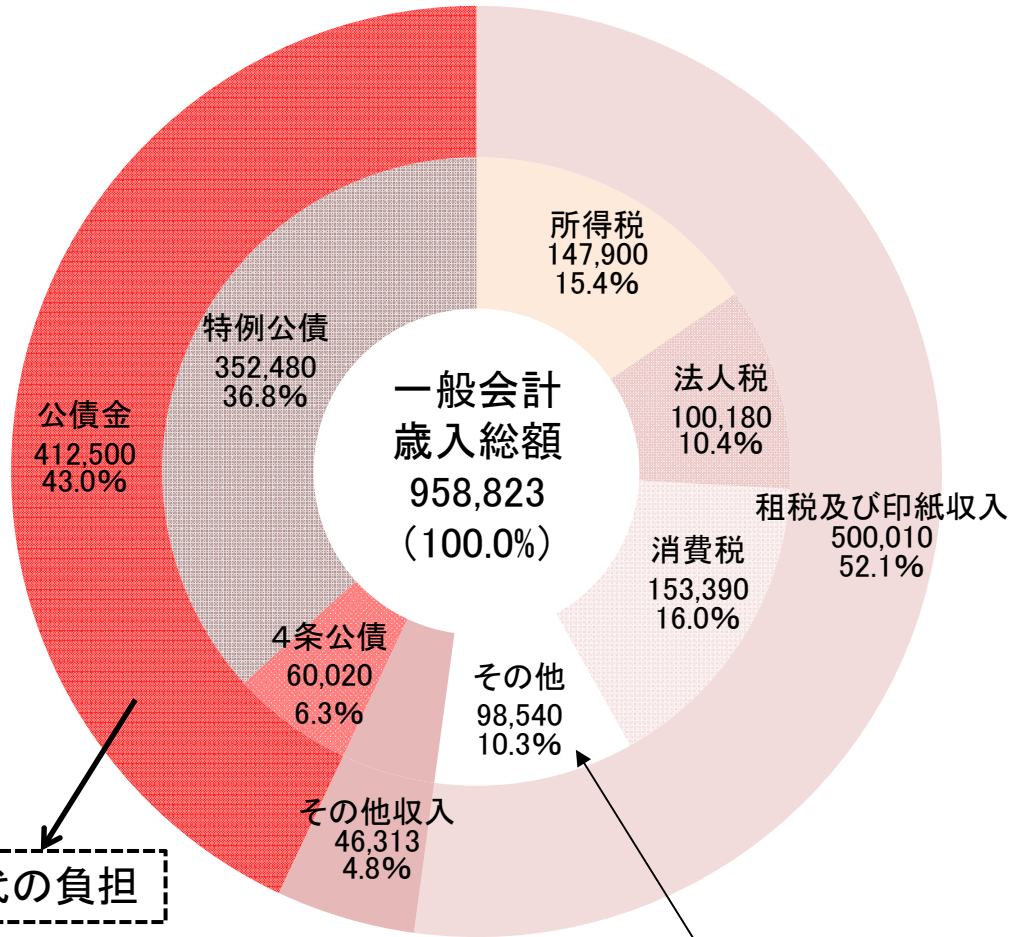
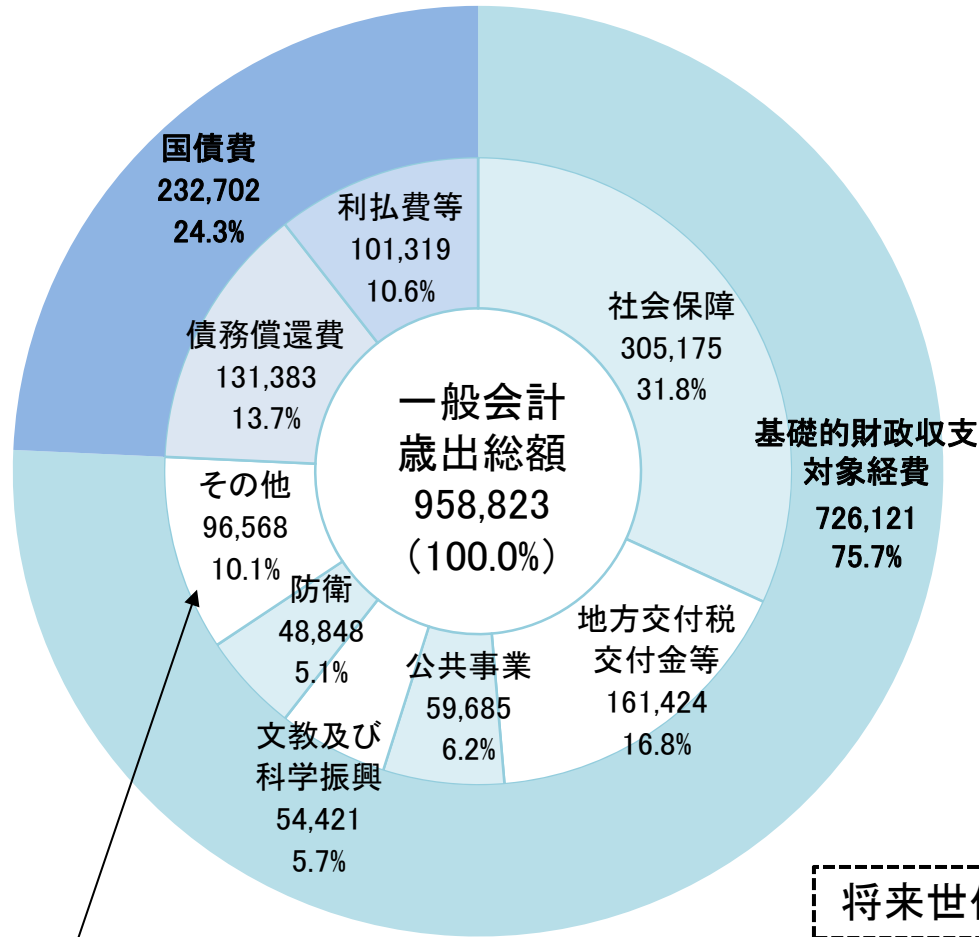
# 平成26年度一般会計予算から見る財政の現状

資料 I - 2 - 1

【歳出】

【歳入】

(単位: 億円)



将来世代の負担

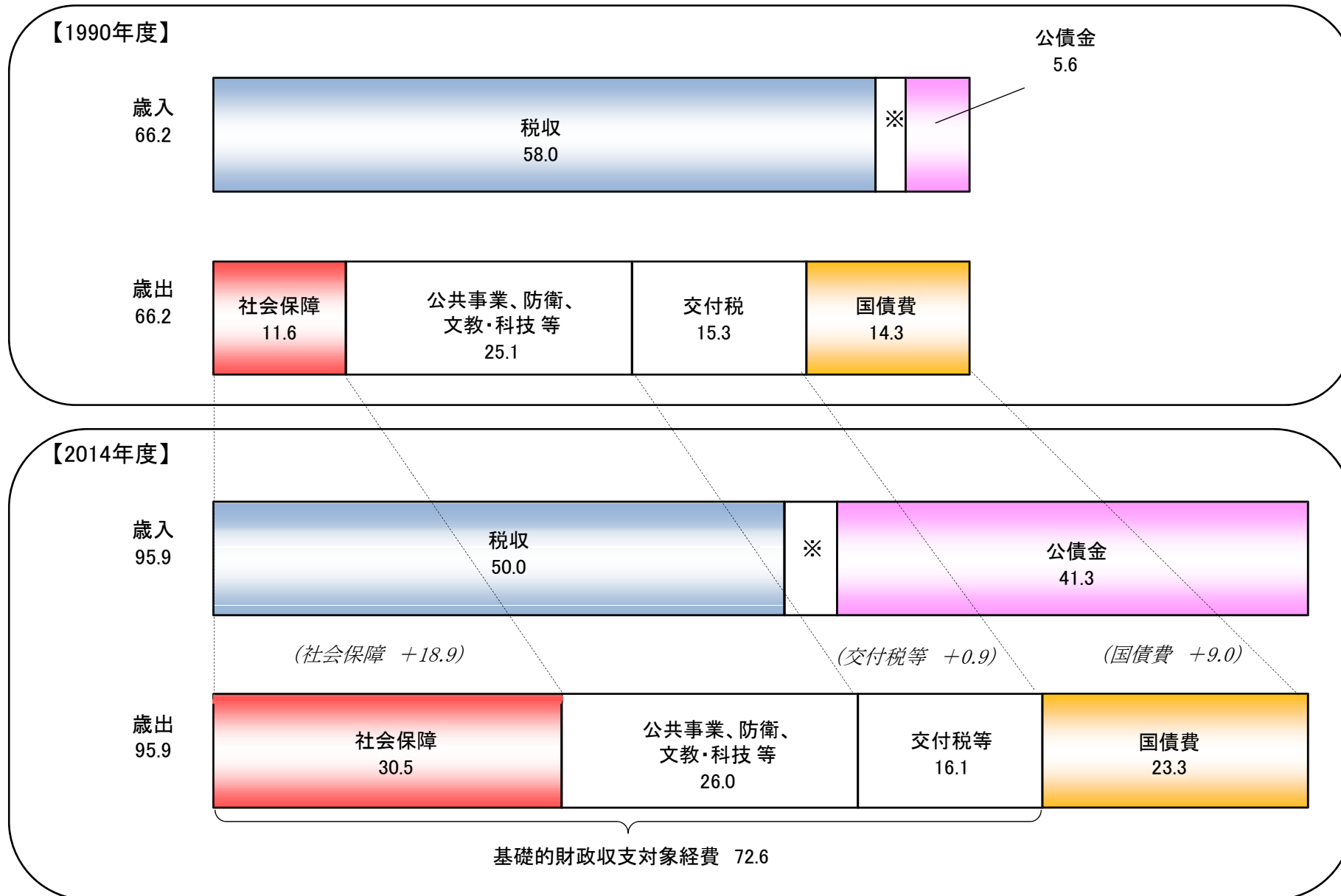
食料安定供給	10,507	(1.1%)
中小企業対策	1,853	(0.2%)
エネルギー対策	9,642	(1.0%)
恩給	4,443	(0.5%)
経済協力	5,098	(0.5%)
その他の事項経費	61,526	(6.4%)
予備費	3,500	(0.4%)

相続税	15,450	(1.6%)
酒税	13,410	(1.4%)
たばこ税	9,220	(1.0%)
揮発油税	25,450	(2.7%)
石油石炭税	6,130	(0.6%)
電源開発促進税	3,270	(0.3%)
自動車重量税	3,870	(0.4%)
関税	10,450	(1.1%)
印紙収入	10,560	(1.1%)

# 国の一般会計歳入歳出の比較

資料 I - 2 - 2

(単位:兆円)



(注) 予算ベース

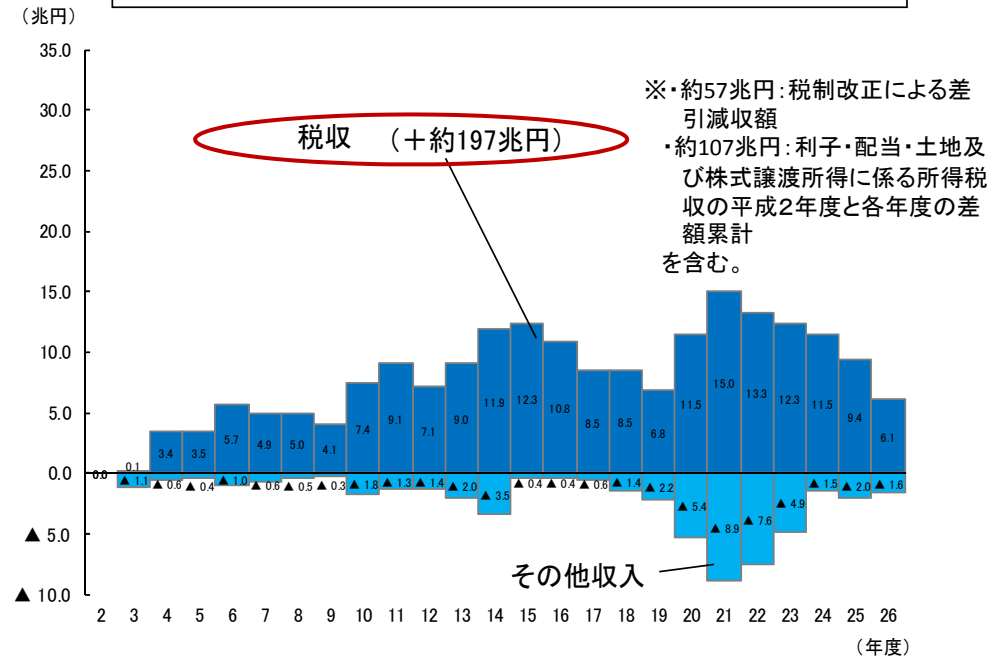
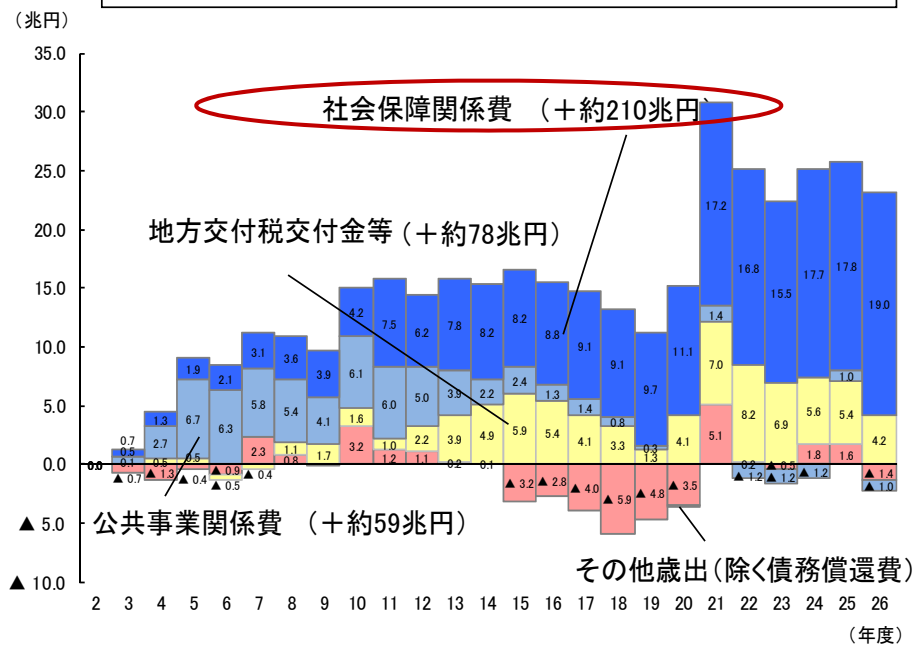
# 平成2年度(1990年度)を基準とした普通国債の残高増加の要因分析

資料 I - 2 - 3

平成2年度末から26年度末にかけての普通国債残高増加額 : 約603兆円

歳出の増加要因 : 約335兆円

税金等の減少要因 : 約146兆円



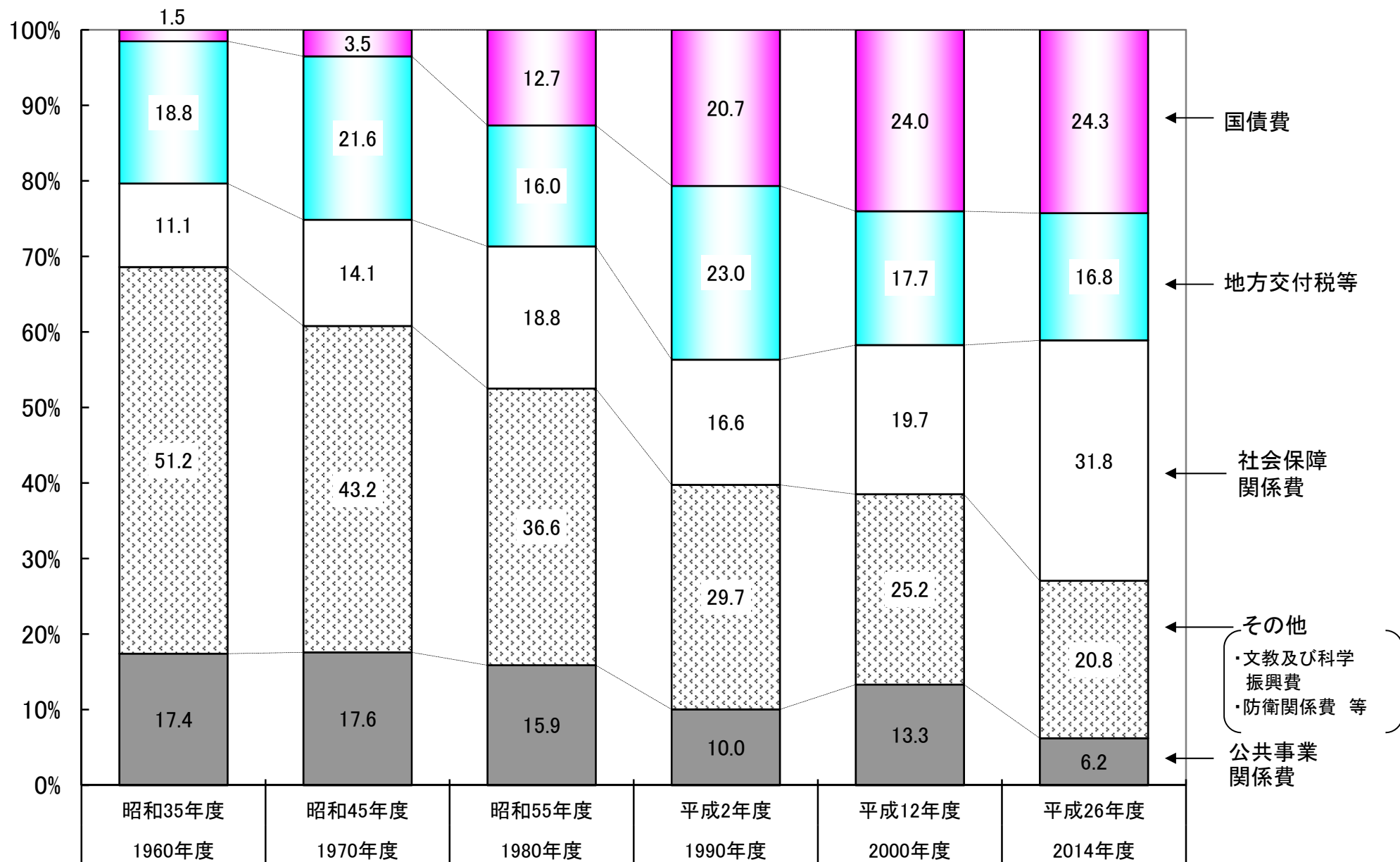
平成2年度の収支差分による影響 : 約68兆円

部分で普通国債残高増加額の約7割を占める。

その他の要因(国鉄等債務承継など) : 約54兆円

(注1) 平成25年度までは決算、平成26年度は予算による。  
 (注2) 東日本大震災からの復興のために平成23～平成27年度まで実施する政策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高からは除くとともに(平成26年度末で11.4兆円)、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの(7.6兆円)を除いている。  
 (注3) 税金のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである(増減が公債残高の増加に影響しない)ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分(地方の財源不足補てん部分等)を歳出の増加要因として計上している。

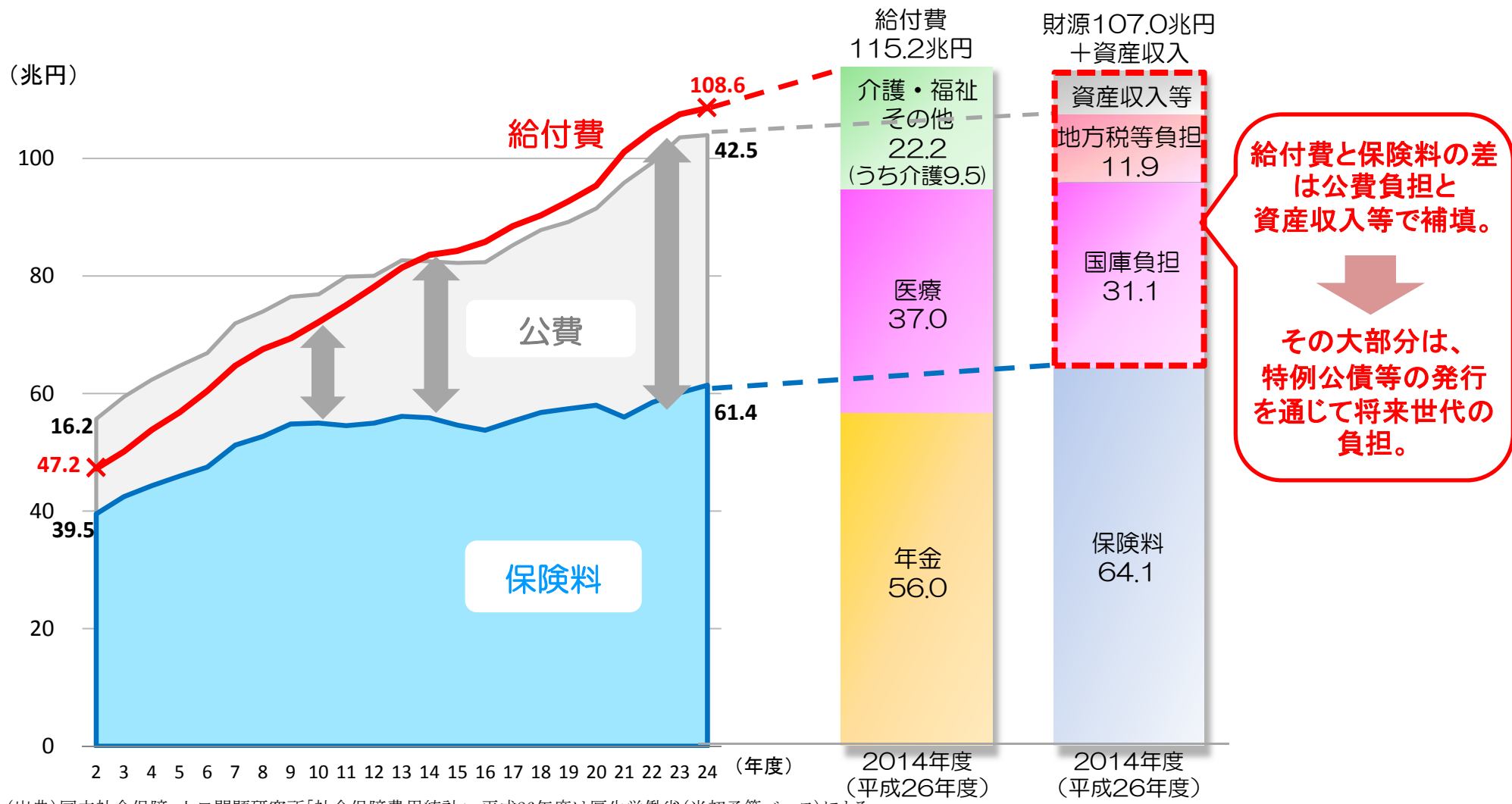
# 一般会計歳出に占める主要経費別割合の推移



(注) 平成12年度までは決算、26年度は予算による。

# 社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

- 社会保障給付費が高齢化に伴い増加する中、保険料収入は経済成長率と同程度の伸びにとどまっており、社会保障給付費の伸びは保険料収入の伸びを常に上回り続けてきた。
- わが国社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、公費負担(税財源で賄われる負担)に相当程度依存。しかも公費負担の財源について、特例公債等の発行を通じて将来世代に負担を先送り(財政悪化の最大の要因)。



給付費と保険料の差は公費負担と資産収入等で補填。  
 ↓  
 その大部分は、特例公債等の発行を通じて将来世代の負担。

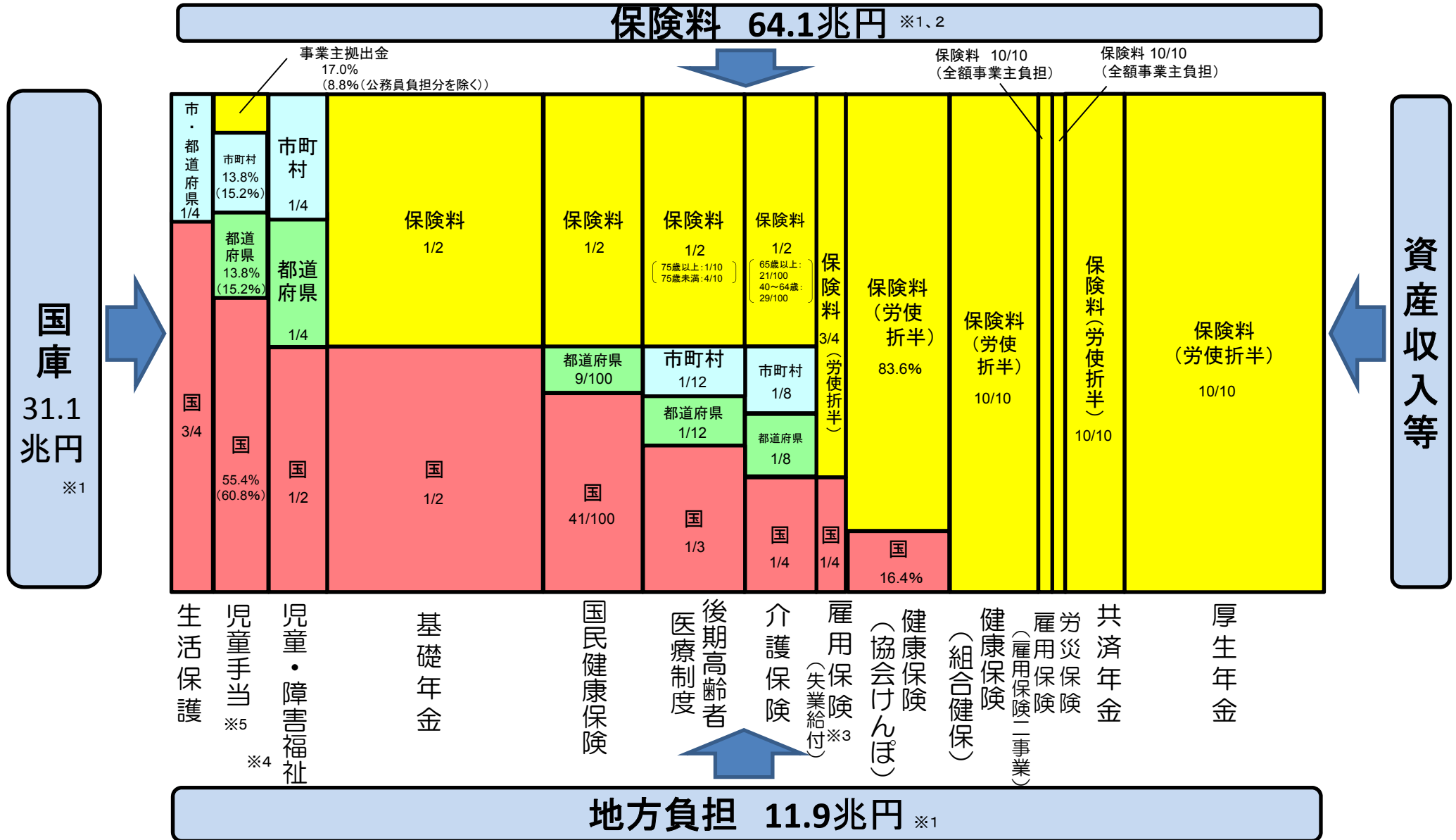
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。平成26年度は厚生労働省(当初予算ベース)による。



# 社会保障財源の全体像(イメージ)

厚生労働省作成資料

資料 I - 2 - 6



(注) 保険料、国庫、地方負担の額は平成26年当初予算ベース。※2 保険料は事業主拠出金を含む。※3 雇用保険(失業給付)については、当分の間、国庫負担額(1/4)の55%に相当する額を負担。  
 ※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設等の措置費の負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2等となっている。※5 児童手当については、平成26年度当初予算ベースの割合を示したものであり、括弧書きは公務員負担分を除いた割合である。

- 社会保障制度の持続可能性や世代間の不公平といった問題を踏まえれば、社会保障の受益と負担のバランスを確保するための取組みが必要。

## 受益と負担のバランス

- 財政健全化に向けた基本的考え方(抜粋)(平成26年5月30日 財政制度等審議会)

現行の「中期財政計画」を踏まえ、社会保障については、中期的に給付と負担の均衡を実現できるよう、各年度において着実に取組みを進め、(略)、PB対象経費全体について極力抑制すべきである。

- 経済財政運営と改革の基本方針2014(抜粋)(平成26年6月24日 閣議決定)

人口高齢化等を背景として増大する社会保障については、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な制度の確立に向けて着実に取組を進める。

(参考1) 消費税法第2条(抜粋)

- 2 消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

(参考2) 社会保障制度改革推進法第2条(抜粋)

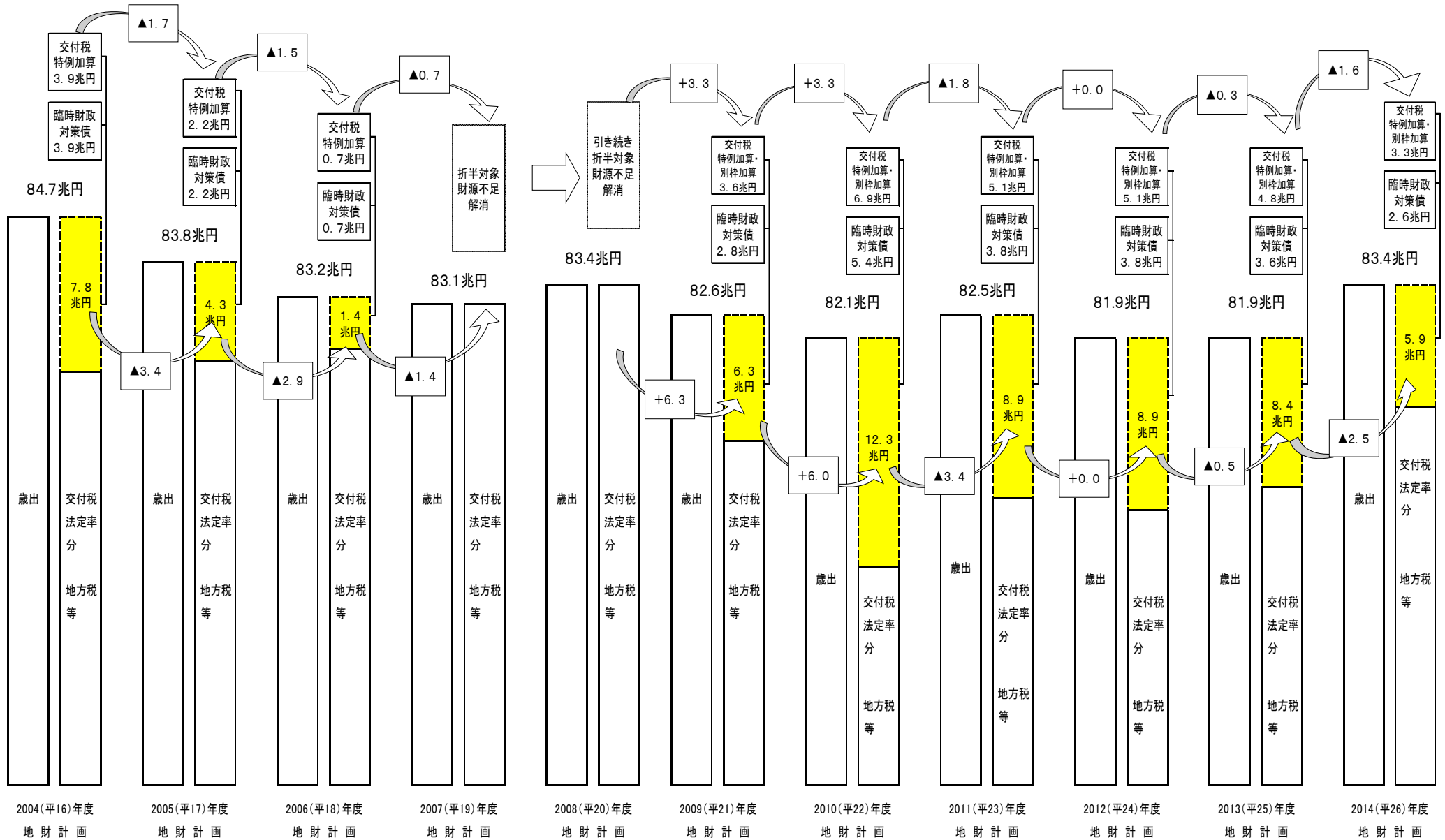
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

(参考3) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第19条(抜粋)

会議(「社会保障制度改革推進会議」)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、前章の措置の進捗状況を把握するとともに、社会保障制度改革推進法第二条の基本的な考え方等に基づき、平成三十七年を展望しつつ、総合的に検討を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。

# 地方財源不足額の推移



# 欧州債務危機の発生

- ギリシャは、2001年のユーロ参加以降、高い経済成長を実現。一方、経常赤字が拡大し、海外投資家によるギリシャ国債の需要の高まり等を受け、資金調達が可能な状況下で、財政赤字は拡大し、債務残高も増加。
- 財政統計の不正発覚を機に、ギリシャ財政に対する市場の信認が失われ、国債金利が上昇し、市場からの資金調達が困難に。影響は財政が悪化した欧州各国へと波及し、「欧州債務危機」へと発展。

## ギリシャでの危機の発生



### ◆2001年のユーロ参加以降、**財政赤字・債務残高が拡大**

実質経済成長率	3.4% (98年)	5.5% (06年)
海外国債保有比率	33.7% (00年)	71.7% (09年)
国債金利	8%台 (98年)	4%台 (09年)
経常収支(対GDP比)	▲3.0% (98年)	▲11.2% (09年)
財政収支(対GDP比)	▲3.7% (00年)	▲15.7% (09年)
債務残高(対GDP比)	103.4% (00年)	129.7% (09年)

### ◆財政統計の不正が発覚(2009年10月)し、**市場の信認が低下**

- 財政赤字の実績・見通しを下方修正。

### ◆ギリシャ国債の**格付け引下げ**、**国債金利の上昇**

- 2009年10月に4%台であった国債金利は、相次ぐ格下げを受けて、8%台後半に急上昇。

### 財政危機の発生

ギリシャ政府、**市場からの資金調達が困難化**・**支援要請**(2010年4月)

### ◆第1次 ギリシャ支援(2010年5月)

### 金融危機の発生

2011年、**ギリシャ大手4行**、**経営危機**に陥り、**政府の支援が必要に**

- 国債金利は、2011年末には34%後半に更に急上昇し、金融機関の損失が拡大。

### ◆第2次 ギリシャ支援(2012年3月)

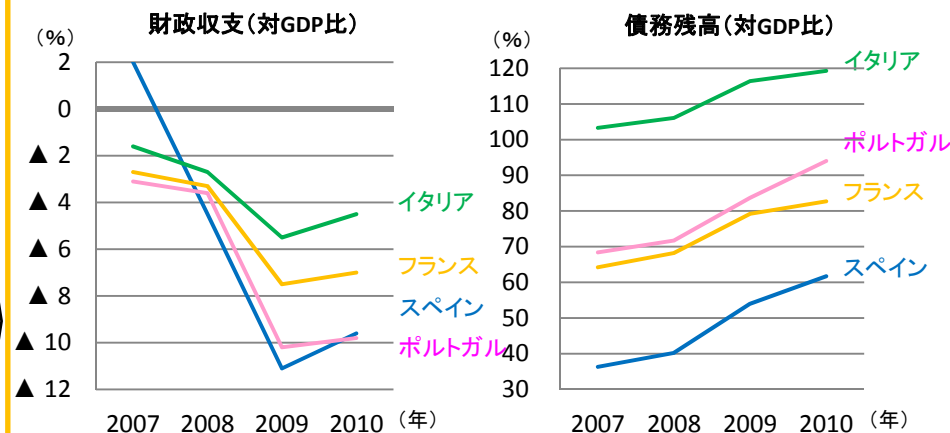
- 国債金利は、2012年3月2日には、37.10%に。

欧州各国へ波及

## 欧州債務危機へと発展



- ◆リーマン・ショックの影響等により財政状況等が悪化していたポルトガル・スペイン・イタリア等の**欧州諸国**においても、**国債の格付け引下げ**や**国債金利の上昇**が発生。



### 財政危機の発生

- ◆**市場からの資金調達が困難化**し、2011年4月にはポルトガルが、2012年6月にはスペインが、EU・IMF等に相次いで支援を要請

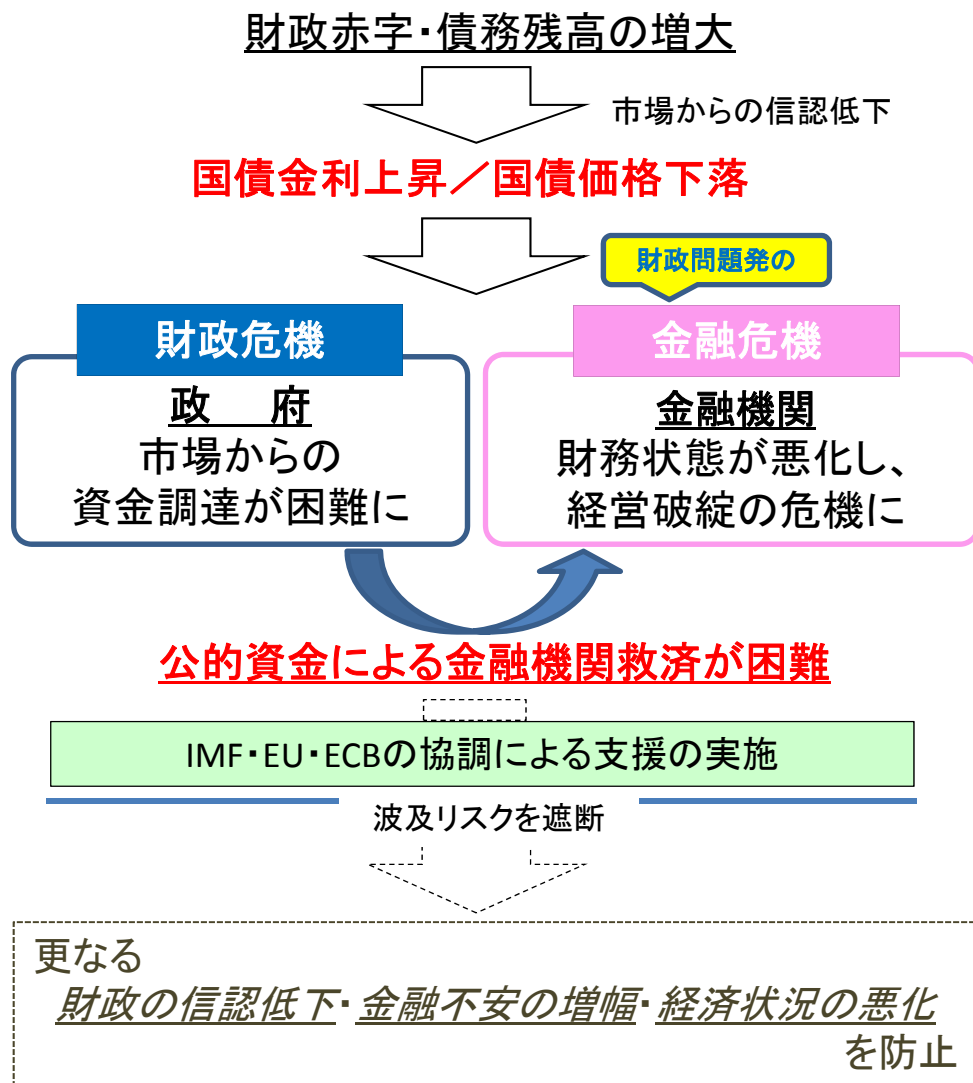
### 金融危機の発生

- ◆2011年、**ギリシャ国債価格等の急落**を受けて、ドイツやフランス等の**欧州大手金融機関の経営が悪化**し、**政府による支援も**

# 欧州債務危機の基本的な構図

○ 欧州債務危機においては、財政の信認低下に伴う国債金利の上昇(国債価格の下落)により、「財政危機」が発生する中で、財政問題発の「金融危機」が同時に発生し、当該国のみでは対応できないリスクが顕在化。

## ■ 欧州債務危機の基本的な構図



## ■ 国債金利の上昇 (ギリシャ支援要請時点(2010.4.23)以降)

ギリシャ	アイルランド	イタリア	ポルトガル	スペイン
8.66%	4.78%	4.01%	4.97%	3.98%

<b>37.10%</b> (2012.3.2)	<b>14.08%</b> (2011.7.18)	<b>7.26%</b> (2011.11.25)	<b>17.39%</b> (2012.1.30)	<b>7.62%</b> (2012.7.24)
-----------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------

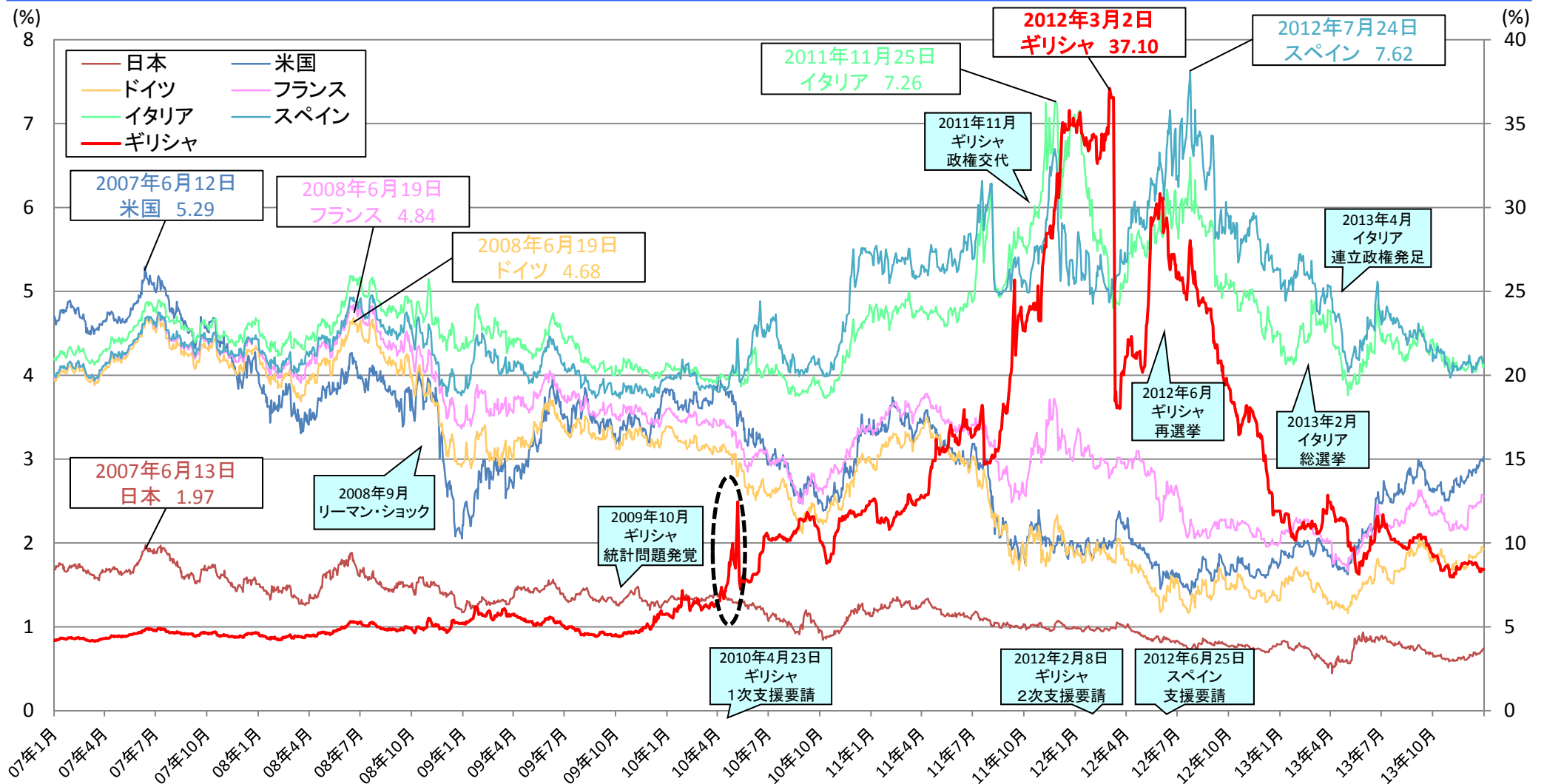
## ■ 相次いだ金融機関の財務状態の悪化

- 2011年、**ギリシャ大手4行**(ナショナル銀行・アルファ銀行・EFGユーロバンク・ピレウス銀行)は、保有するギリシャ国債の価格下落による損失により、債務超過に。
- このため、**ギリシャ政府**は、ユーロ圏等からの支援を受けて、2012年、4行に対し、総額275億ユーロの資本注入等を実施。
- 2011年10月、ベルギー・フランス大手金融機関の**デクシア**は、保有するギリシャ国債等における損失により、資金繰りに行き詰まり、**ベルギー・フランス・ルクセンブルク政府**は、900億ユーロの流動性支援保証を実施。
- 2011年、フランスの**BNPパリバ**やドイツの**コメルツ銀行**は、保有するギリシャ国債等における損失により、2010年対比で大幅減益に。こうした、GIIPS諸国に対するエクスポージャーの大きさも一つの要因となり、格下げも行われた。

# 欧州債務危機時の各国の金利変動の状況（※ギリシャのみ右軸）

資料 I - 2 - 11

- リーマン・ショック以前は、欧州各国のスプレッドは縮小。
- 市場において財政の信認が低下した状況下では、財政や経常収支の状況が悪い国を中心に、政治状況や財政政策等により、金利が大きく変動。



(出典) Bloomberg

(注) 10年国債の金利。ギリシャ国債は、民間債権者との債務交換に伴い、2012年3月12日より交換後の新発債にて取引が行われている。本資料では、2012年3月12日以降、2023年償還のギリシャ国債の金利を使用しており、債券交換前と比較して低くなっている。

# 欧州債務危機の発生による経済・社会等への影響

○ 経済や失業率が大幅に悪化する中、財政再建の実施に伴う増税や年金支給額抑制等に不満を持つ国民によるデモやストライキが多発し、国内の政治情勢も不安定化。

## 経済状況の悪化 (実質GDP成長率・2012年)

ギリシャ	イタリア	ポルトガル	スペイン
▲7.0%	▲2.4%	▲3.2%	▲1.6%

## 失業率の悪化 (かつこ内は25歳未満の若年失業率) (2012年)

ギリシャ	イタリア	ポルトガル	スペイン
24.5% (55.3%)	10.7% (35.3%)	15.8% (37.9%)	24.8% (52.9%)

## 金融危機の発生

✓ ギリシャ等において、経済状況の悪化に伴う**不良債権の増加**や**金利上昇に伴う保有国債の価格下落**による損失等により、**金融機関の破綻**などが相次いで発生。

## 財政再建策の実施

EU・IMF等からの支援を受けた国では**国民の痛みを伴う厳しい財政再建策**を実施

ギリシャ	ポルトガル
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般政府財政収支対GDP比: 2009年▲13.6%→14年▲2.6%</li> <li>● 公務員人件費削減(ボーナス廃止・公務員数を2015年までに15万人削減等)</li> <li>● 年金支給額削減(ボーナス廃止・月1,400€超の年金給付を平均8%削減・支給開始年齢65歳への引上げ等)</li> <li>● 付加価値税の引上げ(21%→23%)等</li> <li>● 税制改革(各種控除・優遇税制等の廃止等)</li> <li>● 労働保護法制の見直し(パートタイム労働者活用拡大・最低賃金の22%引下げ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般政府財政収支対GDP比: 2010年▲9.1%→13年▲3.0%</li> <li>● 公務員人件費削減(賃金を平均5%削減し13年まで名目額を凍結、中央政府公務員数を2012年から14年まで年1%削減、管理職のポストの15%以上削減等)</li> <li>● 年金支給額削減(月1,500€超の年金受給者の年金を削減、給付額の凍結)</li> <li>● 教育・大規模インフラ等への歳出削減</li> <li>● 付加価値税の非課税対象品目や各種優遇税制等の見直し</li> <li>● 労働保護法制の見直し(雇用の柔軟性強化、失業手当の減額等)</li> </ul>

## デモ・ストライキの発生




✓ ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペイン等において、**失業率悪化**や**緊縮財政**に反対する**大規模なデモやストライキ**が多発。  
 ✓ 交通機関の運休、学校の休校や商店の閉鎖等により国民生活に悪影響も。

## 政治情勢の不安定化

✓ ギリシャ: 2012年5月、**財政再建**を実施してきた**連立与党が総選挙で過半数割れ**。連立協議も失敗し、**政治的空白**が発生。翌6月の再選挙で財政再建派が過半数獲得。  
 ✓ イタリア: 2012年12月、**財政再建を巡る連立与党内の対立**により、首相が辞意表明。翌年4月、**政権交代**。

# IMF・EUによる欧州諸国への支援内容

資料 I - 2 - 13

国名	合意時期	支援の内容	支援合意額 対GDP比	債務残高 対GDP比	危機の経緯
ギリシャ 	第1次支援 2010年5月	総額 1,100億€ 融資 EU: 800億€ (期間3年) IMF: 300億€ (期間3年)	50%	148%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ギリシャは、2001年のユーロ参加以降、高い経済成長を実現。一方、経常赤字が拡大し、海外投資家によるギリシャ国債の需要の高まり等を受け、資金調達が可能で、財政赤字は拡大し、債務残高も増加。</li> <li>● こうした中、財政統計の不正発覚を機に、財政に対する市場の信頼が失われ、国債金利が上昇し、市場からの資金調達が困難となり、支援を要請。</li> <li>● 支援の条件として、財政健全化目標の設定や、歳出・歳入両面の取組み等からなる財政再建策の実施に合意。</li> </ul>
	第2次支援 2012年3月	総額 1,730億€ 融資 EU: 1,447億€ (期間3年) IMF: 280億€ (期間4年)	89%	157%	
ポルトガル 	2011年5月	総額 780億€ 融資 EU: 520億€ (期間3年) IMF: 260億€ (期間3年)	46%	108%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際競争力のある産業が少なく、慢性的な経常赤字・財政赤字の状態。</li> <li>● ギリシャ債務危機を受けて、財政再建に取り組むも、2011年3月、財政再建策が議会において否決されたこと等を受けて、格付け会社が相次いで格下げを行ったこと等から、国債金利が上昇し、市場からの資金調達が困難に。</li> <li>● 支援の条件として、財政健全化目標の設定や、歳出・歳入両面の取組み等からなる財政再建策の実施に合意。</li> </ul>
スペイン 	2012年6月	総額 1,000億€ 融資 EUのみ (期間1年半)	10%	86%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リーマン・ショック後の2008年に不動産バブルが崩壊し、失業率が20%程度まで上昇するなど経済は著しく悪化。加えて、景気対策の実施により財政赤字が拡大。</li> <li>● 2010年9月以降、格付け会社が相次いで格下げを行ったこと等から国債金利が上昇する中、不良債権問題の深刻化による金融機関への支援の必要性に迫られるも、市場からの資金調達が困難に。</li> <li>● 支援の条件として、経営状態が悪化した金融機関に対する資本注入や破たん処理の実施等からなる金融セクター改革の実施に合意。</li> </ul>

(出典) 支援合意額は、IMF、欧州委員会。各国GDP、及び債務残高対GDP比は、IMF World Economic Outlook (2014年5月)より、支援合意の年末時点のデータ。

## <参考1> 日本の預金保険機構における資金援助等の実績

- ◆ 金融機関の破綻処理のための資金援助や経営健全化のための資本増強等を行うため、これまでの総額で約48兆円の資金を必要とした。市場から調達した資金の残高は、平成14年度末には最高約21兆円にのぼった。

金融機関の破綻処理のための資金援助(累積額)	約35兆円
経営健全化のための資本増強(累積額)	約13兆円

(出典) 預金保険機構「平成25年度 預金保険機構年報」

## <参考2>

- ◆ EUは、2012年10月に、恒久的な支援枠組みとしてESMを設立。最大融資可能額は5,000億€(約49兆円)。
- ◆ イタリア、スペインの2012年末時点での国債発行残高は以下のとおり。

イタリア	1.66兆€(約170兆円)
スペイン	0.74兆€(約77兆円)

(注) 為替レートは、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を用いた。



# 各国の財政健全化に向けた取組

○ 先進国は、リーマン・ショックを受けて悪化した財政の立て直しを進めるため、2010年6月のトロント・サミットにおいて、財政健全化のための計画にコミット。日本の財政健全化目標は、他の先進国と比べ、目標年次が遅く、内容も緩やか。

	フロー目標		ストック目標	
	目標年次	内容	目標年次	内容
日本以外の先進国	2013年	財政赤字を半減	2016年	債務残高対GDP比を安定化又は低下
日本	遅い 2015年度	緩い PB赤字を半減	遅い 2021年度以降	国・地方の公債等残高対GDP比を安定的に低下
	2020年度	PB黒字化		

## 【G20トロント・サミット(2010年6月26日、27日)】

### ○首脳宣言(仮訳)

…先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。

日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。

## 【G20サンクトペテルブルク・サミット(2013年9月5日、6日)】

### ○首脳宣言(仮訳)

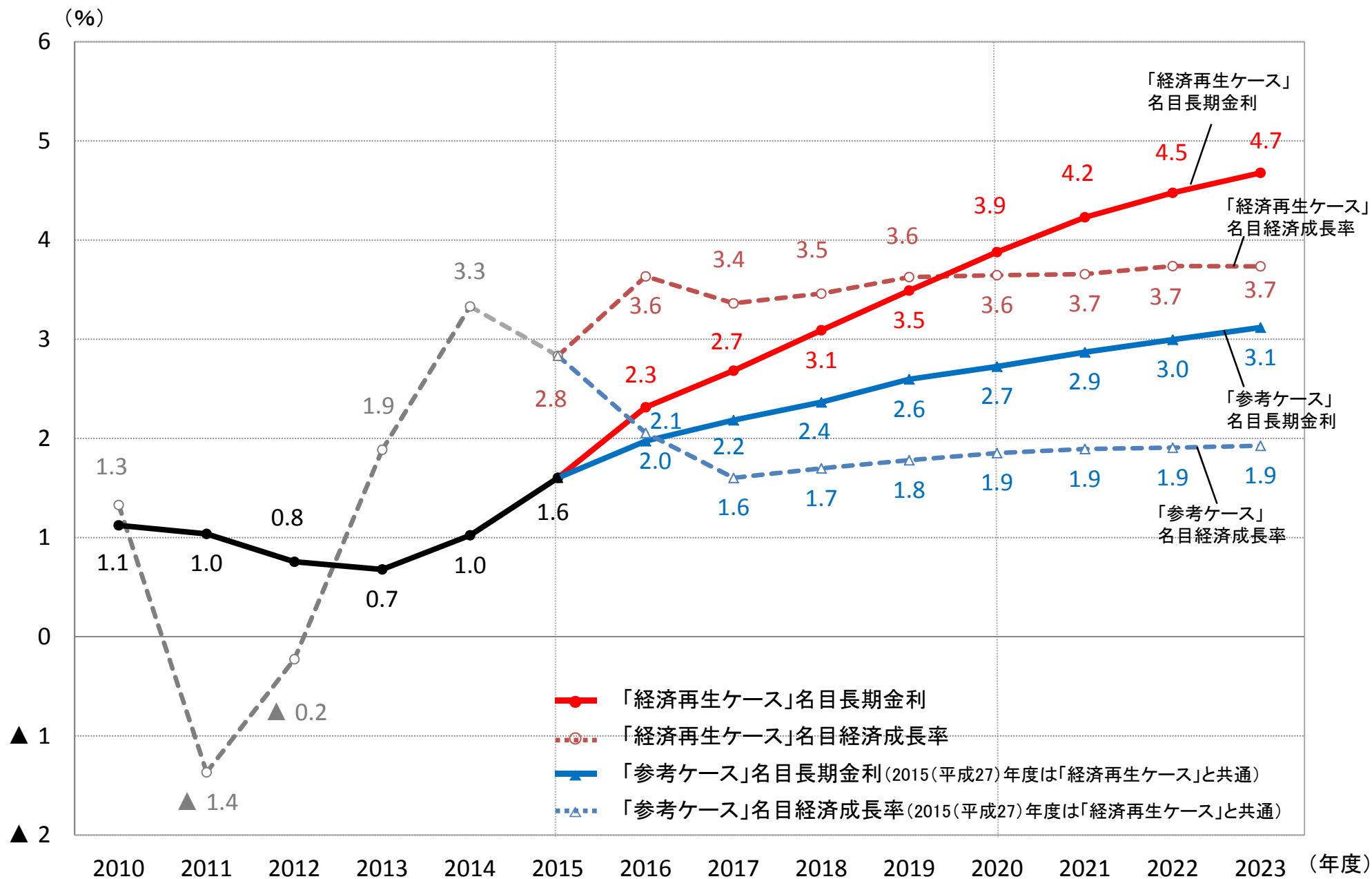
先進国において財政の持続可能性を確保しつつ、より強固で持続可能な回復を実現することは、引き続き極めて重要である。合意に沿って、全ての先進国は、信頼に足る意欲的な各国個別の中期的な財政戦略を策定した。これらの戦略は、債務対GDP比を持続可能な道筋に乗せつつ、経済成長と雇用創出を支えるため、短期的な経済状況を勘案し、機動的に実施される。…

### ○アクションプラン(仮訳)

合意に沿って、全ての先進国は、中期にわたり債務対GDP比を安定化または縮減させることに向けられた戦略を提示した。…日本は、2020年度までにプライマリー・バランスの黒字を達成した後、政府債務対GDP比を安定的に縮減することを目指す。…

# 名目経済成長率・名目長期金利の推移

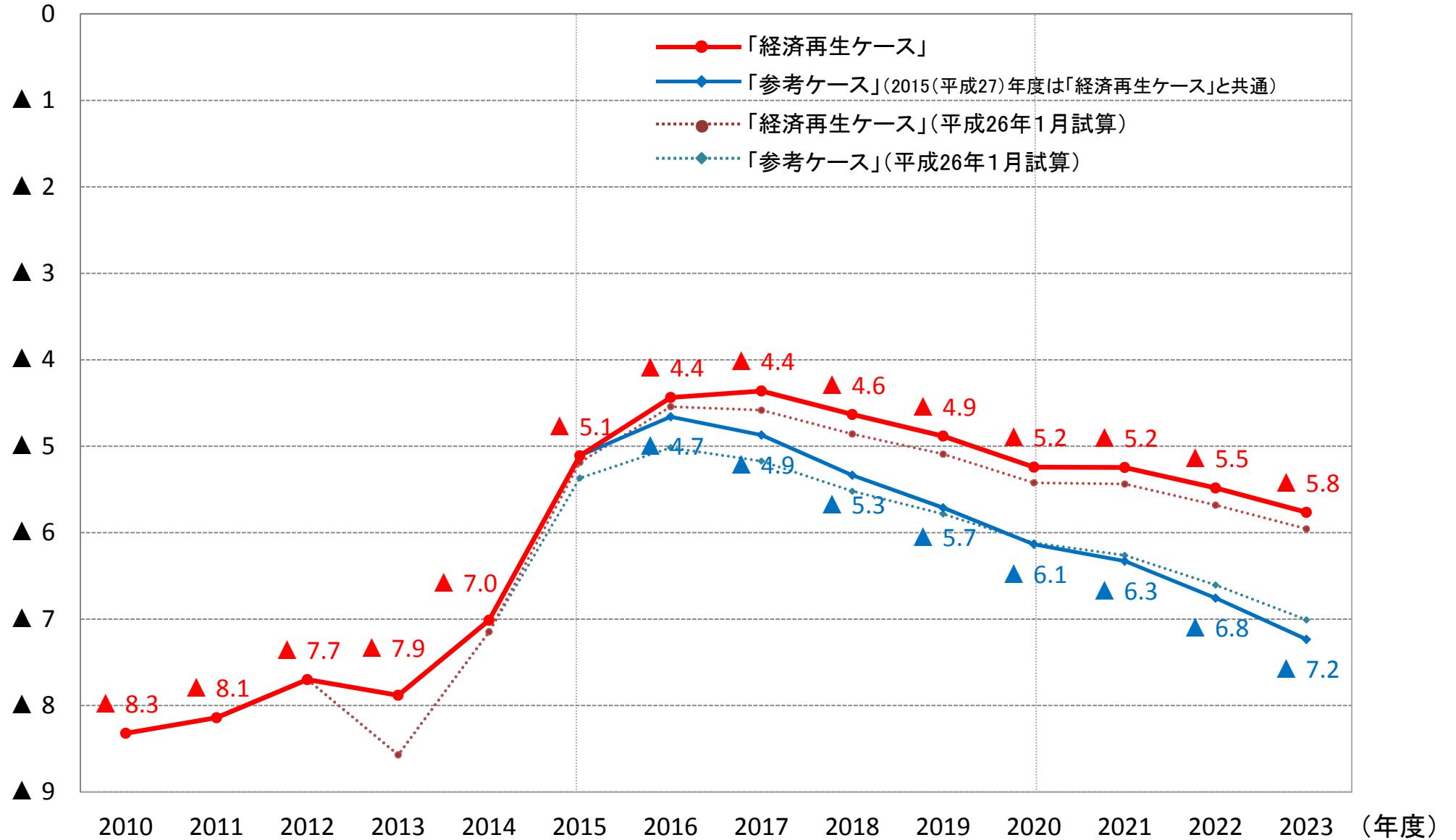
資料Ⅱ－１－２



# 国・地方の財政収支(対GDP比)の推移

資料Ⅱ-1-3

(対GDP比、%)

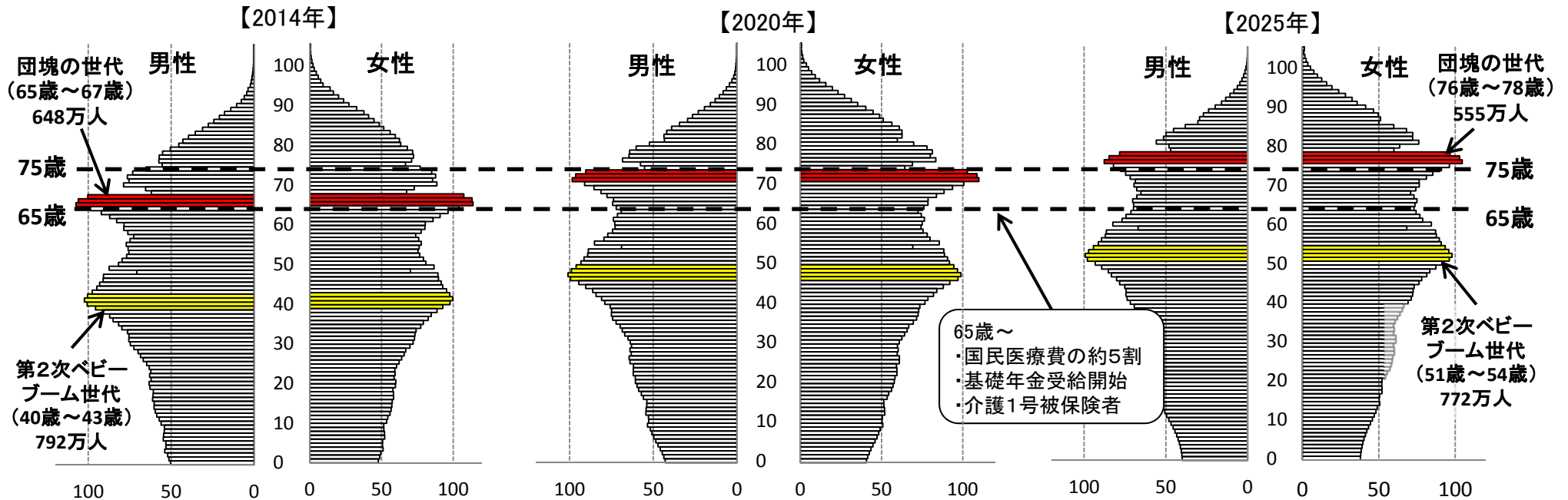


# 高齢化の影響(人口構成の推移と1人当たり医療費等)

資料Ⅱ-1-4

- 2025年には団塊の世代が全て後期高齢者(75歳以上)となる。
- 高齢になるほど一人当たり医療費や要支援・要介護認定率が高くなることから、年齢構成の高齢化に伴い医療費・介護費は継続的に増加。

＜人口構成の推移＞



＜年齢階層別一人当たり医療費等＞

	1人当たり医療費	1人当たり医療費国庫負担
75歳以上	89.2万円	32.6万円
65歳～74歳	55.3万円	8.5万円
64歳以下	17.5万円	2.7万円

	要支援・要介護認定率
75歳以上	31.3%
65-74歳	4.4%

(注1) 1人当たり医療費は、年齢階層別の国民医療費を人口で除して機械的に算出した金額。

(注2) 75歳以上の1人当たり国庫負担額は、後期高齢者医療にかかる国庫負担額(4.8兆円)を75歳以上の人口で除して機械的に算出した金額。

(注3) 65歳～74歳及び64歳以下の1人当たり医療費国庫負担額は、医療費に占める国庫負担額の割合をそれぞれの年齢階層における1人当たりの医療費に乗じて機械的に算出した金額。

(出典) 年齢階層別の人口割合は総務省「人口推計(23年10月)」、医療費は厚生労働省「平成23年度国民医療費の概況」、要支援・要介護認定率は社会保障人口問題研究所「将来人口推計」及び厚生労働省「介護給付費実態調査(平成24年11月審査分)」による。

## ○経済の見直し

- 年央試算における足元の経済動向を踏まえ、2015(平成27)年度の経済成長率を見直し(名目3.4%→2.8%)  
⇒「経済再生ケース」では、前回試算同様、10年平均(2013～2022年度)で名目3%程度、実質2%程度の成長率を維持。

## ○2015(平成27)年度

- 歳入面(一般会計)では、平成25年度決算の一定の特殊要因を除いた税収増(+0.6兆円)と名目経済成長率の見直しによる税収減(▲0.3兆円)により、税収は55.6兆円(前回試算から+0.3兆円)
- 歳出面(一般会計)では、一定の歳出削減を前提に、PB対象経費は前回試算同様、74.4兆円
- 国・地方PB対GDP比は、前回試算同様、▲3.2%の赤字。  
⇒ 半減目標(▲3.3%)を達成しているが、▲3.3%との差は0.7兆円台半ばに留まる。このため、全く楽観視できず、歳入面・歳出面の努力を緩める状況にはない。

## ○2020(平成32)年度

- 平成25年度決算の一定の特殊要因を除いた税収増を機械的に織り込み、国・地方PB対GDP比は若干の改善を示すものの、黒字化までは依然として▲1.8%(11.0兆円)の赤字。  
※前回試算:▲1.9%(11.9兆円)の赤字  
⇒ 各年度の予算編成において収支改善が可能なときにはできる限りの改善を図るとともに、黒字化に向けた具体的な道筋を検討する必要。

## 4. 取り組むに当たっての基本姿勢

人口減少克服・地方創生のためには、具体的な政策目標を掲げ、その実現に向けて従来型の発想にとらわれず英知を結集し、あらゆる効果的な政策手段を総動員しなければならない。「縦割り」を排除するとともに、個性あふれる「まち・ひと・しごと」創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は採らない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要となる。本部員は、こうした点を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組む必要がある。

- ① 的確・客観的な現状分析と将来予測を踏まえた、中長期を含めた政策目標（数値目標）を設定の上、効果検証を厳格に実施し、効果の高い政策を集中的に実施する。「バラマキ型」の投資などの手法は採らない。
- ② 各府省庁の「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開する。例えば、地域再生のためのプラットフォームを整備するとともに、地方居住推進のためのワンストップ支援や小さな拠点における生活支援など、同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施する。
- ③ 人口減少を克服するための地域の効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築を図り、税制・地方交付税・社会保障制度をはじめとしたあらゆる制度についてこうした方向に合わせて検討する。
- ④ 地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する。国と地方及び地方自治体間で連携・協働するとともに、地域に根ざした民間の創意工夫を後押しする。
- ⑤ 現場に積極的に出向き、地域における先進・成功事例だけでなく、成功には至らなかった事例も含め、得られた知見を今後の政策展開に生かす。

## I. 総論

### 5. 我が国の財政健全化に向けた取組みについて

#### (2) 今後の予算編成における取組み

むしろ、2020年度までの国・地方PB黒字化を実現するための具体的な取組みを早急に検討すべきである。 26年5月6日に公表されたOECDエコノミックアウトルックでは、「公的債務総残高がGDP比で230%を越える中では、依然として、2020年度までのPB黒字化目標を達成するための詳細かつ信認における財政健全化計画が、日本の財政に対する信認を維持するための最優先事項であることに変わりはない。」と指摘している。その具体的な取組みを検討する中で、現行の「中期財政計画」を踏まえ、社会保障については、中期的に給付と負担の均衡を実現できるよう、各年度において着実に取組みを進め、社会保障以外については各年度同程度の水準を基本としつつ、PB対象経費全体について極力抑制すべきである。

来年度予算編成においては、これらの取組みの初年度として、前年度同様に「中期財政計画」に沿って最大限努力することで、財政健全化目標達成に向けた取組みを加速し、その上で来年度予算に基づいて、その後の5年間の取組みについて来夏までにさらに具体的な工程を明らかにする必要がある。

## 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

### 1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

(当面の財政健全化目標に向けて)

上記の考え方の下、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

「中期財政計画」にのっとり歳出の徹底した重点化・効率化などの収支改善努力を継続し、まずは2015年度目標の着実な達成を目指す。

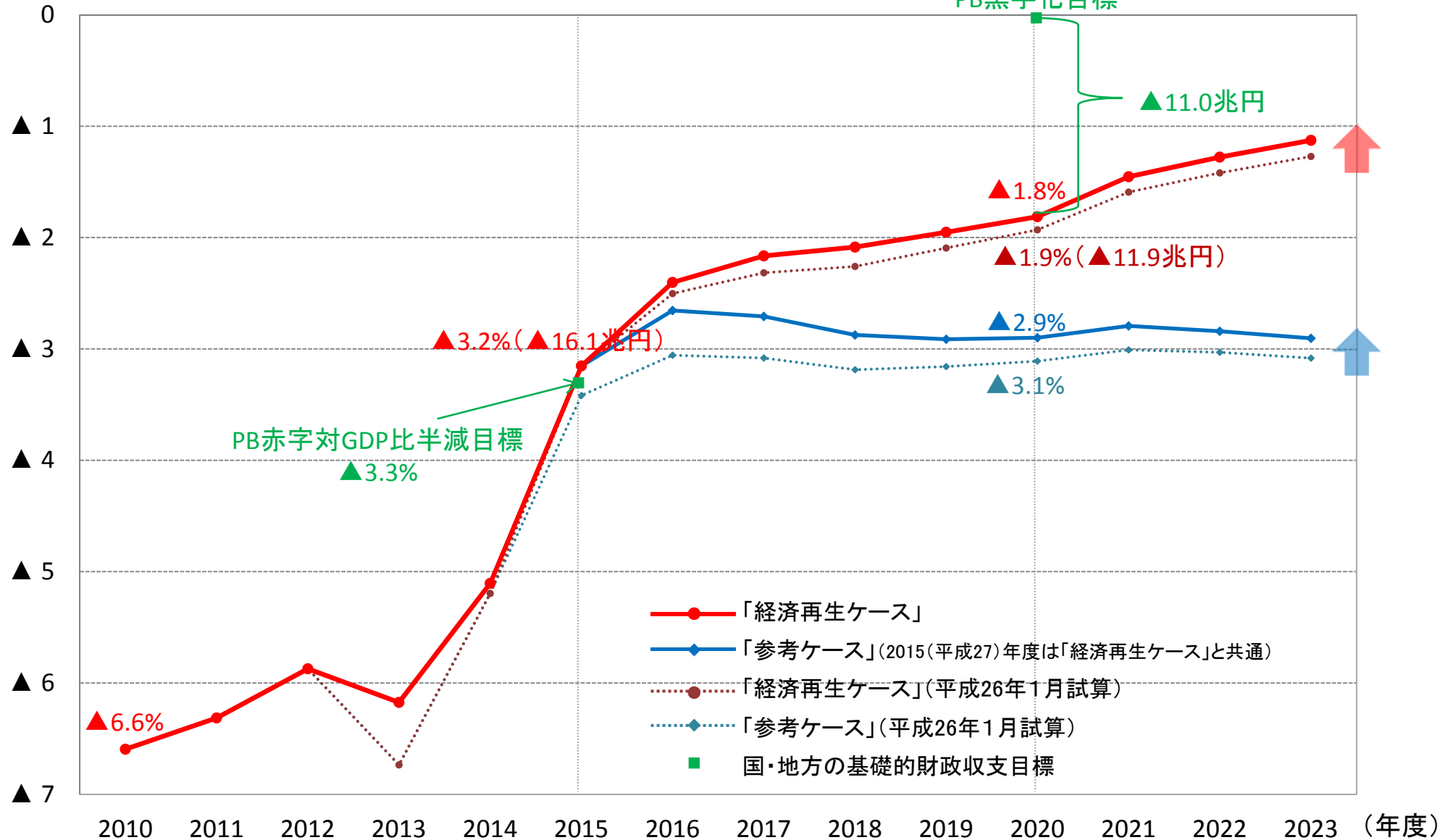
2020年度の基礎的財政収支の黒字化に向けては、2015年度予算編成等を踏まえ、具体的な道筋を早期に明らかにできるよう検討を進める。経済再生の進展を確かなものとしつつ、収支改善が可能なきにはできる限りの改善を図る。

また、人口高齢化等を背景として増大する社会保障については、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な制度の確立に向けて着実に取組を進める。社会保障以外の支出については一層の重点化・効率化を進め、できる限り抑制する。



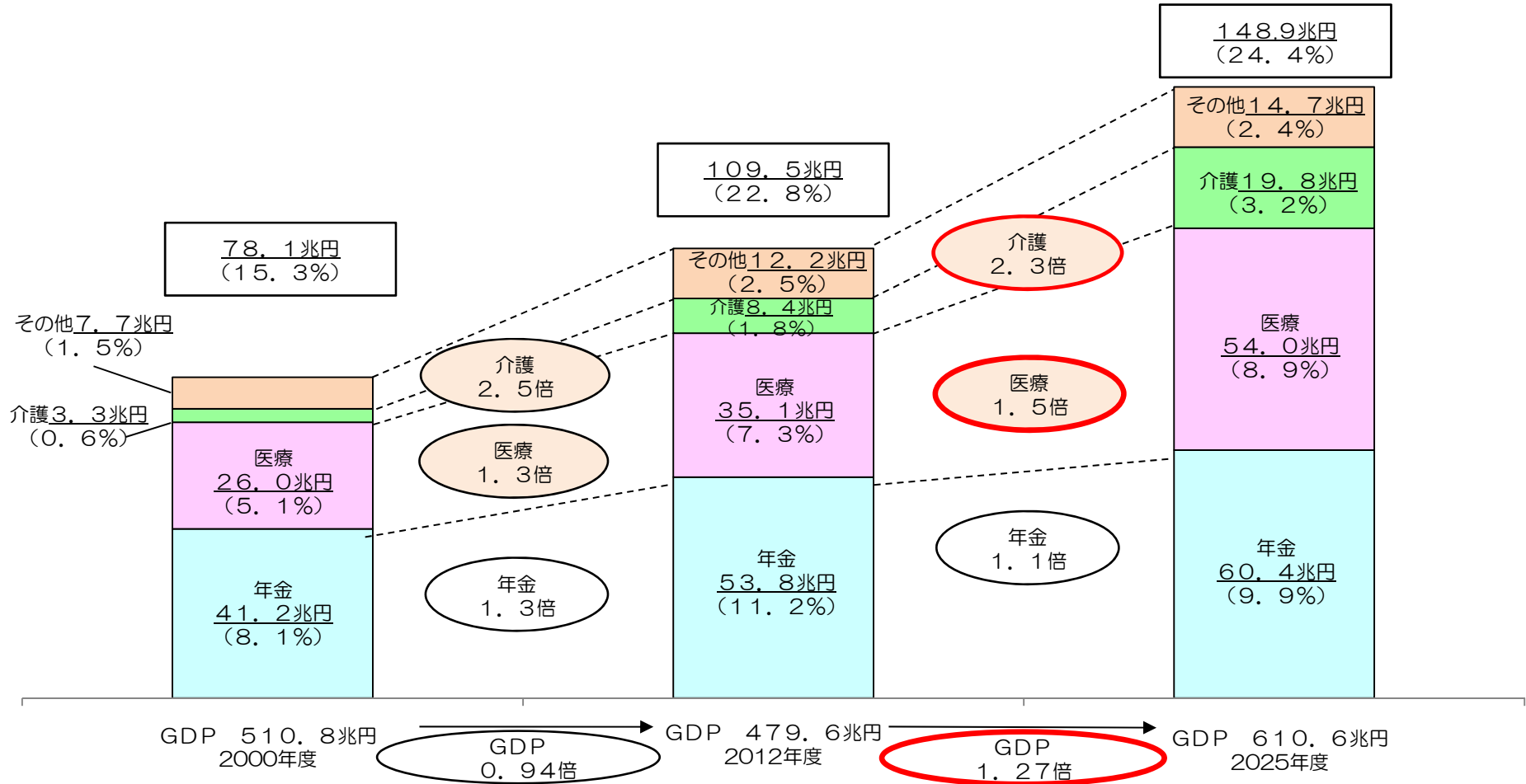
# 国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)の推移

(対GDP比、%)



# 社会保障給付費の見通し

- **2025年**には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる「超高齢社会」を迎え、医療・介護のニーズもピークに向かう。
- 社会保障給付は、高齢化とともに今後も急激な増加が見込まれ、税・社会保険料といった国民負担の増大が見込まれる。特に、医療・介護分野における給付の増加が顕著であり、国民負担（財源調達力）のベースとなるGDPの伸び（消費税込）及び現役世代の負担能力の伸び（保険料収入）を上回って増加の見通し。



(出典) 2000年度における社会保障給付費は国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」、GDPは内閣府「国民経済計算」による。2012年度及び2025年度における社会保障給付費及びGDPは平成24年3月30日厚労省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)」による。

(注1) 表記額は実額、( )内の%表示はGDP比。

(注2) 「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

# 医療・介護分野における給付費の見通し・伸びの要因

資料Ⅲ－１－２

- 2025年に向けて75歳以上の人口数は約700万人増加（全人口に占める割合は11.5%→18.1%）。
- 75歳以上の1人当たりの医療費や介護給付費はそれ以下の世代と比較して急増するほか、一体改革時の厚労省試算においては医療の高度化その他のサービス充実による単価増を相当程度見込んでいる。

	人口		1人当たり国民医療費		1人当たり介護給付費	
	2012年	2025年	2011年	2025年(試算値)	2012年	2025年(試算値)
75歳以上	1,519万人 (11.9%) <small>(+約700万人、年平均+2.8%の増)</small>	2,179万人 (18.1%)	89.2万円 (国庫負担額32.6万円)	134万円 (国庫負担額49万円)	46.1万円 (国庫負担額13万円) <small>(要支援・要介護認定率31.3%)</small>	83万円 (国庫負担額24万円)
65-74歳以下	1,560万人 (12.2%)	1,479万人 (12.3%)	55.3万円 (国庫負担額8.5万円)	83万円 (国庫負担額12.8万円)	5.0万円 (国庫負担額1.4万円) <small>(要支援・要介護認定率4.4%)</small>	9万円 (国庫負担額2.5万円)
64歳以下	9,805万人 (75.9%) <small>(約▲1400万人、年平均▲1.2%の減)</small>	8,409万人 (69.7%)	17.5万円 (国庫負担額2.7万円)	26万円 (国庫負担額4.1万円)	—	—

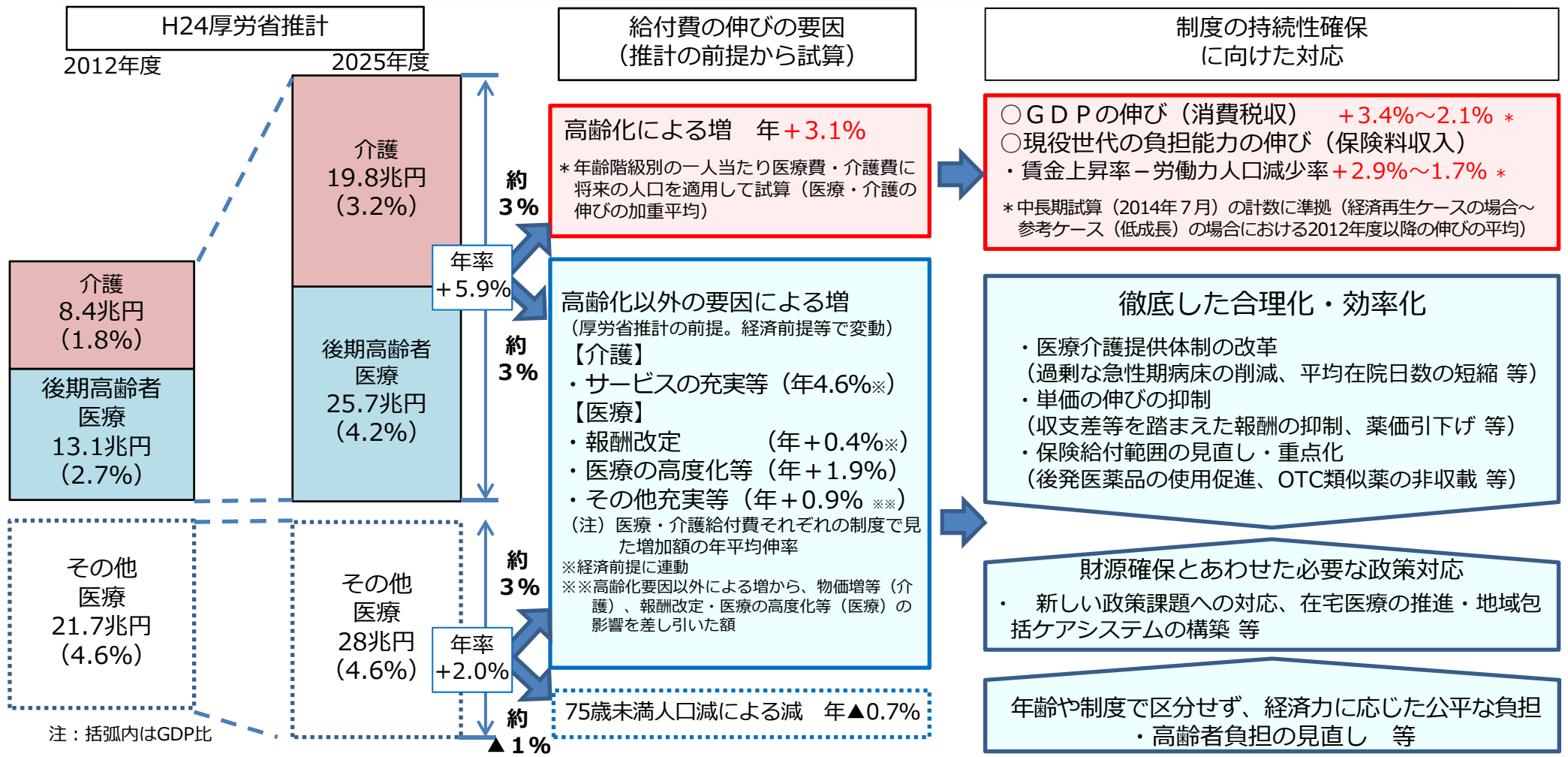
(注) 1人当たり国民医療費及び介護給付費は、年齢階級別の国民医療費及び介護給付費（償還払いの費用（福祉用具購入等）等を除く）を人口で除して機械的に算出した金額。また、国民医療費の国庫負担額は2011年における後期高齢者医療にかかる国庫負担額（4.8兆円）を75歳以上の人口で除して機械的に算出。介護給付費の国庫負担額は、2012年度予算における介護給付費の国庫負担額の割合を機械的に乗じた金額。

2025年の国民医療費・介護給付費は、H24厚労省推計における給付費の伸びのうち高齢化要因を除いた増加額を試算し、その伸率を単純に乗じて試算したもの。

(出典) 2012年の年齢階層別の人口割合は総務省統計局「人口推計（24年10月）」、2025年の人口は社会保障人口問題研究所「将来人口推計」、1人当たり国民医療費は厚生労働省「平成23年度国民医療費の概況」、1人当たり介護給付費は、総務省統計局「人口推計（24年10月）」、厚生労働省「介護給付費実態調査（平成24年）」、要支援・要介護認定率は、総務省統計局「人口推計（24年10月）」、厚生労働省「介護給付費実態調査（平成24年11月審査分）」。

# 医療・介護給付費の見通し・増加の要因分析と課題

- 2025年までの医療・介護給付費の増加の9割は後期高齢者医療と介護
  - ・ <後期高齢者医療・介護給付費の伸び（2025年までの平均）>
    - 毎年+5.9%（うち高齢化要因+3.1%）
    - 高齢化要因+3.1%だけで経済再生ケース（平均成長率3.4%）を中期的に維持した場合の国民の負担能力の伸びとほぼ同じ【GDP伸び3.4%。現役世代の負担能力（「賃金上昇率」-「労働人口減少率」）伸び2.9%】
  - ・ <その他医療費（75歳未満）の伸び>
    - 75歳未満人口の減もあり、ほぼ経済の伸びと同程度の伸び。
- 制度の持続性確保のため、高齢化を超える自然増について、徹底した効率化・合理化を行うとともに、必要な政策対応は制度改正等による財源確保を行い、中期的に給付の伸びと国民の負担能力の伸びを近づけていく必要。



# 医療提供体制の改革

資料Ⅲ－１－４

- 医療提供体制の改革は各地域において行われる必要があり、県が主体的な役割を担えるような環境整備が重要。
- 27年度から医療提供体制改革が実施に移されるよう、4つの制度改革を実効性ある形で速やかに行う必要。

改革項目	主体、内容	時期	国の取組み
1. 地域医療構想の策定	○県 ○2025年の各医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)ごとの必要病床数等	27年度～	○ガイドライン(各医療機能毎の必要病床数に係る標準的な算定式等)策定 【26年度中】
2. 医療費適正化計画の見直し	○県 ○地域医療構想と統合的な医療費水準に関する目標設定等	28年度中 (遅くとも29年度中)	○目標設定に必要な標準的な算定式の提示等 【27年度中】
3. 国民健康保険の運営主体の都道府県への移行 地域医療構想実現に向けた都道府県の権限強化	○県 ○国保の標準保険料の決定など ○地域医療構想を実現するための権限強化 ・医療関係者等との「協議の場」の設置 ・不足している医療機能提供の要請 ・稼働していない病床削減の要請 ・要請に従わない場合の知事勧告 ・勧告に従わない場合の医療機関名の公表等	未定 ※今般の医療保険制度改革の中で検討	○具体的な仕組みを27年度医療制度改革法案に規定。  ○県の権限の的確な行使のための環境整備
4. 財政措置の拡充等 ・基金の設置(消費税財源) ・国保の財政基盤強化等	○県 ○基金を活用した病床の機能分化・連携等の推進	26年度～ 29年度	○27年度以降の基金の効果的な予算執行等 ○国保に対する財政支援の拡充、国保の財政上の構造問題の解決 具体策を27年度医療保険制度改革法案等で決定 * 低所得者対策に係る保険料軽減制度・保険者支援制度の拡充(2,200億円)は決定済み。

# 保険給付の範囲の見直し

○ 医療制度の持続可能性を確保する観点から、患者のQOL等に配慮しつつ、保険給付の範囲を抜本的に見直し、給付を重点化していくことが必要。

改革項目	内容
1. 後発医薬品の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「遅すぎ、低すぎ」の状態にある後発医薬品使用割合の目標の再設定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険者がその機能を発揮して被保険者に後発医薬品の使用を促す仕組みの強化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>後発医薬品が存在する先発医薬品について、保険給付額を後発医薬品の価格に基づいて設定する患者インセンティブ制度の検討</li> </ul>
2. 在宅療養等との公平確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院患者の食事代見直し</li> <li>市販品類似薬の保険給付対象からの除外</li> </ul>
3. 医療提供施設相互間の機能分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>紹介状なしで大病院を受診する場合の患者負担の仕組みの導入</li> </ul>
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクの大きさや医療技術のQOL等への影響度に応じた患者負担のあり方の見直しの検討</li> <li>柔道整復療養費のあり方の見直しの検討</li> </ul>

後発医薬品使用割合  
[数量ベース、2010年(平成22年)]

日本	約40% (目標は平成30年で60%)
アメリカ	約90%
イギリス	約70%強
ドイツ	約80%強
フランス	約60%強

平成24年時点では **70.69%**

保険者機能を通じた後発医薬品使用促進のために活用が考えられる仕組み

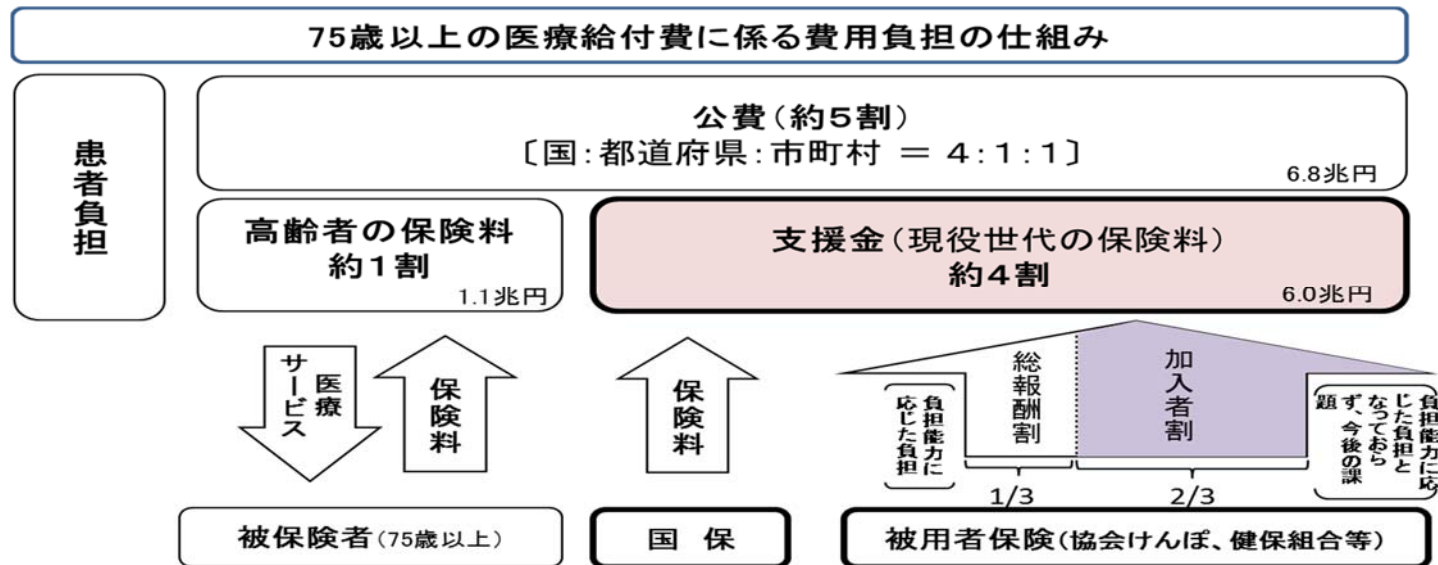
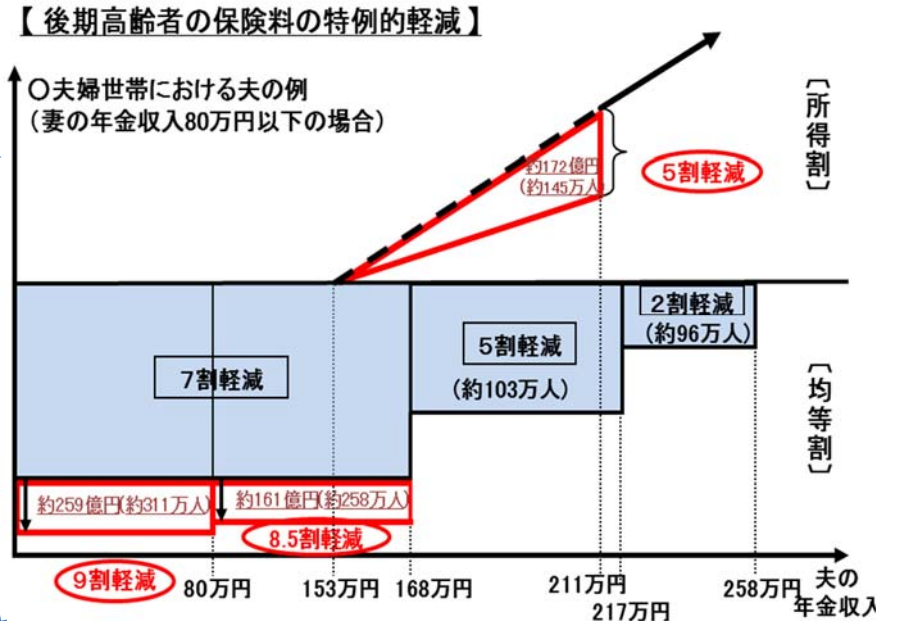
保険者(保険者数)	加入者数	活用が考えられる仕組み
国保(1,717)	3,466万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな財政支援の活用</li> <li>後期高齢者支援金の加減算制度</li> </ul>
被用者保険 ・協会けんぽ(1) ・組合健保(1,431) ・共済組合(85)	7,345万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者支援金の加減算制度</li> </ul>
後期高齢者医療制度(47広域連合)	1,517万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別調整交付金の配分</li> </ul>

# 負担の公平確保

資料Ⅲ-1-6

○ 高齢化の更なる進展今後、現役世代の社会保障負担の増大が見込まれる中、制度の持続性確保のためには、年齢や制度で区分せず、経済力に応じて公平に社会保障の費用を負担していくことが必要。

改革項目	内容
1. 高齢者の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 後期高齢者の保険料特例措置の廃止</li> <li>➤ 高額療養費の外来特例の廃止</li> <li>➤ 後期高齢者の自己負担割合等のあり方の検討</li> </ul>
2. 現役世代の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 後期高齢者支援金について全面総報酬割への移行</li> <li>➤ 標準報酬月額等の上限引上げ</li> <li>➤ 被用者間の負担の公平化を図る各種の措置の検討</li> </ul>
3. 保険者への公費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 協会けんぽに対する国庫補助率の、リーマンショック後の危機対応措置を開始する前の水準（13%）への段階的引下げ</li> <li>➤ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の原則廃止</li> </ul>



# 平成27年度介護報酬改定

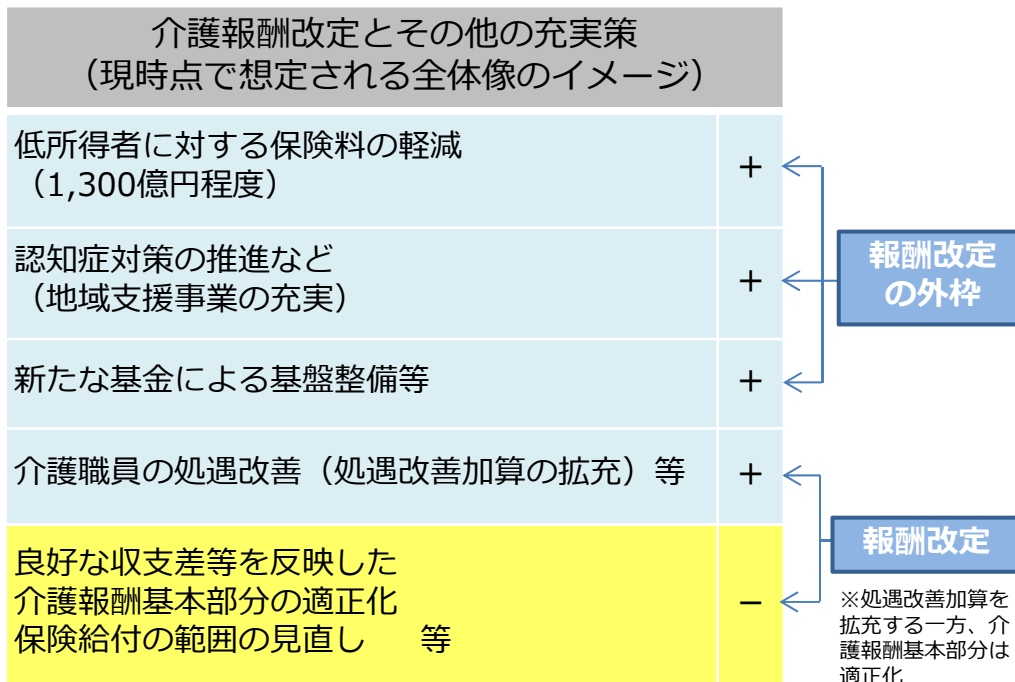
- 介護報酬改定についてはメリハリが必要。具体的には、
  - ① 消費税財源を活用して介護職員の処遇改善加算措置の拡充等を行う。
  - ② 一方で、
    - イ) 事業類型毎の収支状況（全体は良好：加重平均8%（中小企業の平均は2%））**
    - ロ) 社会福祉法人の内部留保等**
 を反映した、報酬基本部分の適正化を行う必要。
- ⇒ **報酬改定全体としてはマイナスにし、市町村の介護保険料・利用者負担等の国民負担を抑制**（報酬△1%で国民負担△1千億円）
- あわせて、**介護報酬改定の外枠で消費税財源を活用して様々な充実策（\*）を実施**。
  - ⇒ **これらを含めた全体像で議論する必要**。
  - \* 低所得者に対する保険料の軽減、認知症対策の推進など地域支援事業の充実、新たな基金による基盤整備等

過去の介護報酬改定率の推移

改定時期	改定率
平成15年度改定	▲2.3%
平成18年度改定	▲0.5%      【▲2.4%】
	【 】：17年度改定を含めた率
平成21年度改定	+3.0%
平成24年度改定	+1.2% ・ 処遇改善加算 +2% ・ 報酬基本部分等 ▲0.8%
平成26年度改定	+0.63%（消費税対応）

経済財政運営と改革の基本方針2014（抄）

平成27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。





# 介護報酬改定の国民生活への影響

○ 介護報酬水準を約▲1%適正化すれば、市町村の介護保険料・利用者負担等の国民負担は年間約▲1,000億円軽減される。

介護費用約10.0兆円

税金 約5.2兆円 (国 : 約2.6兆円 地方 : 約2.6兆円)	保険料 約4.1兆円 (高齢者の保険料 : 1.9兆円 若年者の保険料 : 2.1兆円)	利用者負担 約0.7兆円
--	--	-----------------

介護報酬水準の適正化を行った場合



約▲1%当たり約▲1,000億円の介護費用の減少

国民負担の軽減（税金、保険料、利用者負担）



介護事業者の収支の適正化、  
 社会福祉法人における内部留保の更なる蓄積の抑制 等

税金 約▲520億円 (国 : 約▲260億円 地方 : 約▲260億円)	保険料 約▲410億円 (高齢者の保険料 : 約▲190億円 若年者の保険料 : 約▲210億円)	利用者負担 約▲70億円
---	---	-----------------

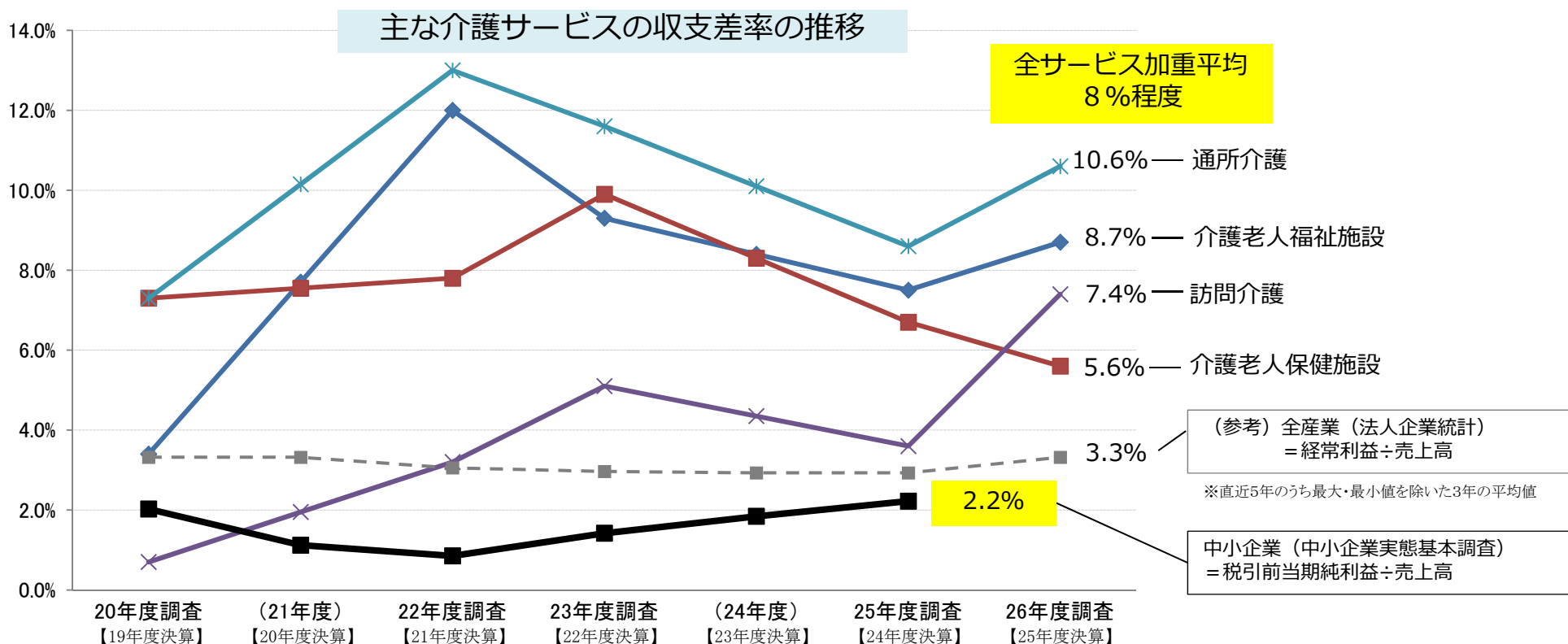
(注) 平成26年度予算における財源構成比に基づき機械的に按分したもの。

# 介護事業者の収支状況

- 介護サービス全体の平均収支差率は**+8%程度**（注1）と一般の中小企業（注2）の水準（+2～3%弱）を上回る。
- 消費税財源を活用して**介護職員の処遇改善加算の拡充を図る一方、事業類型毎の収支状況を反映させ、介護報酬基本部分を適正化（事業類型別に異なるが、全体としては中小企業並みの収支差となる▲6%程度の適正化）**する必要。

（注1） 介護総費用におけるサービス毎の構成比に基づき、平均収支率の加重平均値を財務省において試算（出所：厚生労働省「介護給付費実態調査（26年4月審査分）」、「平成26年介護事業経営実態調査結果」）。

（注2） 中小企業の定義はサービス業で資本金5,000万円以下又は従業員100人以下とされるが、24年経済センサスによれば、資本金5,000万円未満の企業の売上高が全体の売上高に占める比率を見ると、全産業では3割強を占めるにすぎないのに対し、老人福祉・介護事業では7割程度を占める。



※1 20年度、23年度及び20年度は「介護事業経営実態調査結果」、22年度及び25年度は「介護事業経営概況調査結果」。21年度・24年度（調査未実施）は線形補完。

※2 収支差率 = (収入 - 支出) ÷ 収入  
 収入 = 介護事業収益 + 介護事業外収益 - 国庫補助金等特別積立金取崩額  
 支出 = 介護事業費用（給与費、減価償却費等）+ 介護事業外費用 + 特別損失 - 国庫補助金等特別積立金取崩額

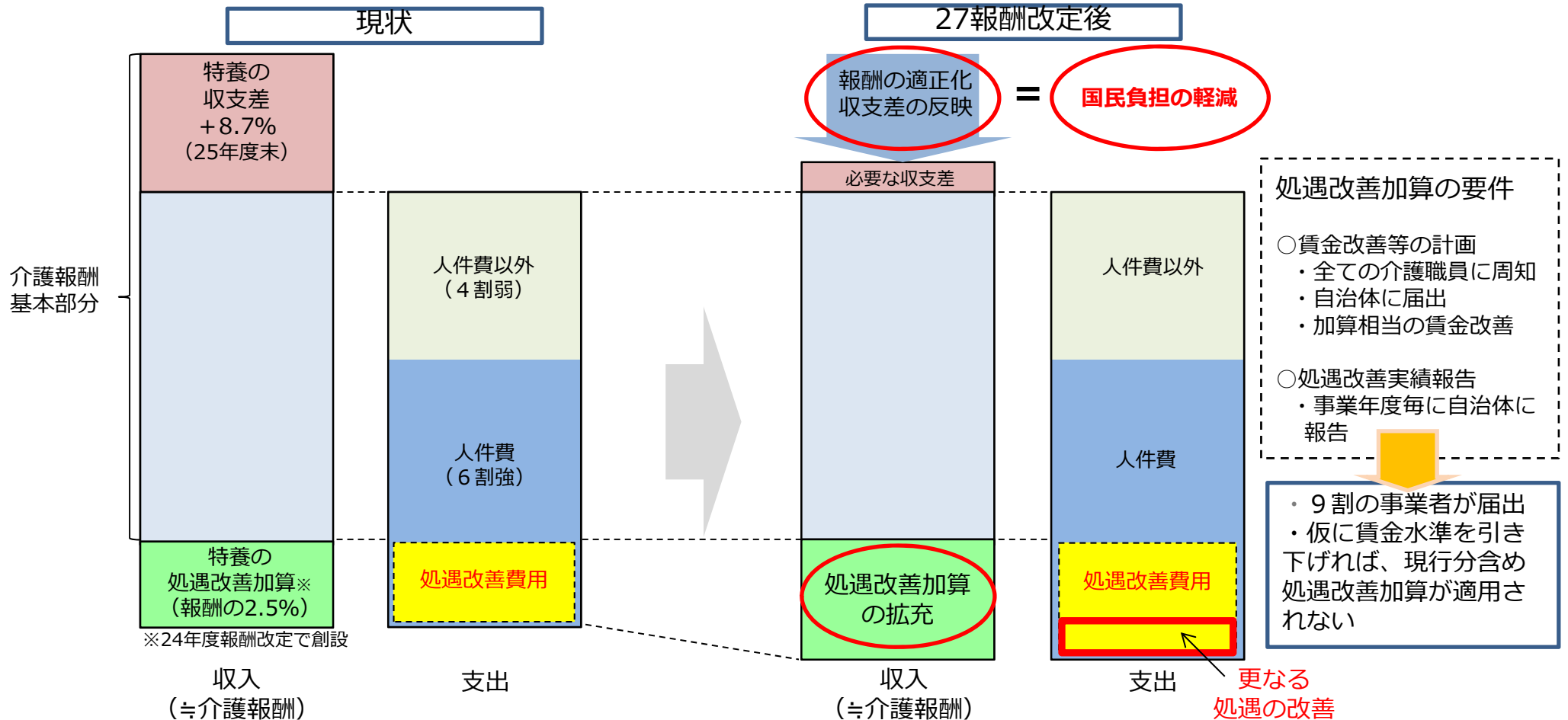
特養内部留保 (24年度)	1施設当たり	全体
発生源内部留保	3.1億円程度	2.1兆円程度
実在内部留保	1.6億円程度	1.1兆円程度

# 処遇改善加算の拡充と介護報酬基本部分の適正化の関係 資料Ⅲ-1-10

【介護職員の処遇改善加算を拡充する一方、事業類型ごとの収支差等を踏まえて介護報酬の基本部分の適正化を行う場合】

- ・ **処遇改善加算は、介護従事者の処遇改善を行う事業者のみに対する加算**であり、**処遇改善と介護報酬の加算が直結**。  
 \* 処遇改善加算は、政策的な処遇改善に必要な費用の全額を手当するため、事業者に追加的な負担を求めるものではない。
- ・ 一方、**報酬基本部分の適正化は収支差を適正水準まで引き下げるもの**であり、**現在の人件費等の支出に基本的に影響を与えない**。
- ・ なお、**現在約9割の事業者が処遇改善加算を届出**。仮に事業者が賃金水準を引き下げれば、事業の存続が著しく困難な場合を除き、現行適用分を含め処遇改善加算の適用がなくなる。
- ・ 雇用情勢の改善等も背景に介護従事者の確保が課題となる中、多くの事業者が処遇改善加算を活用すると見込まれる。

## 【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の場合】（イメージ）



# 子育て支援策の現状と事業主負担のあり方

- 現金給付である児童手当・育児休業給付は、事業主負担を主たる財源としていたが、公費中心に充実してきた結果、事業主負担割合は2割程度まで低下。また、保育所等の現物給付も専ら公費を財源とし、今後も公費を基本に対応するとされている。
- 子育て支援は現在及び将来の労働力確保にも資する施策であり、社会全体でその費用を賄う観点から更なる充実が必要な保育の現物給付(例えば保育所運営費)に一定の事業主負担を導入することを検討すべきではないか。

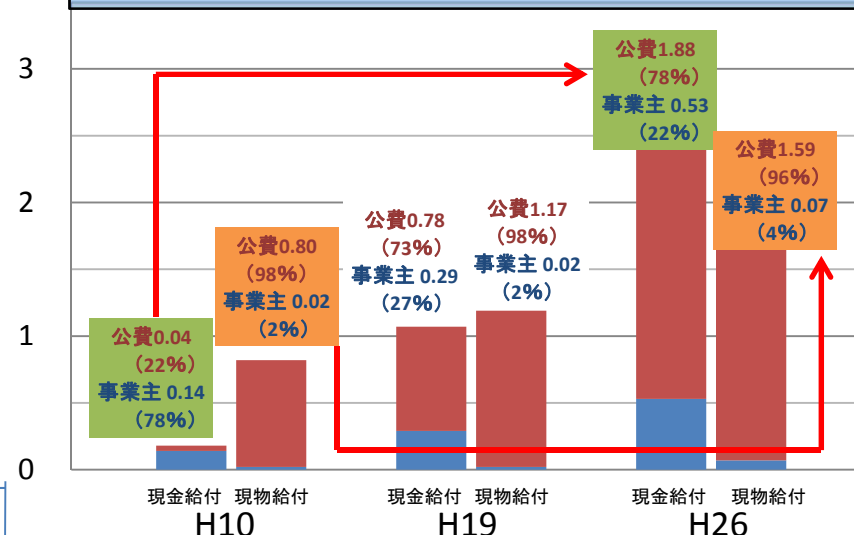
(注)これにより不要となる公費は他の子育てサービスの充実に充当し、公費支援は縮小しないことが検討の前提。

主な子育て支援策(26年度予算)

(単位:兆円)

		保護者負担	公費負担 (国地方)	事業主負担 (負担割合)
現金給付	児童手当	—	1.9兆円	1800億円 (9%)
	育児休業給付	—	250億円	3500億円 (93%)
	合計	—	1.9兆円	5300億円
現物給付	保育所運営費	0.88兆円 (0.56兆円)	1.3兆円 (0.9兆円)	52億円 (—)
	・私立保育所			(—)
	・公立保育所(地財措置)	(0.32兆円)	(0.4兆円)	(—)
	・事業所内保育		(—)	(52億円)
	(参考) 私立幼稚園	(0.3兆円)	(0.3兆円)	(—)
	休日保育・病児保育 ・延長保育(注)	300億円	600億円	300億円 (1/3)(注)
	放課後児童クラブ(注)	900億円	600億円	300億円 (1/3)(注)
児童入所施設	19億円	0.2兆円		
合計	1.0兆円	1.6兆円	652億円	

子育て支援策は近年公費中心に拡充



**社会保障・税一体改革における整理**

- 子ども・子育て支援は公費で負担することが基本。
- 保育所運営費等に消費税財源を0.7兆円充当。
- 更なる拡充について財源確保とあわせて検討。

**現在及び将来の労働力確保にも資する施策であり、事業主負担を含め社会全体で費用負担すべきではないか**

(注)質の改善に係る費用については事業主負担を充当しない(公費で対応)と整理(H24.3.2 少子化社会対策会議決定)

# 子育て支援に係る事業主負担のあり方

- 事業所内保育所の設置等に係る助成が雇用保険料を財源として行われているが、子ども・子育て支援新制度施行後は、認可を受けた事業所内保育は新制度の給付の対象となる（消費税財源を充当）。
- 社会全体で子育てを支援する観点やきめ細かい保育ニーズに対応する観点から、一定規模以上の企業に対して、事業所内保育施設の設置を義務付けるなど、規制とあわせた支援制度とすべきではないか（保育所運営費への資金拠出との選択制とすることも考えられるか）。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金  
(26予算:52億円)(雇用安定事業)

	助成率
①設置費	3分の1(中小企業3分の2)
②増築費	3分の1(中小企業2分の1)
③運営費	5年間支給 2分の1(中小企業3分の2)

○労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成  
○平成26年1月から支給要件緩和  
・従来従業員の子が半数以上⇒1人以上等

子ども・子育て支援新制度(H27施行予定)

認可を受けた事業所内保育所は、新制度の給付対象(消費税財源を充当)

- 小規模保育施設(定員19名以下)又は保育施設(定員20名以上)の認可
- 従業員枠・地域枠の設定が必要  
\*従業員枠:事業所の従業員の子ども。地域枠:地域の保育を必要とする子ども
- 従業員枠の子どもの利用については事業主が一定の負担



○社会全体で子育てを支援  
○きめ細かい保育ニーズに対応

事業所内保育施設の設置は限定的

一定以上の規模の企業に対して、事業所内保育施設の設置を義務付けて、規制とあわせた支援制度とすべきではないか。

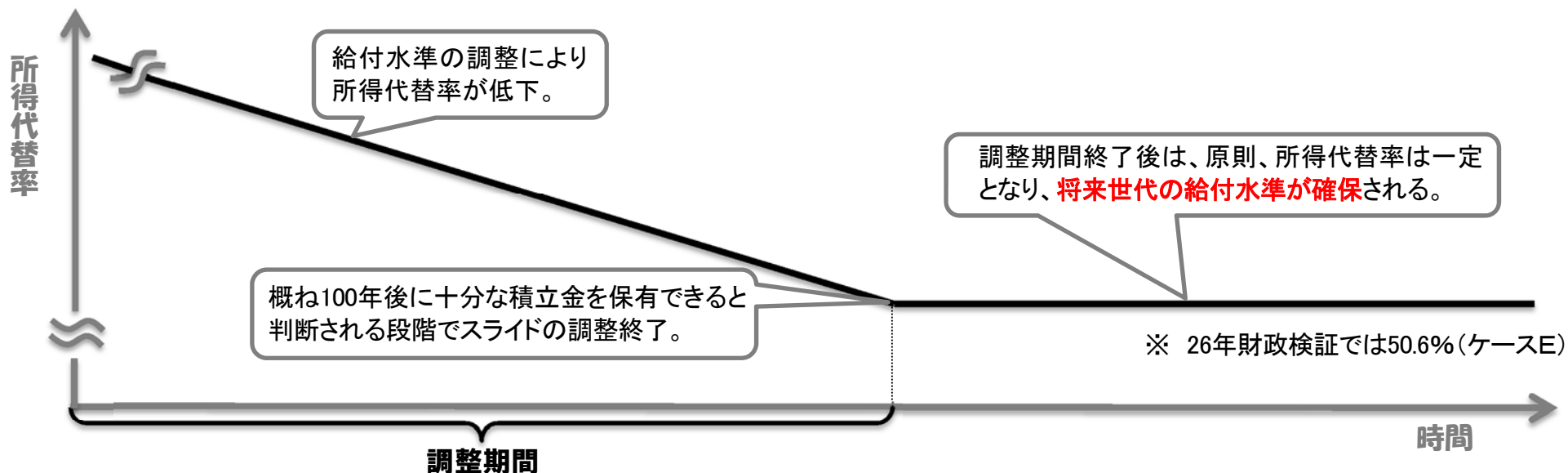
事業所内保育施設の設置状況

	22年度	23年度	24年度	25年度
運営費支給件数	449	523	686	691
定員	1.4万人	1.3万人	1.6万人	1.5万人

# マクロ経済スライドの仕組み

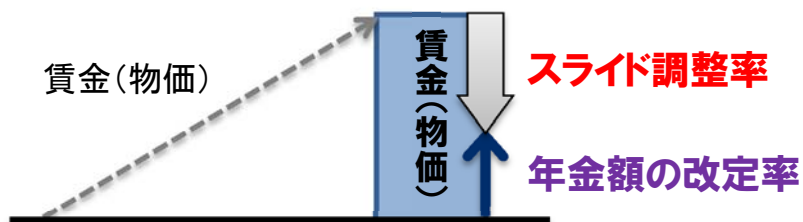
- 長期的な給付と負担をバランスさせるため、マクロ経済スライドにより、毎年一定程度、年金受給額の伸びを抑制。
- マクロ経済スライドによる調整が行われると、調整期間中においては所得代替率が低下する一方、調整期間終了後は、原則、所得代替率は一定となり、将来世代の給付水準が確保される。

## 【マクロ経済スライドの自動調整と所得代替率】



## 【マクロ経済スライドの適用】

<ある程度、賃金・物価が上昇した場合>



## 【マクロ経済スライドによる調整率】

- ① 公的年金の全体の被保険者の減少率 +
  - ② 平均余命の伸びを勘案した率 (0.3%)
- 1.3%/年 (26年財政検証。平成27(2015)～55(2043)年度ケースA～E平均)

## 【所得代替率について】

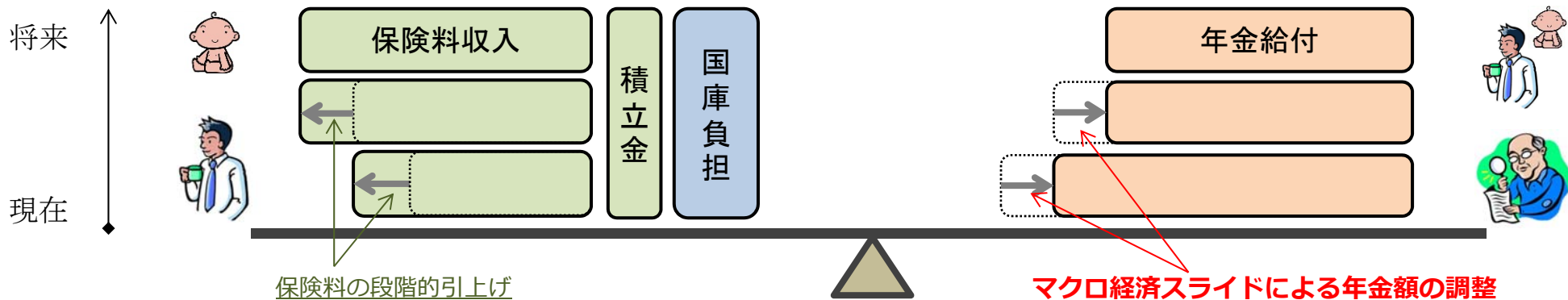
$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額}}{\text{被保険者の平均手取り収入}}$$

賃金上昇率-スライド調整率で変動 (調整期間中)

賃金上昇率で変動

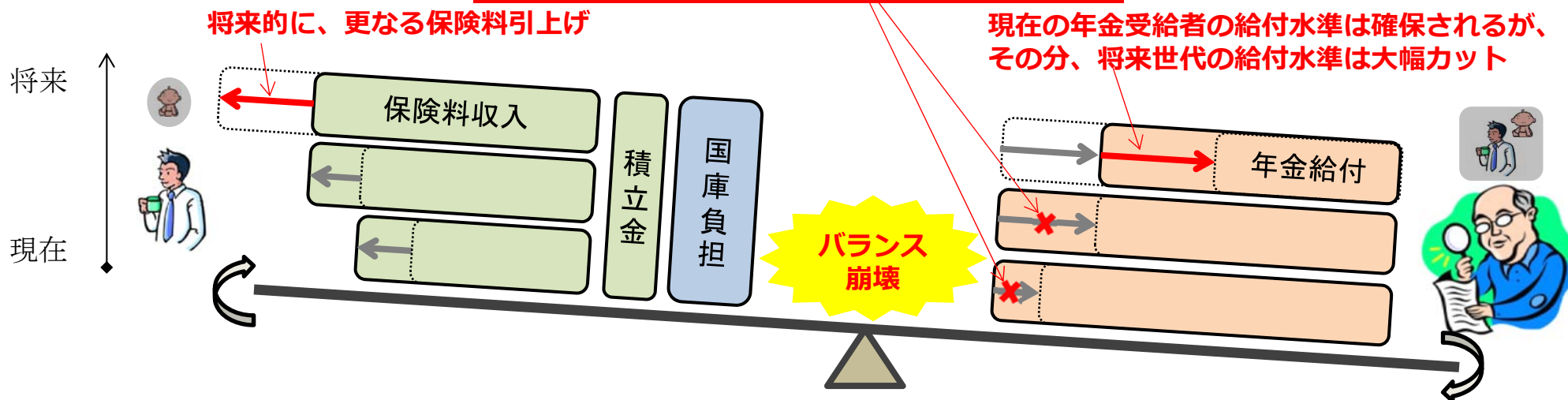
# 長期的な給付と負担のバランス

- 現行の年金制度は、保険料率の段階的な引上げと、マクロ経済スライドによる年金額の調整等を前提として、長期的な負担と給付のバランスを確保。



- マクロ経済スライドによる調整が行われなければ、長期的な負担と給付のバランスが崩壊し、将来的に、更なる保険料の引上げ（将来世代の負担増）や大幅な年金給付カット（将来世代の給付減）を行わなければならない。  
⇒ 平成16年改正の仕組みを機能させ、将来の現役世代の過重な負担を回避するとともに、将来の給付水準を確保するためには、マクロ経済スライドが機能するか否かが重要な鍵。

## 何らかの理由でマクロ経済スライドが機能しない場合



# 住宅扶助基準の引下げ

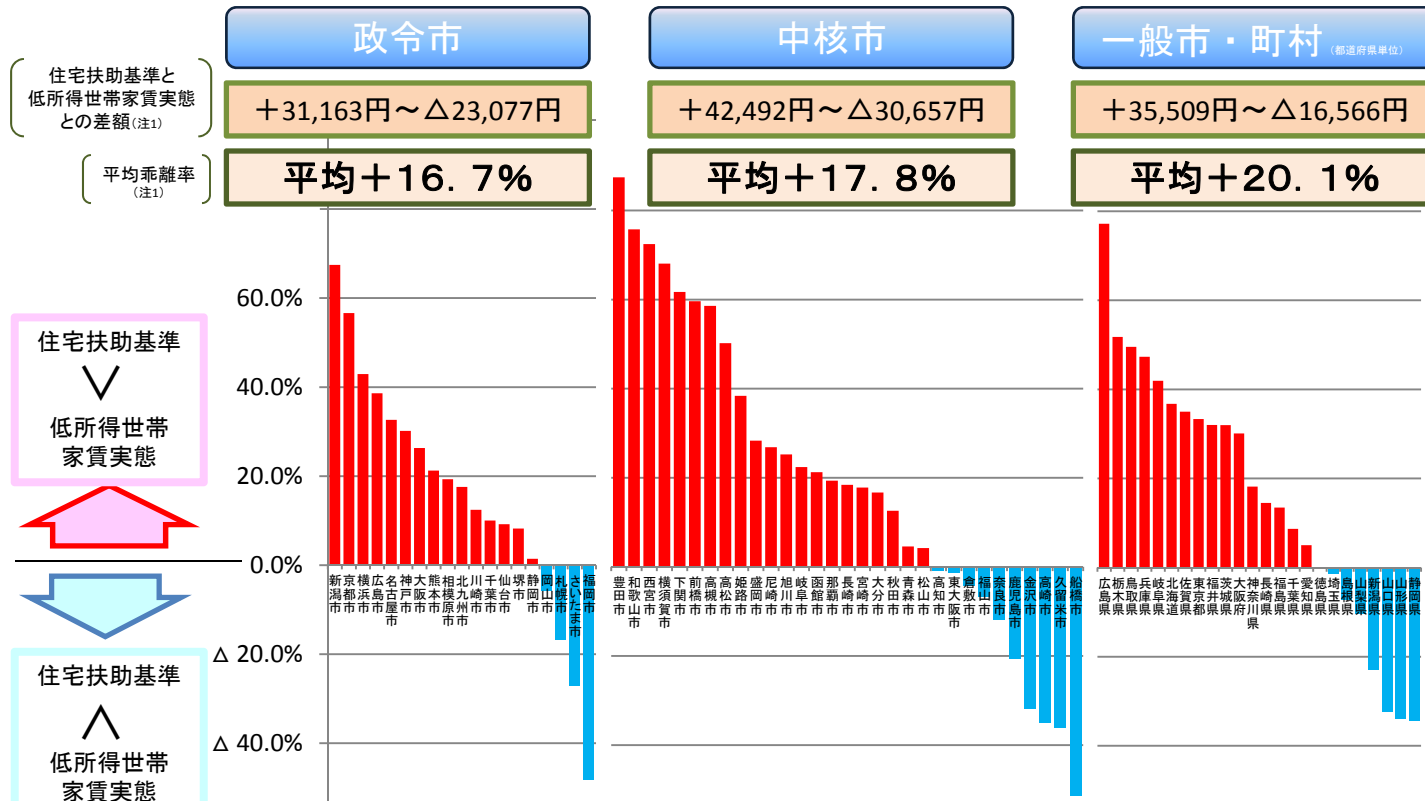
○ 住宅扶助の特別基準額は、低所得世帯の家賃実態よりも高い水準に設定されているため、均衡が図られる水準までの引下げが必要ではないか。

→ 住宅扶助基準の引下げは住居実態に見合わない家賃を取るいわゆる「貧困ビジネス」対策にも有効。

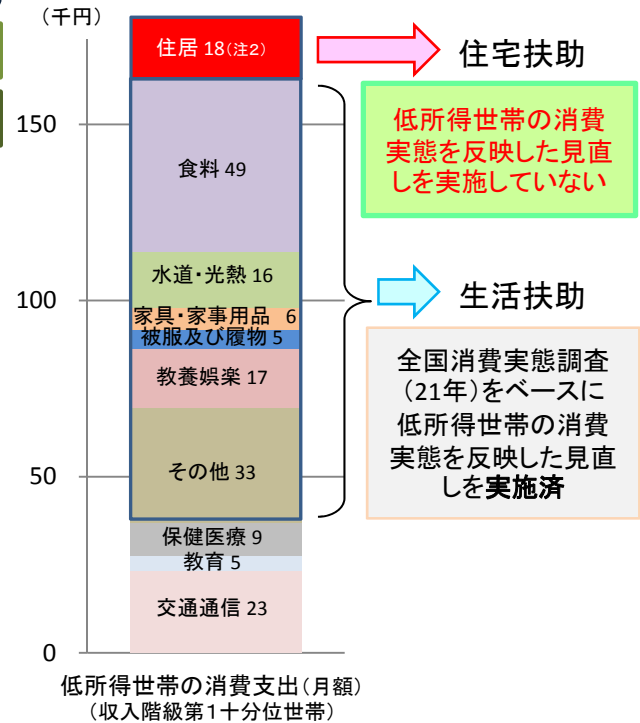
(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2014 (平成26年6月24日閣議決定) (抄)

また、住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の水準が当該地域の類似一般世帯との間で平衡を保つため、経済実勢を踏まえてきめ細かく検証し、その結果に基づき必要な適正化措置を平成27年度に講じる。

## 住宅扶助基準と低所得世帯家賃実態との比較



## 低所得世帯の消費実態の扶助基準への反映



(出典)「全国消費実態調査」(平成21年)

(注1)住宅扶助基準が家賃実態を上回っている場合はプラス表示。

(注2)低所得世帯とは、年間世帯収入300万円未満の世帯。なお、年間収入階級第1十分位世帯は、年間世帯収入273万円未満の世帯。

(出典)「全国消費実態調査」(平成21年)

(注1)全国消費実態調査の品目分類(大分類)と各種扶助は完全に対応するものではなく、一部他の扶助の対象となるものもある。

(注2)持ち家世帯も含めた全体の平均金額である。

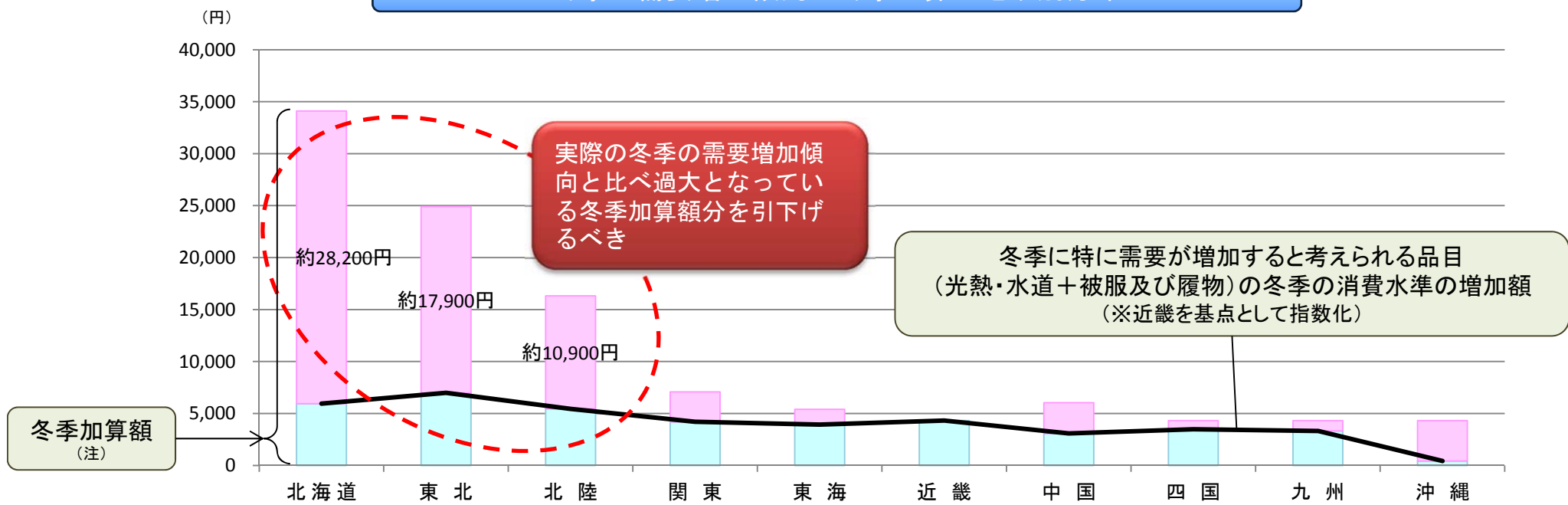


# 冬季加算(超過設定分の適正化)

- 冬季加算の設定については、過去40年間(昭和49年以降)、前年度基準額に生活扶助基準改定率を乗じることにより設定を更新しているのみとなっており、消費実態から乖離している。
- 地域毎にみると、夏季及び冬季の消費差の地域別傾向から著しく乖離して、特に北海道、東北、北陸地方の冬季加算が過大となっている。
- このため、特に冬季に需要が増加する家計支出品目の冬季割増額の全国的な地域偏差を超過して設定されている冬季加算額分について、骨太の方針を踏まえ来年度から引き下げるべきではないか。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2014 (平成26年6月24日閣議決定) (抄)  
 また、住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の水準が当該地域の類似一般世帯との間で平衡を保つため、経済実勢を踏まえてきめ細かく検証し、その結果に基づき必要な適正化措置を平成27年度に講じる。

冬季の需要増加傾向と冬季加算の地域別分布



(出典) 総務省「家計調査」(平成25年度) (注) 冬季加算額は、2級地-1、3人世帯の平均金額

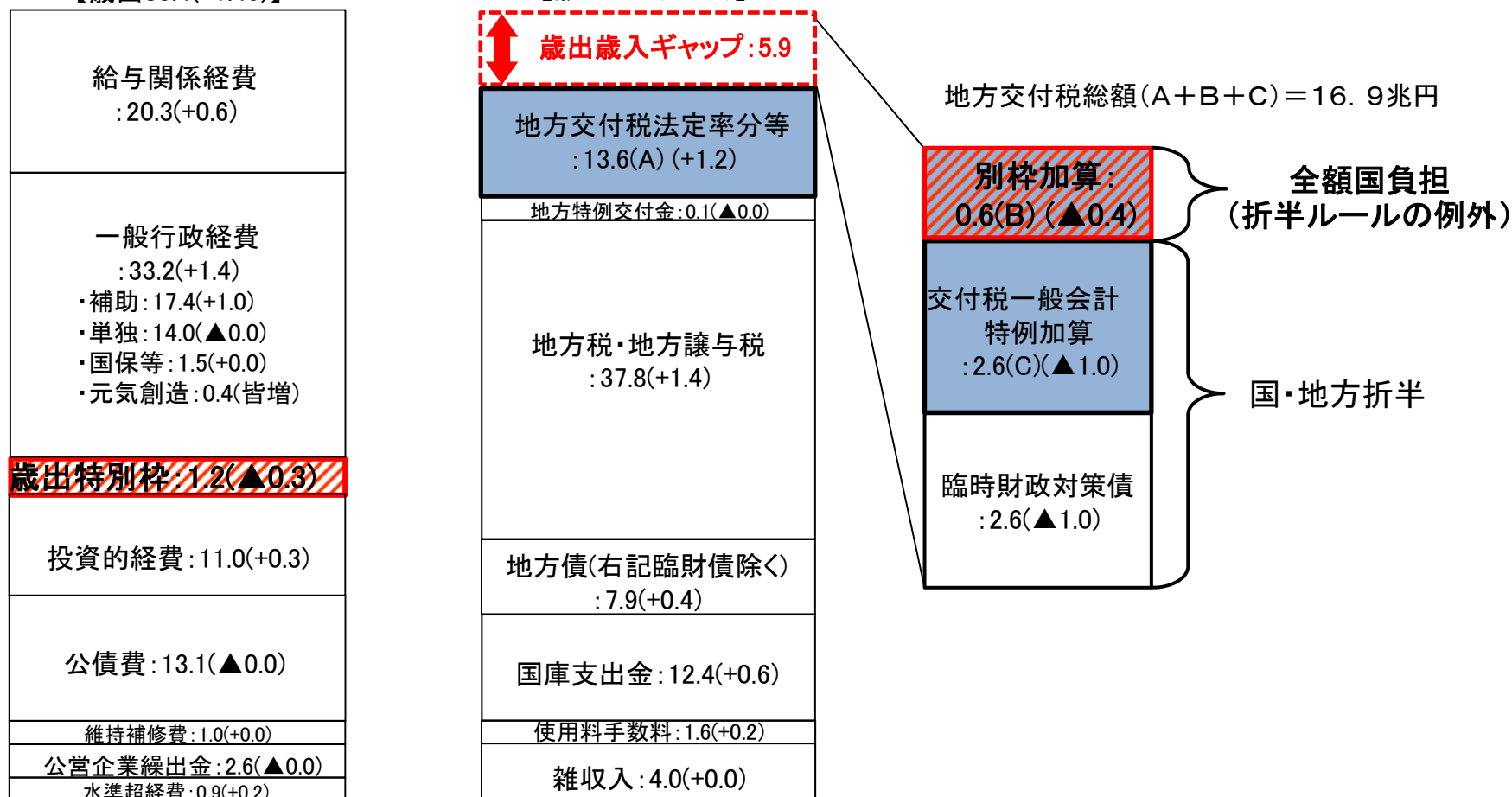
# 平成26年度地方財政計画(通常収支分)の概要

資料Ⅲ-2-1

- 地方交付税は、地方財政計画における、歳入と歳出のギャップ(財源不足)を埋めるもの。
- 具体的には、歳入・歳出ギャップに、まず、地方交付税の法定率分(※)を充て、更に財源不足があれば、国・地方が折半して財源を出し、これを埋めることが基本(いわゆる「折半ルール」)。
- この折半ルールに基づき、国は交付税に「特例加算」を行い、地方は「臨時財政対策債」(赤字地方債)を発行することになる。ただし、平成26年度では、折半ルールの例外となる「別枠加算」が、0.6兆円措置されている。

※ 地方交付税の法定率:所得税32%、法人税34%、酒税32%、消費税22.3%、たばこ税25%

平成26年度地方財政計画(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)  
【歳出83.4(+1.45)】 【歳入83.4(+1.45)】



○ リーマンショック後、国の基礎的財政収支(※)は、赤字幅が大幅に増大。

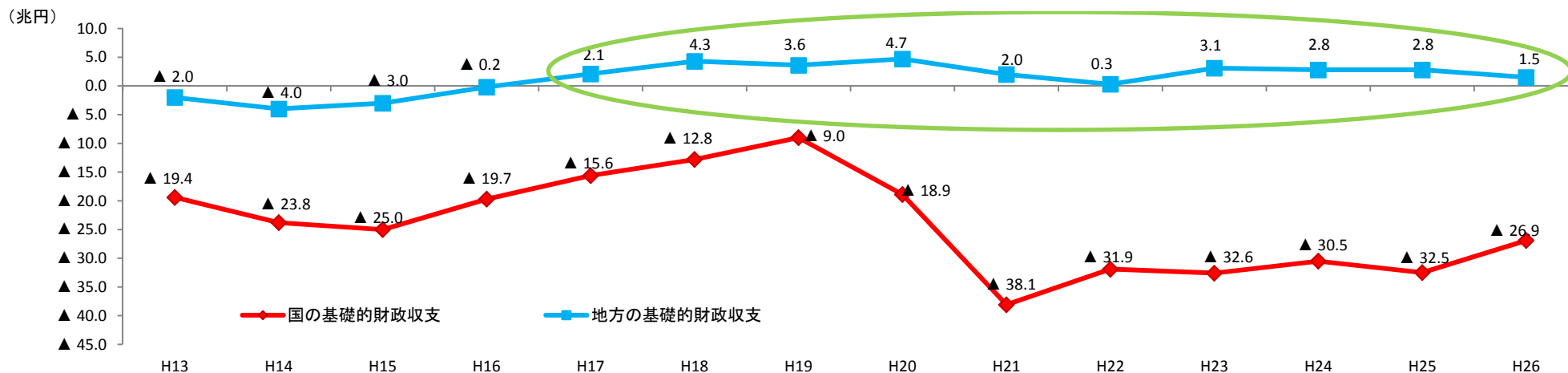
※ PB(プライマリー・バランス)とも呼ばれ、政策的経費が税収等でどれだけ賄われているかを示す指標。

○ 一方で、地方の基礎的財政収支は、平成17年度以降、黒字を維持している。

○ 更に、地方は、「地方財政計画(通常収支分)」ベースで見れば、財政収支(※)も黒字となっている。

※ FB(フィスカル・バランス)とも呼ばれ、「政策的経費+利払費」が税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。基礎的財政収支(PB)がバランスしたとしても利払費分だけ債務残高は増加するため、債務残高の実額を減らしていくためには、財政収支(FB)をバランスさせることが必要。

## ○ 国(一般会計外PBを含む)と地方の基礎的財政収支(PB)の推移



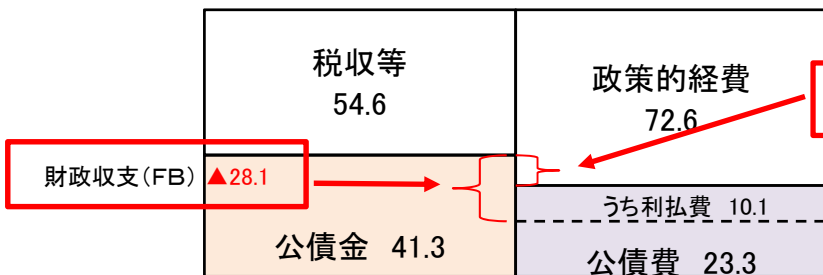
(出典)内閣府「国民経済計算確報」。ただし、平成25年度、26年度は、「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年7月25日 内閣府)。

(注1)平成10年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務、18年度、20年度、21年度、22年度及び23年度は財政投融资特別会計財政融資資金勘定(18年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入、20年度は日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計への債務承継、23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入等を除いている。

(注2)平成25年度及び26年度については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

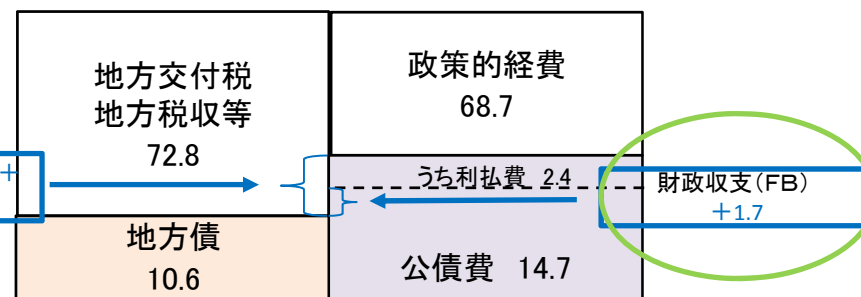
### 国(一般会計)

歳入 95.9 歳出 95.9



### 地方(地方財政計画(通常収支分))

歳入 83.4 歳出 83.4



(注1)国は平成26年度一般会計予算、地方は平成26年度地方財政計画。

# 国と地方の長期債務残高(ストック)の推移

資料Ⅲ-2-3

- 国と地方の長期債務残高(ストック)は、30年前から20年前(1984~1994)、20年前から10年前(1994~2004)までは、それぞれ同程度(概ね2倍)に増加。
- 他方、10年前から現在(2004~2014)にかけては、国の長期債務残高は、約300兆円の増加となっているが、地方は、ほぼ横ばいとなっている。
- これは、特に、リーマンショック以降、国・地方ともに税収が減少するなか、国が地方の分まで借金をして、地方に財政移転(別枠加算等)させてきた結果とも言える。

## ○ 国と地方の長期債務残高の推移

	30年前 (1984年度末)	20年前 (1994年度末)	10年前 (2004年度末)	現在 (2014年度末見込)
国	135兆円	概ね2倍 261兆円	概ね2倍 531兆円	約300兆円増加 811兆円
地方	55兆円	概ね2倍 106兆円	概ね2倍 201兆円	ほぼ横ばい 200兆円

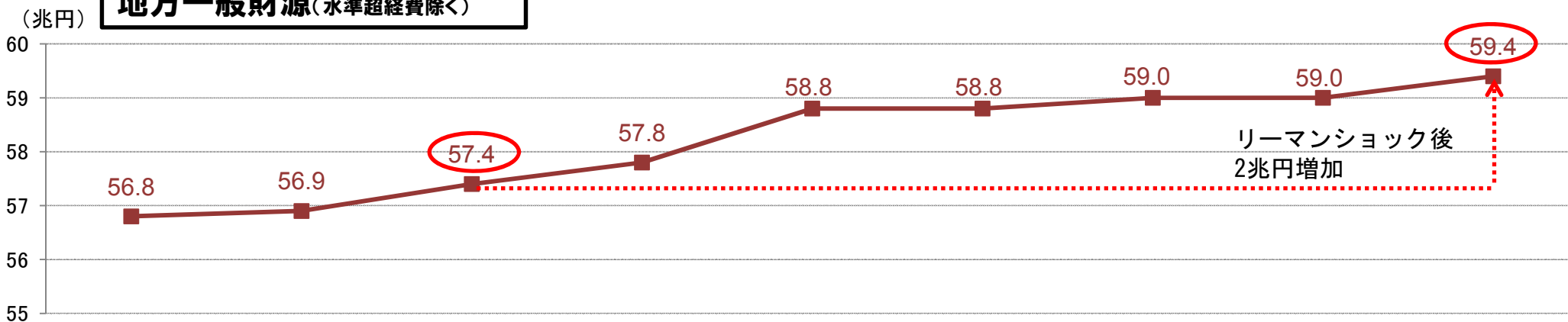
(注) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(2014年度末で33兆円程度)である。

# 危機対応モードから平時モードへの切替え(歳出特別枠)

資料Ⅲ-2-4

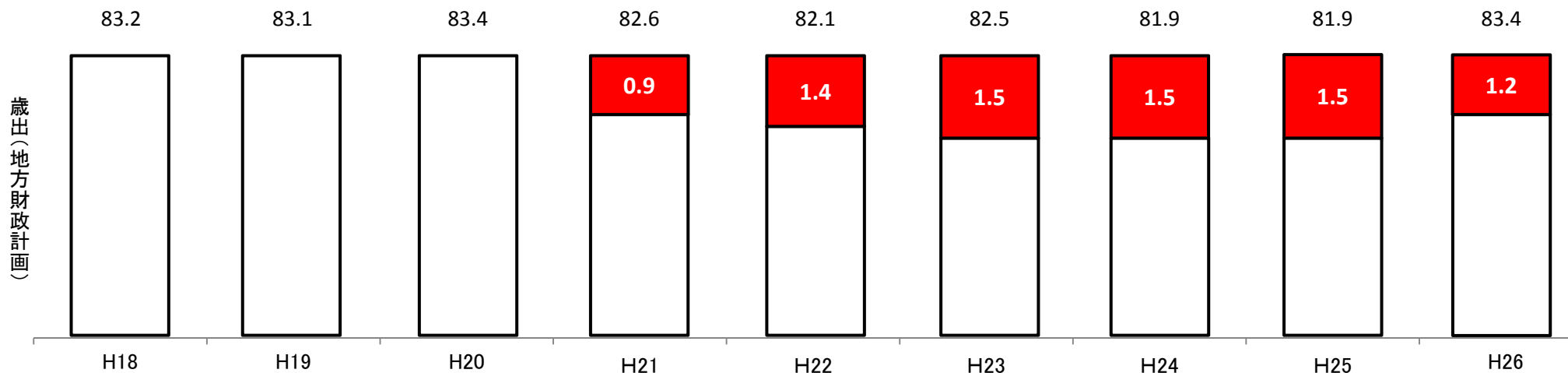
- 「歳出特別枠」は、100年に一度と言われたリーマンショック後の経済危機時において、臨時異例の「危機対応」として、地方財政計画の歳出に追加計上されたもの。
  - このような、いわば緊急時の「景気対策」としての歳出特別枠については、足元の経済再生の進展を踏まえれば、これを存続させる合理的な理由は見出せない。
- ⇒ 「危機対応モードから平時モードへの切替え」として、歳出特別枠については大幅に縮小又は廃止すべき。

## 地方一般財源(水準超経費除く)



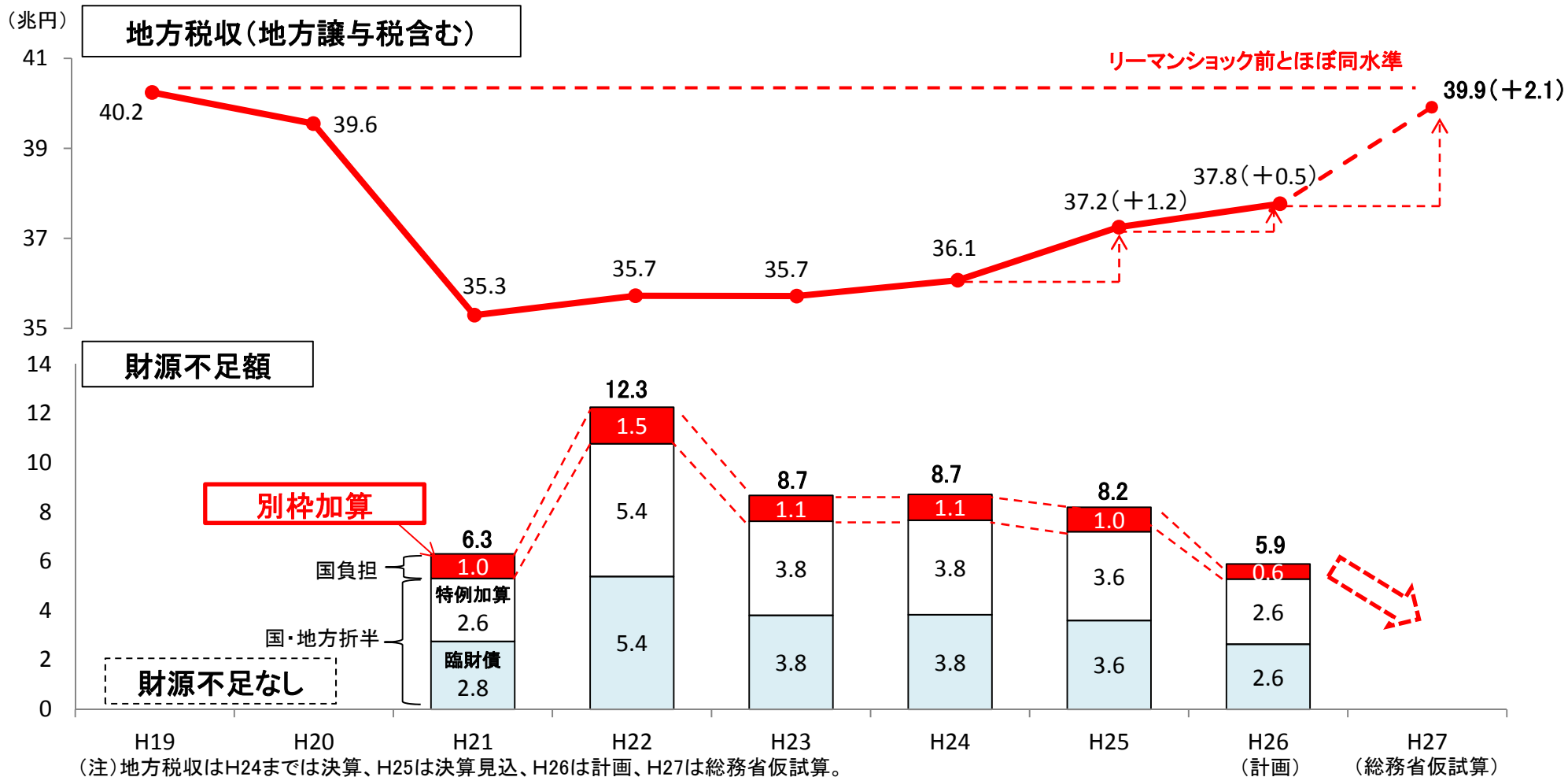
## 歳出特別枠

リーマンショック後の危機対応としての「歳出特別枠」



# 危機対応モードから平時モードへの切替え(別枠加算)

- 「別枠加算」は、平成21年度に、リーマンショックの影響により地方税が大幅に減収し、財源不足が発生するなか、地方に配慮し、臨時異例の「危機対応」として、全額国負担により措置したもの(折半ルールの特例)。
  - 26年度では、地方税収の回復基調を踏まえ、▲0.4兆円縮減(1兆円→0.6兆円)。
  - 27年度以降の取扱いについては、「地方の税収の動向等を踏まえて協議」とされている。
- ⇒ 27年度の地方税収は、経済再生の進展や地方消費税率の引上げにより、リーマンショック前とほぼ同水準となる見込みであり、「別枠加算」は、即座に廃止する必要。

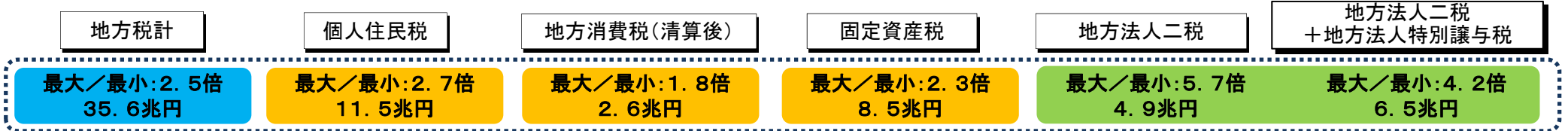


# 地方法人課税の偏在是正(地域間での税収の格差)

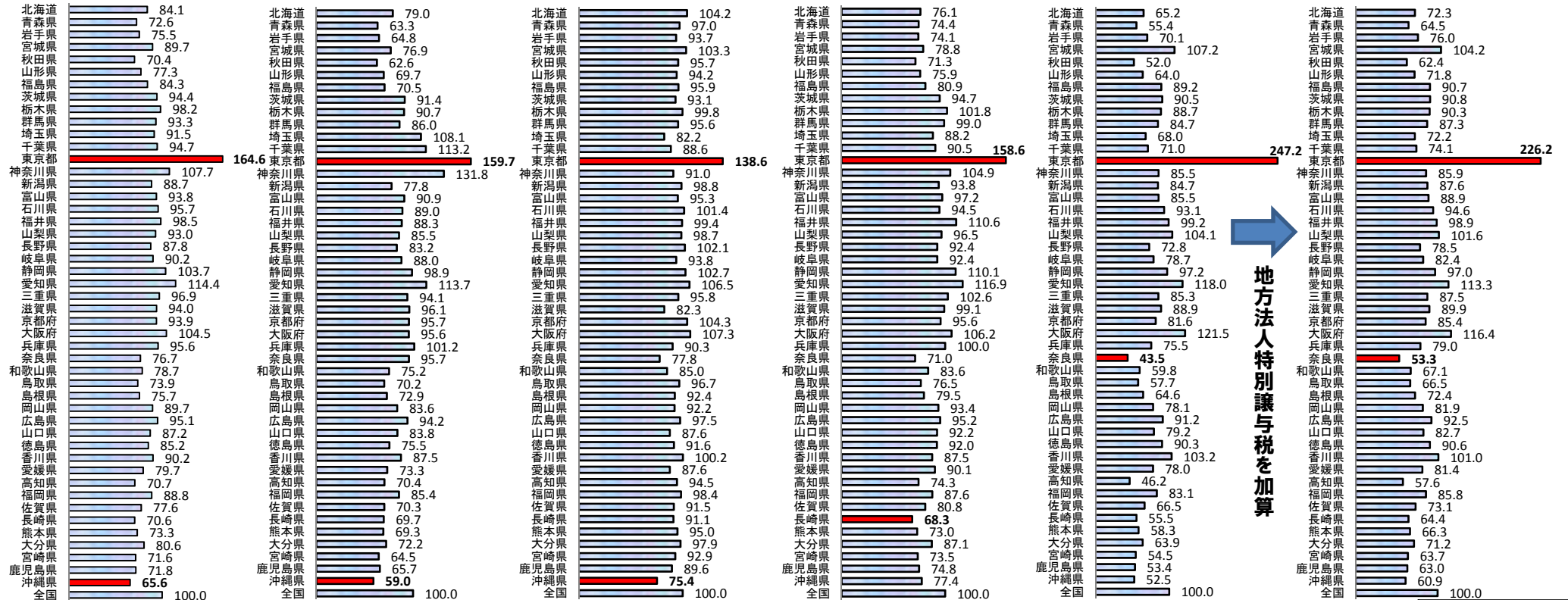
資料Ⅲ-2-6

- 地方税の人口一人当たりの税収額の偏在(最大/最小)は、地方税合計では2.5倍だが、地方法人二税(法人事業税、法人住民税)は5.7倍と非常に大きくなっている。
- 平成20年度に、法人事業税の偏在是正の観点から創設した地方法人特別譲与税を加えても、4.2倍の偏在が存在している。

人口1人当たり税収の偏在(最大/最小) 全国平均100、平成24年度決算



※地方法人特別税・譲与税による調整後の計数



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

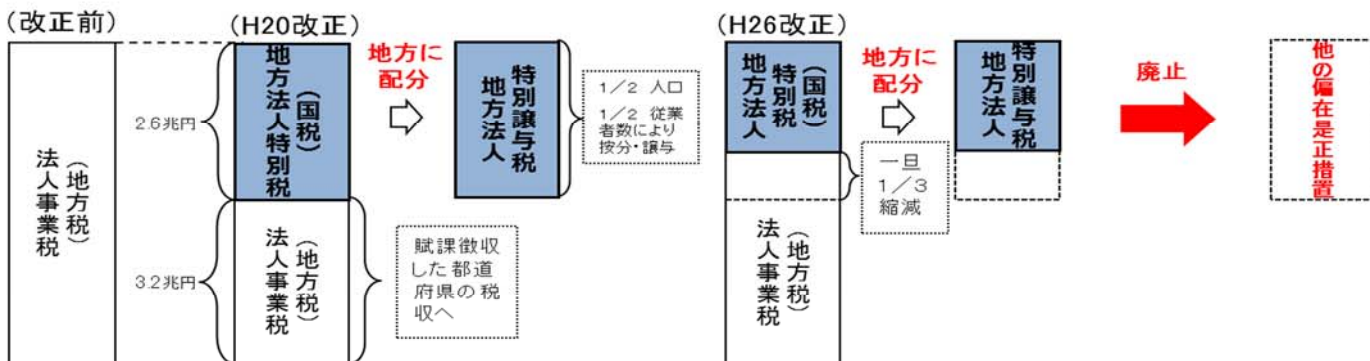
(注5) 人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

総務省資料を加工

# 地方法人税の偏在是正(地方法人特別税、地方法人税)

- 地方法人課税の偏在是正の観点から、平成20年に法人事業税(都道府県税)の約4割を切り出して、地方法人特別税・譲与税を創設。
- しかし、26年度において、地方法人特別税・譲与税が1/3縮減され、与党税制改正大綱において「地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講じる」とされた。  
⇒ 早急に、現行制度の意義や効果を踏まえた他の偏在是正措置を講じる必要。
- また、26年度においては、地方消費税率の引上げによる地方団体間の財政力格差拡大を是正する観点から、法人住民税法人税割の一部を切り出して、地方法人税(国税)を創設したところ(税収の全額を交付税原資化)。  
⇒ 消費税率の10%への引上げの際には、同様の措置を講じる必要。

## <地方法人特別税・譲与税>

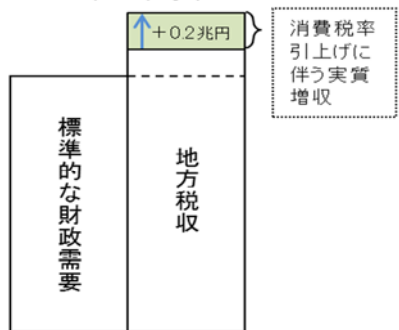


与党税制改正大綱(平成25年12月)消費税率10%段階

- 地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。
- 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。

## <26年度消費税率引上げ(5%→8%)>

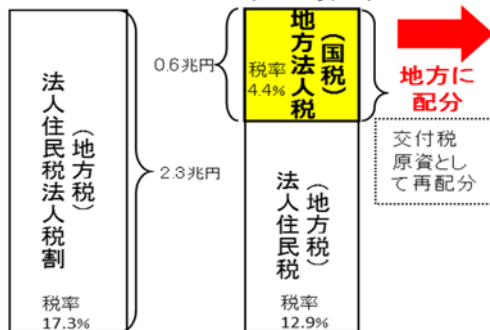
不交付団体(東京都など)



是正措置

## <法人住民税法人税割>

(改正前) (H26改正)



消費税率の8%→10%への引上げの際には、さらに進める

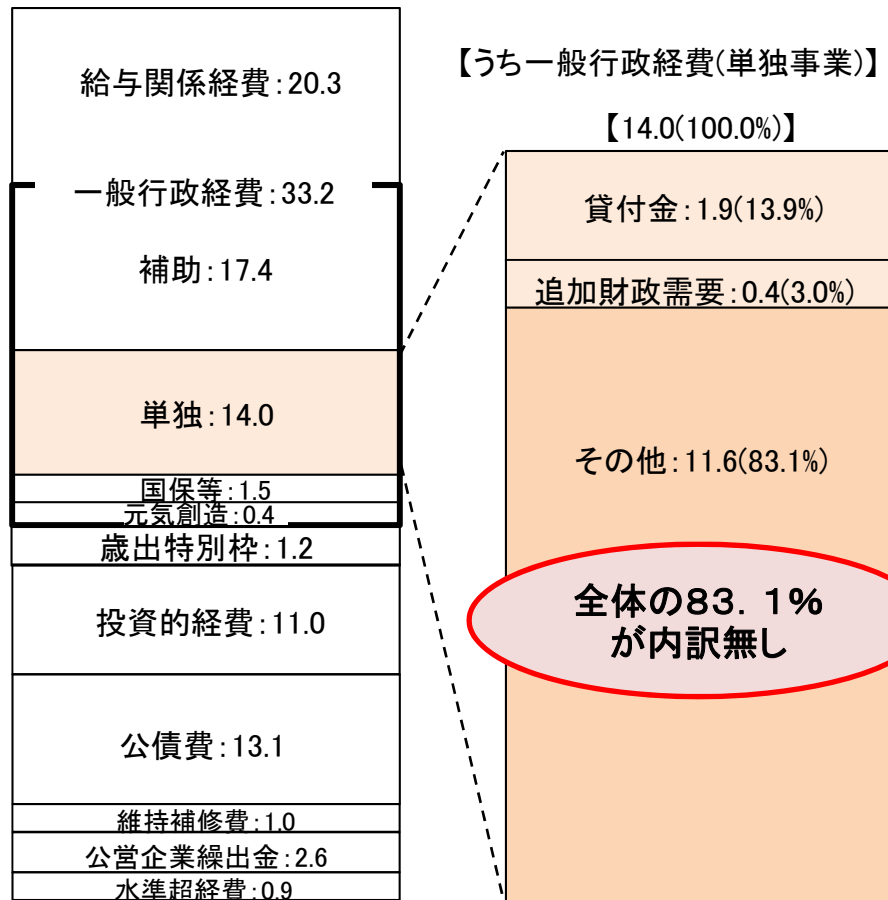


# 一般行政経費(単独事業)の問題点①

- 地方財政計画の歳出において、「一般行政経費(単独事業)」については、約14兆円もの規模がありながら、その大宗(11.6兆円、全体の83.1%)は、内訳や積算がなく、いわゆる「枠計上」となっている。
- 更に、地方歳出の決算は、①目的別内訳と、②性質別内訳、に分けて開示されているが、どの部分が地方財政計画上の「一般行政経費(単独事業)」の決算であるかの判別ができない状況。
- このため、一般行政経費(単独事業)については、標準的な財政需要とは認められないような、過剰な金額が計上されている可能性。少なくとも、過去の水準との比較において、国の取組と基調を合わせた歳出削減を行うべき。

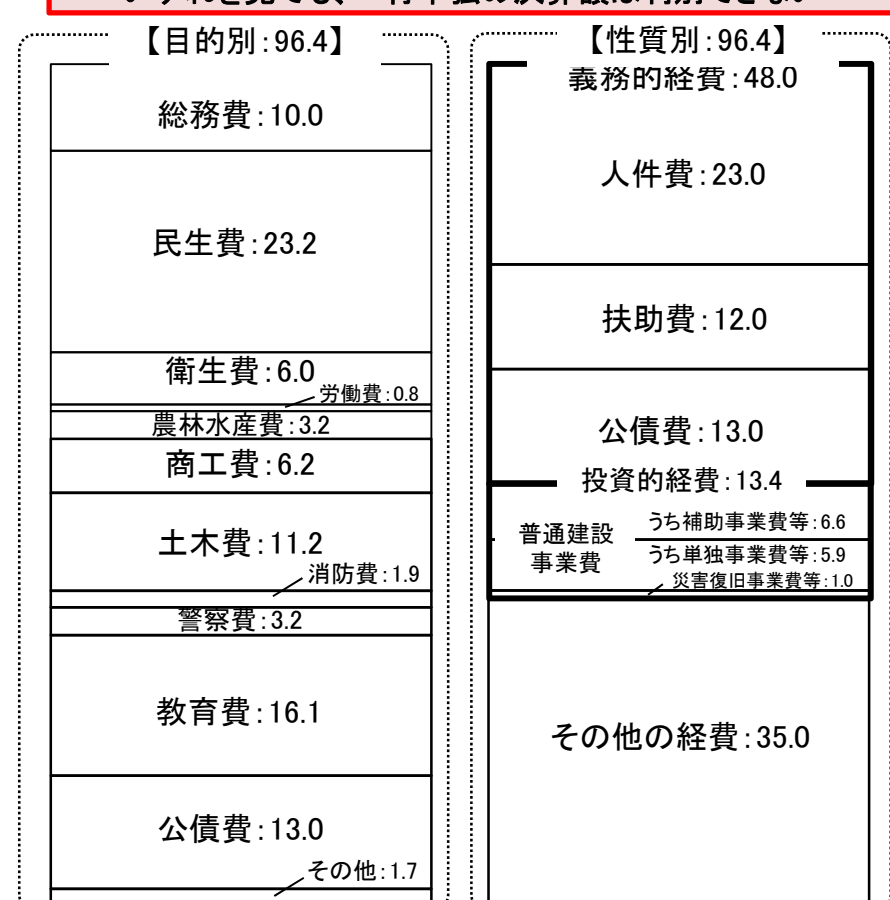
《計画(平成26年度)(単位:兆円)》

【83.4】



《決算(平成24年度)(単位:兆円)》

いずれを見ても、一行単独の決算額は判別できない



# 一般行政経費(単独事業)の問題点②

- 一般行政経費(単独事業)に対応すると考えられる国の歳出(26年度)は、リーマンショック直後の22年度比で94.9%(▲5.1%)の水準。
- 一方で、26年度の一般行政経費(単独事業)は、22年度比で100.9%となっており、国の取組と基調を合わせた歳出削減が行われていない状況。
- ⇒ 27年度では、一般行政経費(単独事業)について、これまでの国の取組と同様の歳出削減を行うべき。  
(仮に、22年度比での国並みの取組を行った場合、対26計画比では▲8,300億円程度(▲6%)の削減となる)

《平成26年度地方財政計画》  
(通常収支)

《平成26年度一般会計歳出(国)》

《国と地方の歳出の推移(H22=100.0%)》

【83.4】	【95.8】
①給与関係経費:20.3	人件費:6.8 (左記①に対応)
一般行政経費:33.2	年金医療等:30.1 (左記②、③に対応)
②補助:17.4	その他:13.2 (左記④に対応) <small>※ 社会保障関係費(年金・医療等、特殊要因を除く)、 文教及び科学振興費、防衛関係費、経済協力費、 中小企業対策費、エネルギー対策費、食料安定供給 関係費、その他事項経費、予備費</small>
③国保・後期高齢者医療:1.5	公共事業関係費:5.7 (左記⑦に対応)
④単独:14.0	地方交付税等:16.1
⑤元気創造:0.4	国債費:23.3 (左記⑧に対応)
⑥歳出特別枠:1.2	⑫復興特会繰入:0.7 (左記⑫に対応)
⑦投資的経費:11.0	
⑧公債費:13.1	
⑨維持補修費:1.0	
⑩公営企業繰出金:2.6	
⑪水準超経費:0.9	
⑫《地方財政計画》 (復旧・復興収支)	

	H22	H26
(国) 一般行政経費(単独事業)に 対応する歳出	138,718 (100%)	減少 131,620 (94.9%)
(地方) 一般行政経費(単独事業)	138,285 (100%)	増加 139,536 (100.9%)

国・地方で、6%の乖離

【一般行政経費(単独事業)に対応する国の歳出(26年度:13.2兆円)の考え方】

- 国の一般会計歳出から以下を控除したもの。
  - ・ 地方財政計画と直接的に対応している経費(人件費、公共事業関係費、国債費、復興特会繰入)
  - ・ 高齢化等による構造的な自然増がある「年金・医療等」(社会保障関係費の一部+恩給関係費)
  - ・ 26年度限りの特殊要因(補正予算の当初化:0.4兆円)
- なお、上記の「年金・医療等」の取扱いについては、**社会保障費のうち構造的な自然増が想定される支出は、地方財政計画上は全て一般行政経費補助(②)又は国保・後期高齢者医療(③)に含まれていると想定し控除(例えば、地方単独事業の養護老人ホームの定員、老人クラブの会員、公立保育所の定員は、いずれも減少傾向(=構造的な自然増は想定されない))**。

(注)なお、国保への法定外繰入や各種医療費助成等は、地方の自主財源で対応すべきものであり、標準的な歳出の見積りである「地方財政計画」への計上は認められない。更に、少子化対策の一部は子ども・子育て支援制度により制度化される可能性。

# 一般行政経費(単独事業)の問題点③(追加財政需要)

資料Ⅲ-2-10

- 一般行政経費(単独事業)には、年度途中の追加財政需要への対応として4,200億円が計上。
- 過去の平均的な使用実績を踏まえれば、計上額は1,500億円程度とすべきもの(削減可能額: ▲0.3兆円)
- 仮に、過去に例がないような追加財政需要が生じたとしても、国の補助事業には毎年相当額の不用が生じており(22~25年度平均で1,500億円)、これを充当すれば十分に対応が可能。

過去10年間の追加財政需要の計上額と使用額

(単位: 億円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地財計画 計上額	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	4,700	4,700	4,700	4,200
使用額	4,013	1,919	651	1,538	765	1,883	1,671	1,520	907	929	

平均使用額1,500億円

▲2,700億円の減額が適当

(注) 地財計画に計上する追加財政需要については、国の予備費と異なり決算で精算してないことを踏まえ、平均的な水準で計上すべき。

国庫補助事業の不用額に係る地方負担額(推計)

	H22	H23	H24	H25	4ヶ年平均
給与関係経費(義務教育費国庫負担金)	688億円	391億円	325億円	322億円	432億円
一般行政経費(補助事業分)	558億円	605億円	670億円	1,016億円	712億円
投資的経費(直轄事業・補助事業分)	340億円	303億円	245億円	373億円	315億円
合計	1,586億円	1,299億円	1,240億円	1,711億円	1,459億円

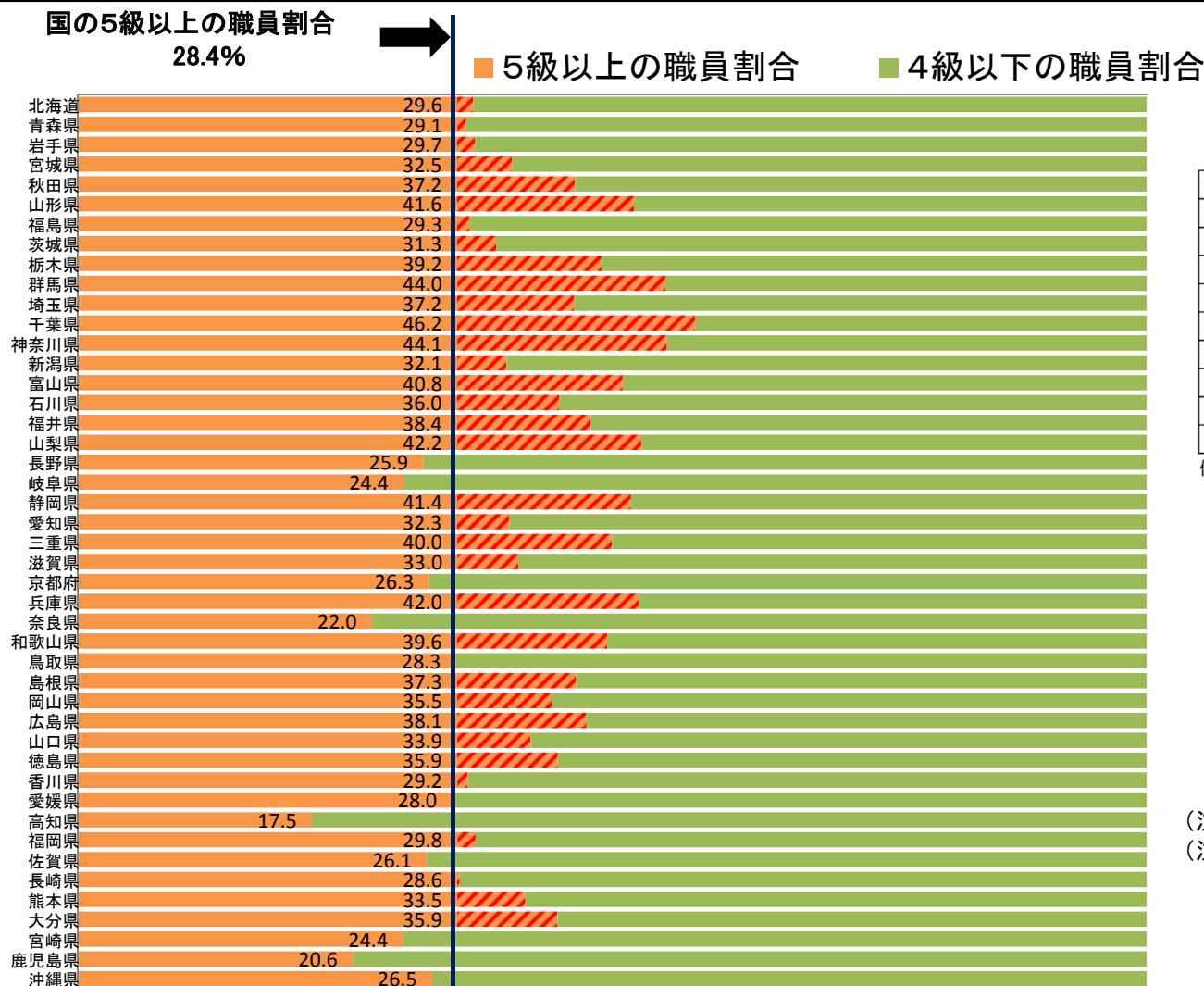
(注1) 国の決算における不用割合(不用額/歳出予算現額)を地方財政計画における地方負担額に乗じて試算

(注2) 投資的経費の不用額は歳出不用額に一般財源充当割合(45%)を乗じて計算

# 給与関係経費の適正化・効率化(級別職員構成)

- 5級(都道府県における総括課長補佐級)以上の職員割合は、国より地方の方が高い(独自基準の東京都・大阪府を除く45道府県のうち35道府県が国を上回っている)。
- 仮に、地方財政計画において、地方の級別職員構成(3~5級)について国に準拠したものに是正した前提で計上するとした場合には、給与関係経費は▲1,500億円程度の削減となる(※)。

※ 東京都、大阪府、市町村も下記の道府県と同じ職員構成割合であると仮定した場合



## 《都道府県の一般行政職の職務の級》

職務の級	職務の内容(本庁職員)
1 級	係員の職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	係長の職務
4 級	課長補佐の職務
5 級	総括課長補佐の職務
6 級	課長の職務
7 級	総括課長の職務
8 級	次長の職務
9 級	部長の職務

備考1 「総括課長補佐」とは、例えば全般的に課長を補佐し、又は二課以上にわたる人事、予算等の重要な総括的業務を担当する課長補佐を指す。

2 「総括課長」とは、例えば部の業務を統括し、又は全庁にわたる人事、予算等の重要な総括的業務を担当する課長を指す。

3 都道府県の規模、行政組織等によっては、職務の内容に応じて部長について10級を設けることができるものであること。ただし、国における10級は、従来の本府省課長の職責を上回る職務に対応するものであるため、地方公共団体における適用についても、これに相当するような高度な又は特に困難な業務を担う職責を有する場合にのみ適用すること。

(注1)平成25年地方公務員給与実態調査(総務省)より。

(注2)東京都及び大阪府については、設定している職務の級が上記の基準と異なっており、比較することが困難であるため除外している。

# 給与関係経費の適正化・効率化(民間委託の推進)

資料Ⅲ-2-12

- 国は、技能労務職員(行政職(二))については、昭和58年以降、新規採用を原則として行わず、民間委託を推進。平成25年度の民間委託率は92%(昭和58年比)。
  - 一方、地方は、昭和58年以降も新規採用を継続。この結果、平成25年度の民間委託率は70%(昭和58年比)にとどまっている。
  - 地方財政計画においては、国並みの民間委託率となっている前提での計上を行うべき。
- ⇒ 仮に、国並みの民間委託率(昭和58年比)になっている前提で計上した場合の削減額は▲700億円程度。

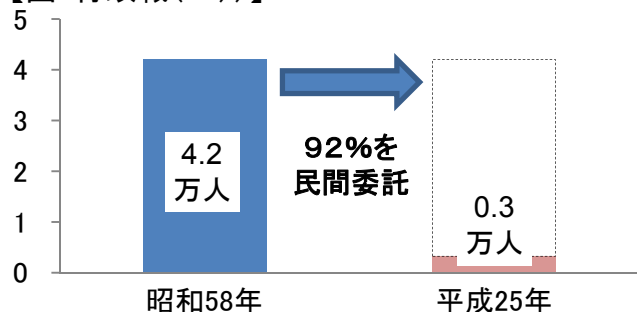
行政改革に関する第3次答申(昭和57年7月30日 臨時行政調査会)(抄)

(2) 事務・事業の整理、民間委託の推進等

ア **国家公務員の中には、例えば技能・労務職員のように、民間と同様の業務を行う者が含まれているが**、特別の必要がある場合を除き、当該業務について事務・事業の整理、民間委託等を積極的に推進する。(中略)

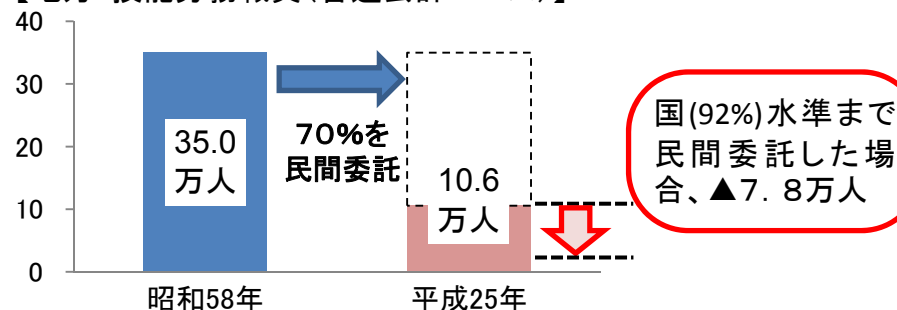
ウ **地方公共団体においても、国に準じた措置を講ずべき**であり、国は地方公共団体がこれらを一掃に実施できるよう配慮する。

【国:行政職(二)】



昭和58年以降、新規採用を原則として行わず民間委託を推進。民間委託率は92%。

【地方:技能労務職員(普通会計ベース)】



昭和58年以降も新規採用を継続。民間委託率は70%にとどまる。

国(92%)水準まで民間委託した場合、▲7.8万人

## 【増減額イメージ】

	単価(P)	人員数(Q)	P×Q
給与関係経費削減額	32.5万円(※1)×12カ月	▲7.8万人	▲3100億円程度
一般行政経費(単独)増加額	25.1万円(※2)×12カ月	+7.8万人	+2400億円程度

削減額 ▲700億円程度

(※1)技能労務職員の平均給与月額を、行(二)の平均給与月額を使用。期末・勤勉手当等を含んでおらず、給与関係経費は更なる削減も可能。

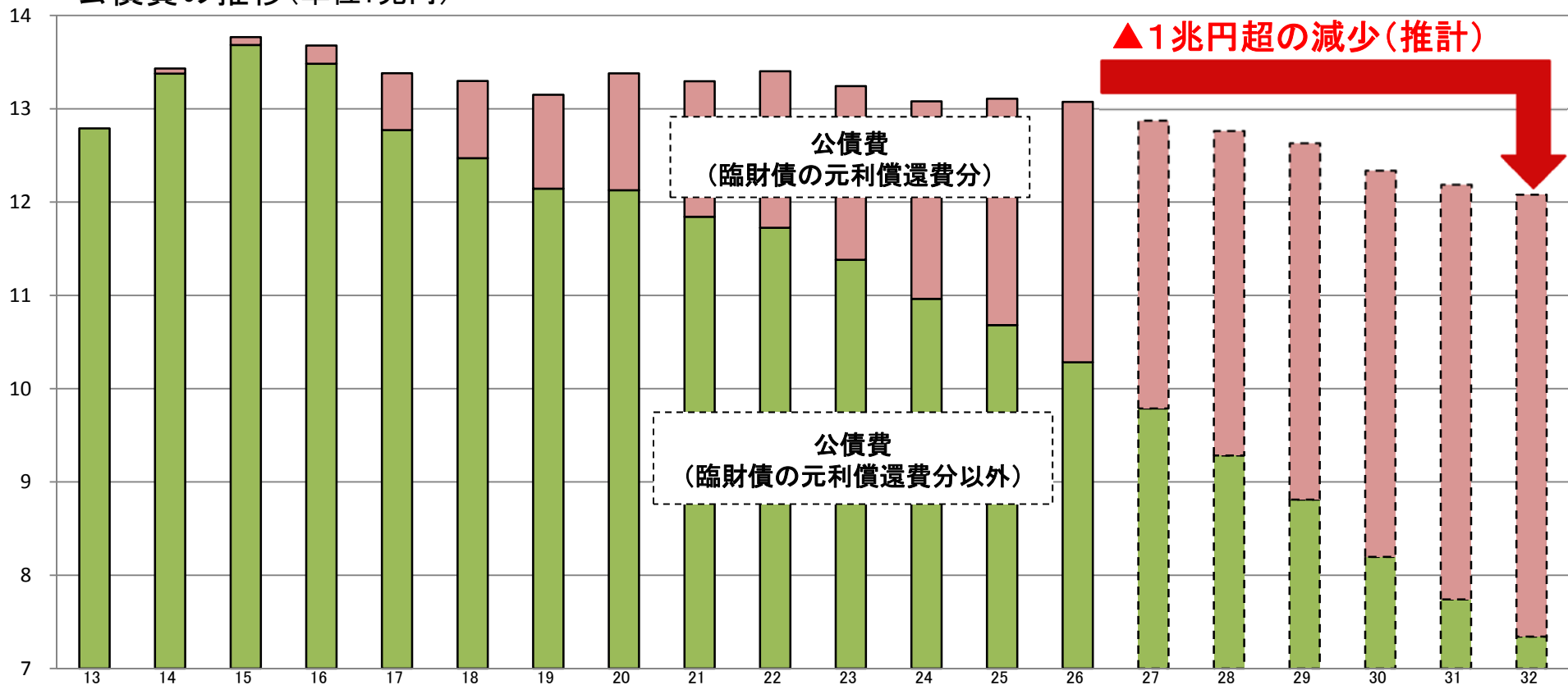
(※2)民間類似職種の前平均給与額は、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の直近3ヶ年平均を、技労職員の職種構成によって加重平均したもの。

(※3)データは平成25年地方公務員給与実態調査(総務省)、平成25年国家公務員給与実態調査(人事院)、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)による。

# 公債費①(今後の減少分の取扱い)

- これまでの投資的経費の減少により、地方債の元利償還費である「公債費」は、臨時財政対策債分を除けば、今後、毎年4,000億円程度縮減していく見込み(投資的経費が26計画と同額の前提)。
- 一方で、臨時財政対策債分の公債費は増加が見込まれるものの、両者を足した公債費全体で見れば、平成32年度には、▲1兆円程度減少する見込み(29年度に折半対象財源不足が解消する前提)。
- 今後の公債費の減少分(27年度を含む)については、他の歳出(PB歳出)の増に充てるのではなく、確実に地方歳出の減につなげるべき(=公債費の減少分を歳出全体から減額しても、地方のPB歳出は実質的に同水準)。

公債費の推移(単位:兆円)



(※) 26年度までは地財計画、27年度は総務省仮試算による。

28年度以降は、平成26年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算(26年1月財務省)における試算A-1及び仮定計算a-1と同様の経済前提を仮置きした上で、26年度予算における制度・施策を前提に機械的に試算。

# 公債費②(臨時財政対策債の償還・積立不足)

資料Ⅲ-2-14

○ 臨時財政対策債については、その元利償還金に相当する額が基準財政需要額に算入されているが、現実には、その分が償還(減債基金への積立を含む)に使われていない(=他の歳出に流用)。

※ 基準財政需要への算入額は、20年と30年の定時償還を組み合わせた額が算定されているが、実際の地方団体の償還方法は満期一括償還のケースもある。この場合、実際の償還までの間は、基準財政需要に算入された金額を他の歳出に流用することが可能な状態となっている(本来は、減債基金へ積み立てておくべき)。

○ 具体的には、これまでに基準財政需要額に算入された額と、実際の償還額(減債基金への積立を含む)の差は、累積で約1兆円。この分、将来の地財措置額が償還必要額を下回ることになり、他の歳出を圧迫することになる。

※ 例えば、ある自治体が30年の満期一括償還で臨財債を発行し、30年間均等に減債基金への積立を行っている場合でも、地財措置は、20年と30年の定時償還を組み合わせた額が措置されるため、将来的には、地財措置額<積立額となり、積立のための財源不足が生じ、他の歳出を圧迫する。

○ 一方で、足元では、地財計画で想定していないPB歳出の増につながっている(=PB悪化要因)。

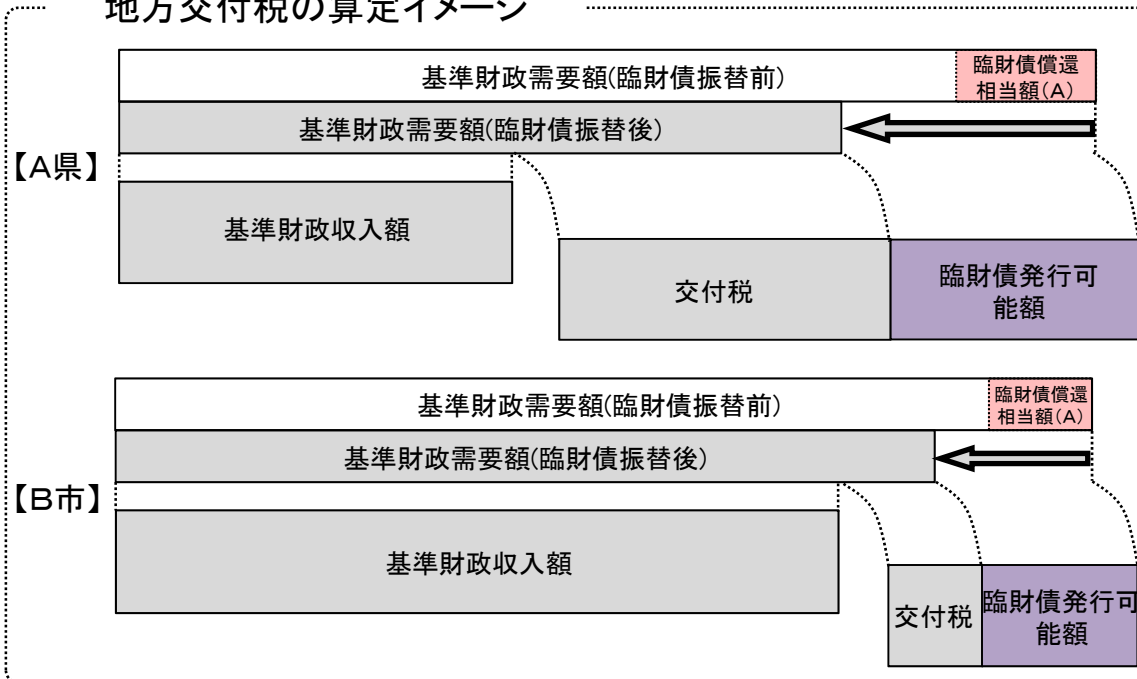
⇒ 基準財政需要に算入された元利償還分は、確実に償還(又は減債基金への積立)に充てられる仕組みとすべき。

元利償還金の基準財政需要算入額と現実の償還額 (単位: 億円)

年度	基準財政需要算入額(A)	償還額(基金積立含む)(B)	差額(A)-(B)
13	0	14	▲ 14
14	197	191	6
15	436	494	▲ 58
16	1,318	1,252	67
17	2,740	2,556	184
18	5,101	4,943	158
19	9,082	7,842	1,239
20	11,978	9,879	2,100
21	13,894	11,795	2,098
22	15,943	14,646	1,297
23	18,082	16,529	1,553
24	19,963	18,385	1,578
累計	98,734	88,526	10,208

(※) 総務省「地方交付税等関係計数資料」及び「地方財政統計年報」による

## 地方交付税の算定イメージ



【参考資料】

赤井伸郎・石川達哉(2012)「交付税とは似て非なる臨財債―道府県は償還財源先食いに注意―」日経グローバル No.204 2012.9.17

石川達哉・赤井伸郎(2013)「臨時財政対策債の構造と膨張の実態―基準財政需要算入額と積立・償還額から見た自治体行動の実証分析―」(2013)『大都市制度・震災復興と地方財政』日本地方財政研究叢書第20号p65-83

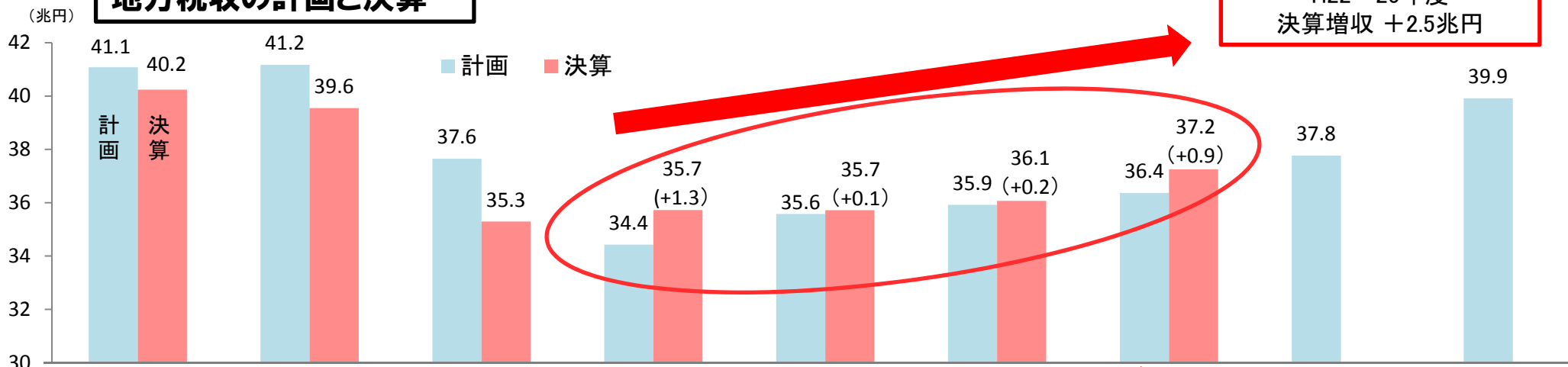
赤井伸郎(2014)「みんなで渡る怖い橋」『十字路』日本経済新聞 2014年9月15日夕刊

# 地方税収の適切な見積り(決算増収と地方の基金残高の増加)

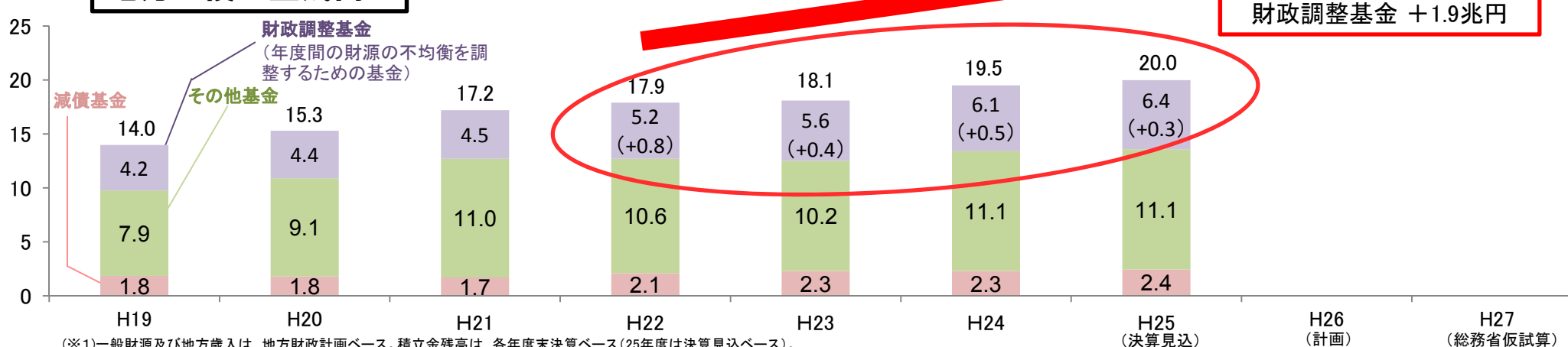
資料Ⅲ-2-15

- 地方税収は、平成22年度から決算増収が続いており、22～25年度までの累計で+2.5兆円の決算増収。
  - この結果、地方の財政調整基金(年度間の財源調整のための基金)の残高は、同時期に、+1.9兆円の増加。
  - 地方税収の過少見積りは、地方交付税の特例加算と臨財債の増発を通じて、国・地方の借金を増加させるもの。更には、積み上がった基金残高が将来的に歳出化されることにより、予期せぬ地方PBの悪化要因ともなりうる。
- ⇒ 近年の決算増収も踏まえ、適切な地方税収の見積りを行う必要。

## 地方税収の計画と決算



## 地方の積立金残高



(※1)一般財源及び地方歳入は、地方財政計画ベース。積立金残高は、各年度末決算ベース(25年度は決算見込ベース)。

(※2)平成23年度から25年度までの積立金残高については、被災3県のその他基金(23年度:1.5兆円、24年度:1.5兆円、25年度:1.5兆円)を除いた額。25年度の宮城県及び福島県のその他基金については、24年度と同額と仮定。

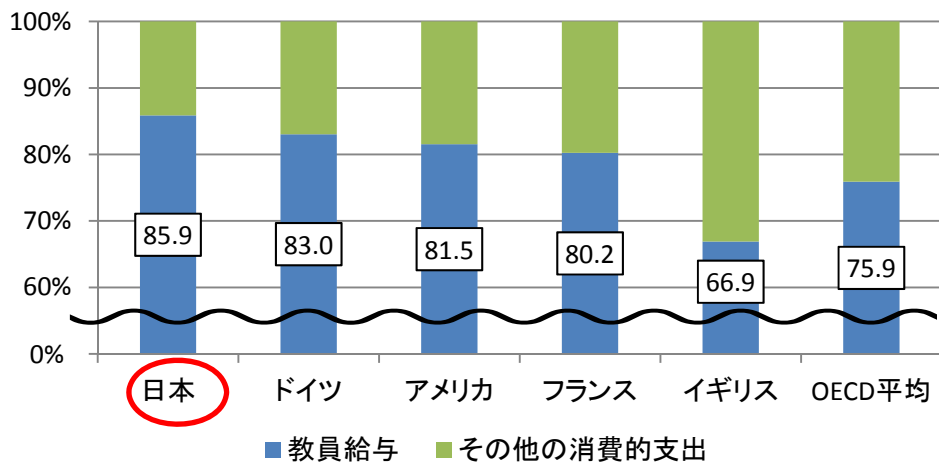


# 義務教育予算の現状①

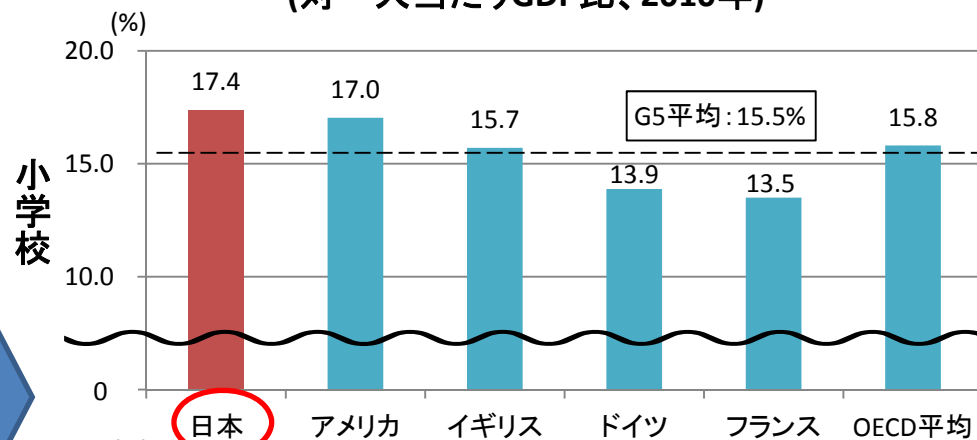
## (日本の教員給与支出は国際的にも高水準)

- 諸外国においても、教員給与は教育支出(注)のうち最大の部分を占めるが、特に日本の小中学校予算は教員給与に配分が偏っている。その結果、在学者一人当たり教員給与支出は国際的にも高い水準になってしまっている。
- 教員給与(人件費)に多額の投資を続けることが効率的な教育投資といえるか疑問であり、教員定数、給与水準両面で効率化を図る必要。

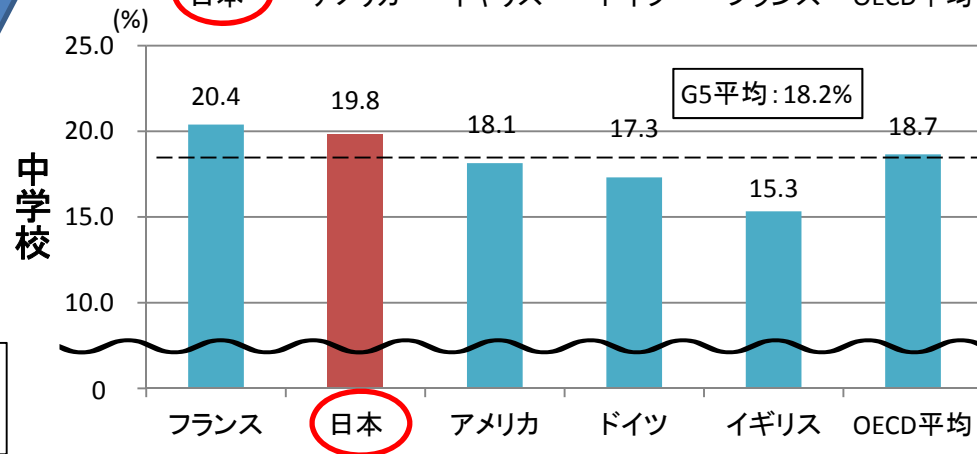
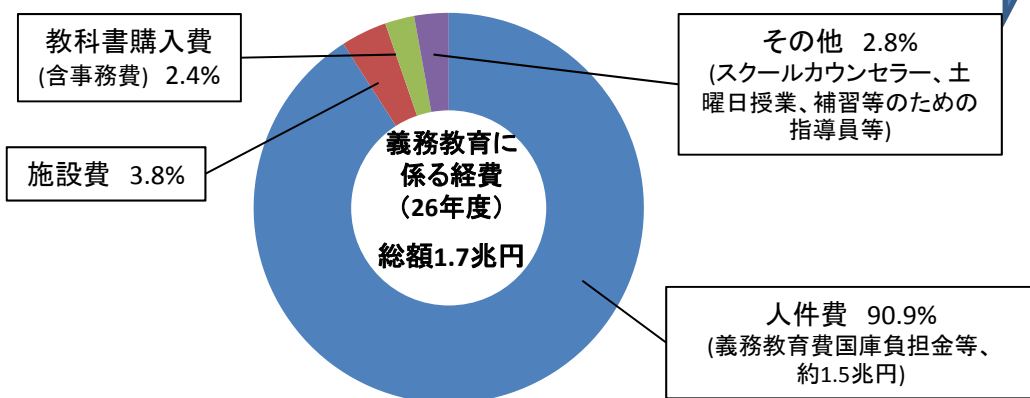
小中学校向け教育支出の支出項目別構成 (2010年)



在学者一人当たり教員給与支出 (対一人当たりGDP比、2010年)



国の義務教育予算における経費の内訳 (2014年)



(注)ここでの教育支出は消費的支出を指し、資本支出等を含まない。  
 (出典)OECD stat

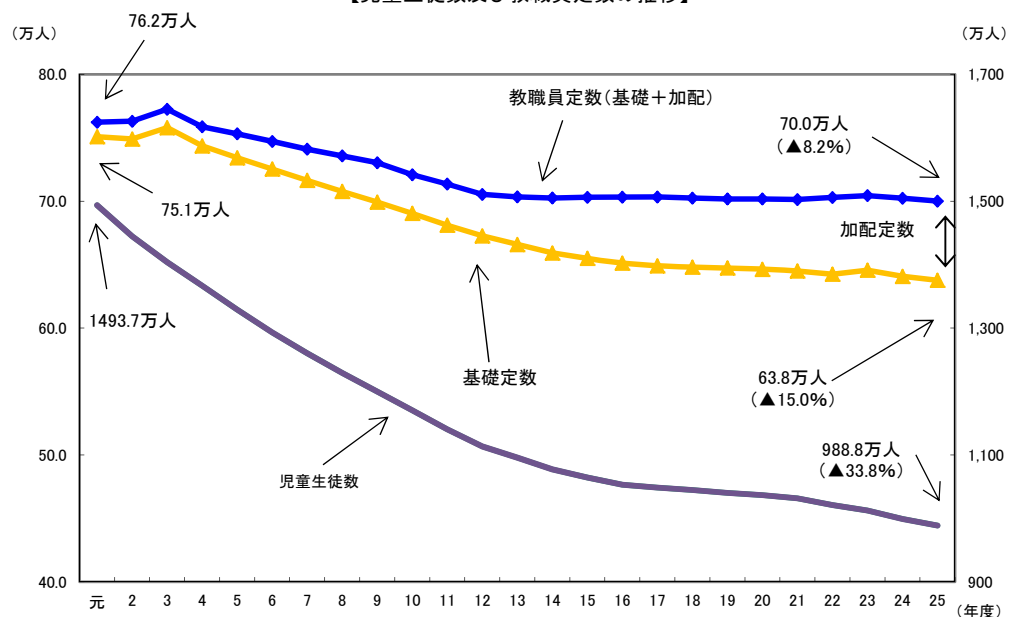
## 義務教育予算の現状②

資料Ⅲ-3-2

### (児童生徒数あたりの教職員数は大幅に増加している)

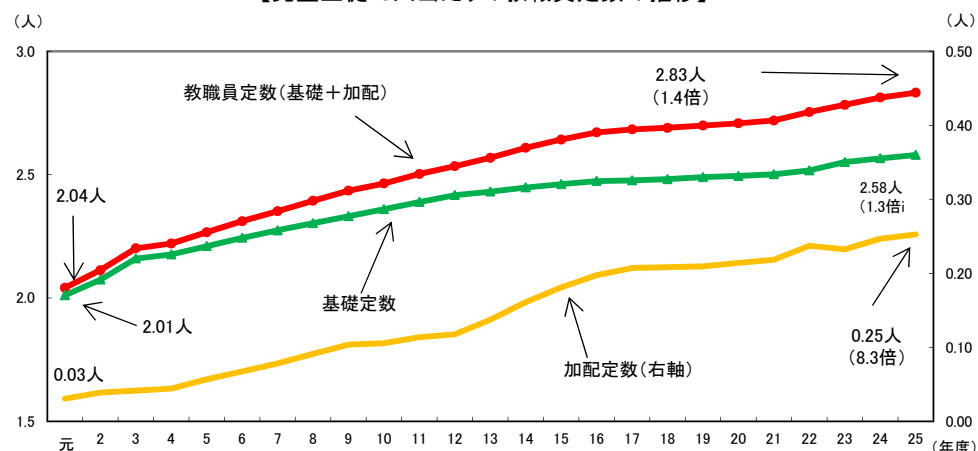
- 政策目的に応じて予算措置される定数（加配定数）は、平成元年以降、約5万人（11,418人→62,405人）増員されている。  
その結果、児童生徒当たりの加配定数は約8.3倍増加。
- 学級数に応じて計算（法令で規定）される定数（基礎定数）は、平成元年以降、児童生徒数の減少幅ほど減っていない。  
その結果、児童生徒当たりの基礎定数は28.4%増加。
- 教職員定数全体（基礎+加配）でみれば、児童生徒あたりの定数は、平成元年以降、約1.4倍（+38.7%）に増加。

【児童生徒数及び教職員定数の推移】



(出所)学校基本調査等

【児童生徒40人当たりの教職員定数の推移】



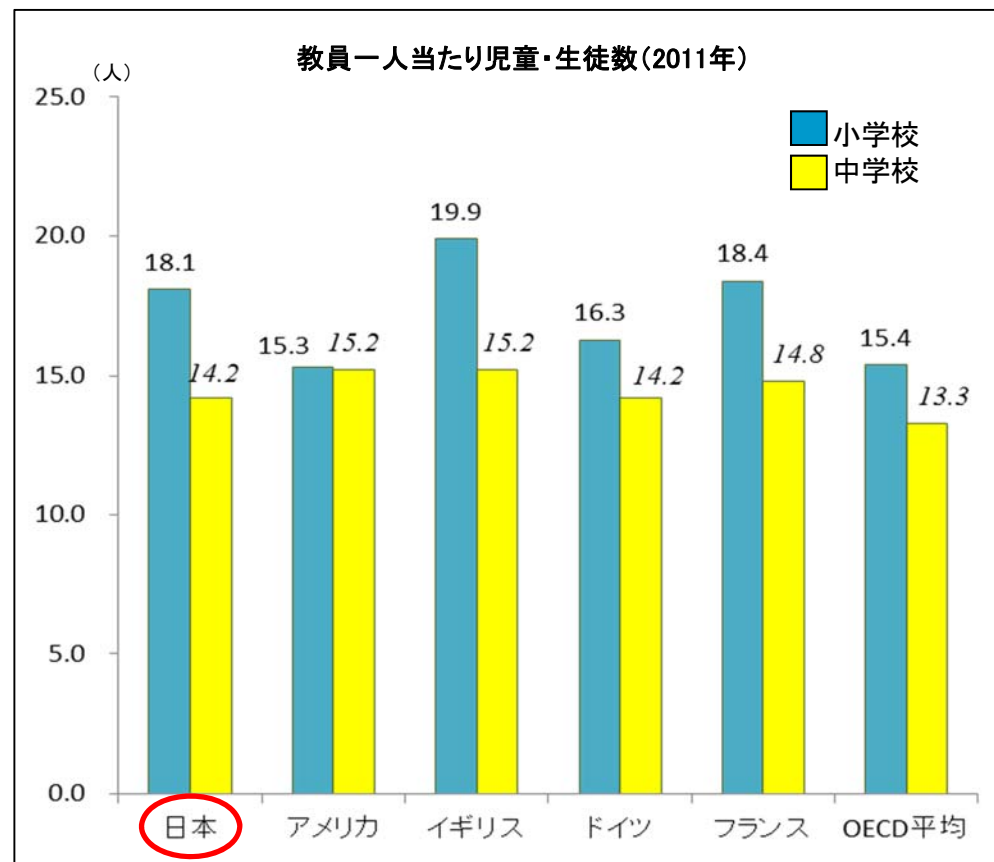
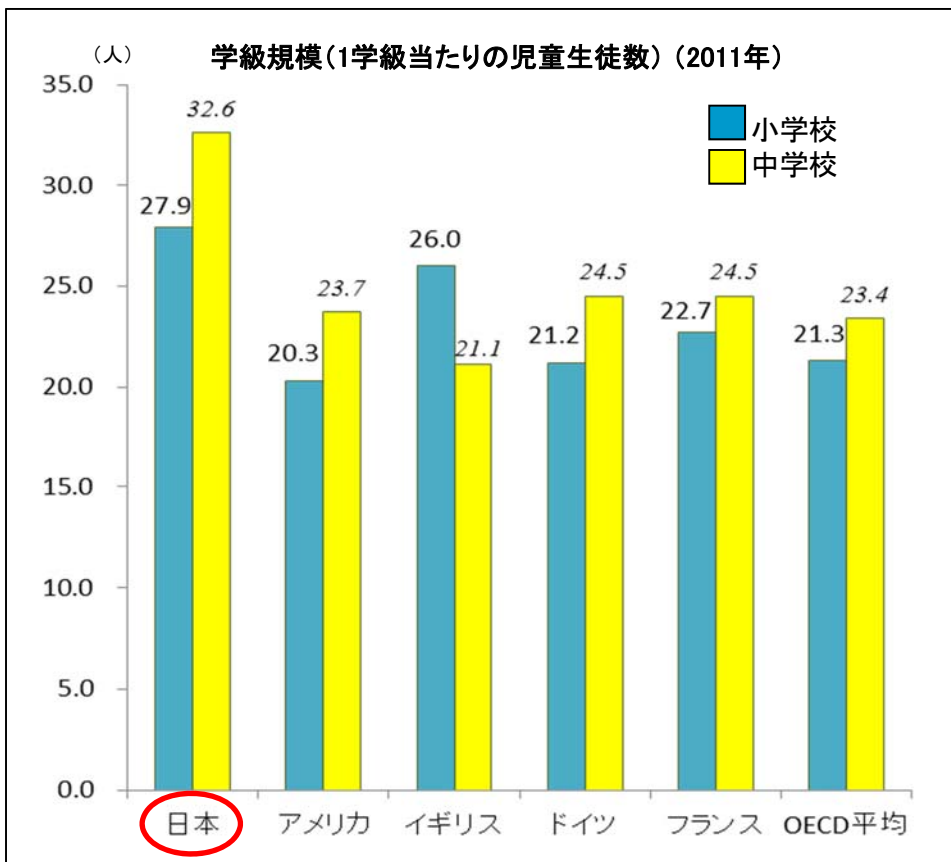
(出所)学校基本調査等

	平成元年	平成25年	変化率
教職員定数全体	2.04人	2.83人	(+38.7%)
基礎定数	2.01人	2.58人	(+28.4%)
加配定数	0.03人	0.25人	(+833.3%)

# 学級規模（1学級当たりの児童生徒数）と教員一人当たり児童・生徒数との関係

- 学級規模（1学級当たりの児童・生徒数）が、諸外国と比べて多く、教育環境が良くないとの指摘がある。
- しかし、国際的に見て、教員一人当たり児童・生徒数が遜色ない一方、学級規模が大きいのは、担任外の教員が多いためであり、約65万人の教員のうち約3割（16.7万人※）は担任外の教員。

※休職者、育児休業者(1.7万人)等を含む



**既存の定数の見直し(再配分)がなされていない  
～35人以下学級は担任外教員16.7万人の活用で十分実施できる～**

- 教員65万人のうち担任外教員16.7万人が(※)存在【うち小学校7.5万人、中学校9.2万人】
- これに対し、36人以上の学級は小学校の学級数の1割(2.2万)、中学校の学級数の3割(3.1万)に過ぎない。
- 現行定数の下で、担任外教員を活用すれば、35人以下学級は十分に実施できる。小学校は担任外教員を増やしてきていること、中学校は担任外教員の割合が約4割と高く教員一人当たりの生徒数も少ないことを踏まえ、既存定数の配分の見直しを検討する必要(学年に2つの36人以上学級があれば教員1人の追加で2つの36人以上学級が解消できる)

教員数の内訳(公立小中学校、平成25年度)

収容人員別学級数(公立小中学校、平成25年度)

(単位:万人)

	教員数	学級数 (担任)	校長・教頭	養護教諭等	担任外※
小学校	41.1	27.0	4.1	2.5	7.5
中学校	23.8	11.5	2.0	1.1	9.2
合計	64.8	38.4	6.1	3.6	16.7

平成以後学級数が14%減少する中、担任外教員は33%増  
・H元年度:  
5.6学級に1人  
H25年度:  
3.6学級に1人

平成以後学級数が22%減少する中、担任外教員は▲4%  
・H元年度:  
1.5学級に1人  
H25年度:  
1.2学級に1人

(単位:学級)

～20人	21人～25人	26人～30人	31人～35人	36人以上	合計
31,295 (13.6%)	36,769 (15.9%)	71,867 (31.2%)	68,379 (29.7%)	22,283 (9.7%)	230,593 (100.0%)
4,128 (4.2%)	4,844 (4.9%)	17,398 (17.6%)	41,926 (42.4%)	30,537 (30.9%)	98,833 (100.0%)
35,423 (10.8%)	41,613 (12.6%)	89,265 (27.1%)	110,305 (33.5%)	52,820 (16.0%)	329,426 (100.0%)

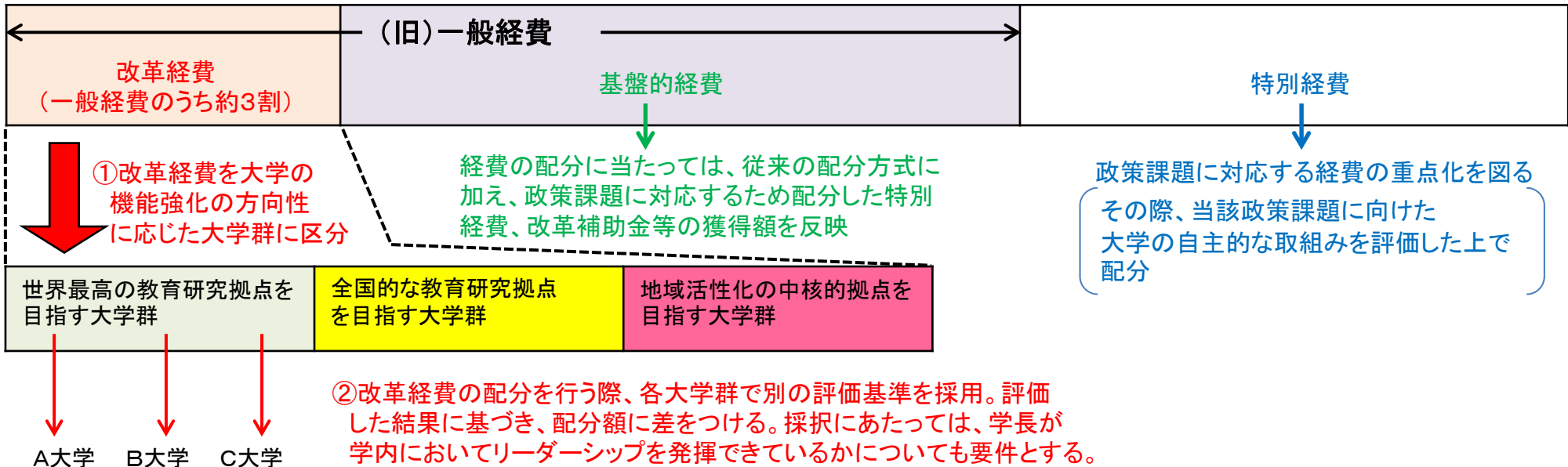
※休職者、育児休業者(1.8万人)等を含む

※ 特別支援学校・学級、複式学級を除く。

【出典】学校基本調査 など

【改革案】

一般経費を基盤的経費と改革経費に区分。改革経費の活用を学長のリーダーシップに委ねるとともに、各大学の取り組みに応じて配分に差をつけることで改革を促進



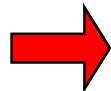
<期待される効果>

①大学の自発的な改革への取り組みを促す

- 「法人」としての全体マネジメント意識の醸成、予算のメリハリ、競争原理の導入

②教育研究組織、学内の資源配分について各大学が見直す環境を生み出す

- 一般運営費交付金の一部(3割)を改革経費に位置付けることで固定化を防ぐ
- 各大学の執行にあたって、学長のリーダーシップが十分に発揮される仕組みとする



改革経費を効率的に運用するためには、各大学の取り組みを公平に評価するシステムの構築が不可欠

基盤的経費(除く改革経費)

A	B	C	D
---	---	---	---

前年度配分シェア

特別経費(政策的経費)

A	B	C	D
---	---	---	---

前年度配分シェア

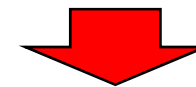
基盤的経費(翌年度分)

基	政	基	政	基	政	基	政
A		B		C		D	

翌年度の基盤的経費の配分に当たっては、

$$\left( \begin{array}{c} \text{前年度の基盤的経費配分シェア} \\ + \\ \text{前年度の政策的経費配分シェア} \end{array} \right)$$

をもとに決定することで、政策的経費の配分終了後も継続して政策課題に取り組む体制を整備する。

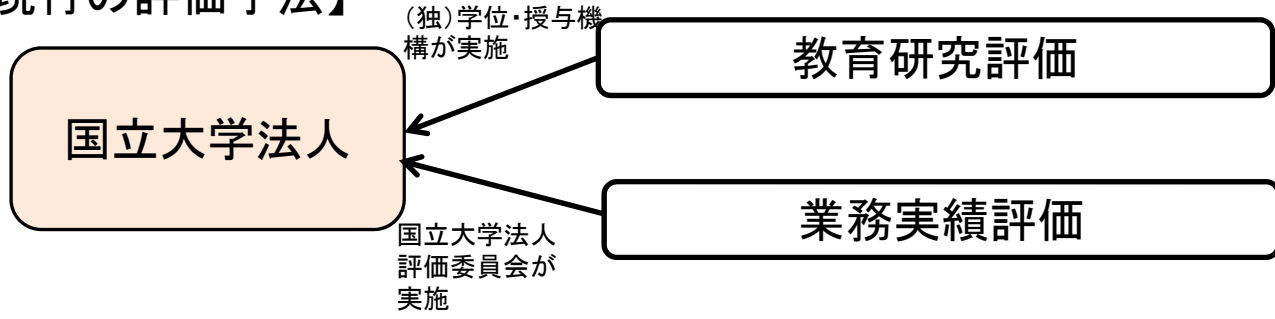


<期待される効果>

教育研究高度化等の政策課題対応について、自主的に継続する環境整備に寄与

# 国立大学法人改革に向けた財務省案②<新たな大学評価システム>

## 【現行の評価手法】



<問題点>

- ・評価手法が一律(中期目標の検証)
- ・このうち教育研究は各中期目標期間に一度だけ実施され、6年間評価が固定される。
- ・この評価をもとに特別経費の一部(30億円)が配分される

## 【改革案】

世界最高の教育研究の拠点を目指す大学群

評価指標(例)

- ・論文数、論文数の世界シェア
- ・TOP10%補正論文数
- ・外国人研究者の招聘数
- ・海外の大学との連携やパートナーシップ
- ・研究成果の実用化状況
- ・特別運営費交付金の獲得状況
- ・年俸制の導入促進状況
- ・競争的資金、運営費交付金以外の収入の獲得状況
- ・高度人材の育成、社会への供給状況 等

全国的な教育研究拠点を目指す大学群

評価指標(例)

- ・教育研究組織の整備、再編状況
- ・カリキュラム調整などによる大学教育の国際的な互換基盤の整備状況
- ・競争的資金、運営費交付金以外の収入の獲得状況
- ・1人あたり論文数
- ・教員が教育に投じる時間数と質
- ・特別運営費交付金の獲得状況
- ・若手研究者の活用状況
- ・大学教育質保証の共通システムの構築
- ・アジアをリードする技術者の養成状況
- ・大学間連携の状況
- ・学修成果の状況 等

地域活性化の中核的拠点を目指す大学群

評価指標(例)

- ・産学官連携の共同研究結果
- ・自治体等地域社会との連携による全学的な教育・研究活動の状況
- ・大学病院の機能強化状況 等
- ・地域への人材供給状況(就職率)
- ・地域(企業、自治体、寄附)からの収入
- ・社会人の学び直しの機会の提供状況
- ・学内の資源配分の重点化状況
- ・学修成果の状況 等

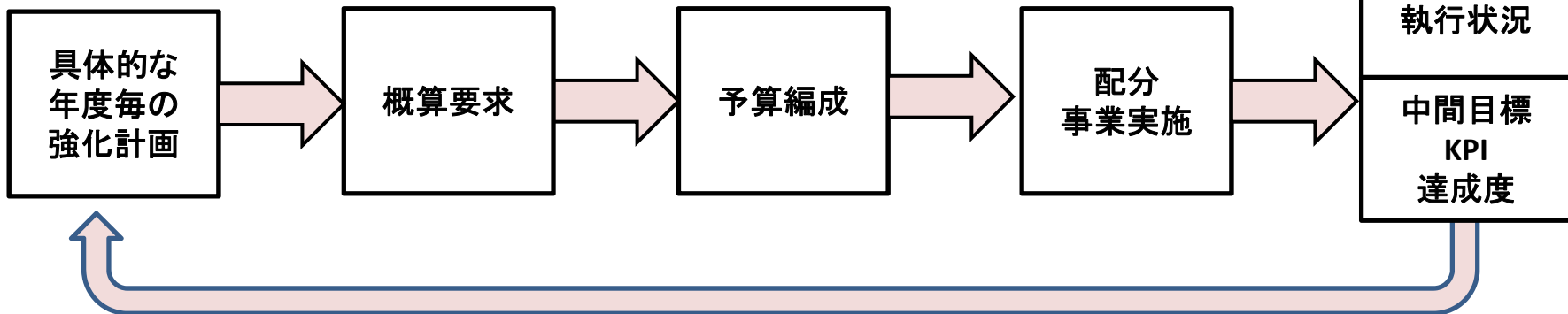
<改革のポイント>

- ・各大学は中期目標の設定に際してどの大学群に属するかを決定
- ⇒各大学の強み・特色を最大限に生かす環境整備を効果的に支援
- ・各大学群を別の基準で評価
- ⇒各大学の特性に応じた評価が可能となり、モチベーション向上に寄与
- ・評価に当たっては、客観的な指標の評価を重視し、2年程度の期間で評価を実施
- ⇒従来と比較して短期間での評価が可能となり、モチベーション向上に寄与
- ⇒客観的な指標を導入することで大学の事務負担を軽減

メダル獲得数向上に向けた具体的な選手強化戦略の策定

競技ごとの毎年度の中間目標及びKey Performance Indicator設定  
(例: 毎年の世界大会への出場選手数・入賞者数)

[毎年度のPDCAサイクルの徹底]



(注) 執行状況及び中間目標・KPI達成度については、文科省において毎年度公表し、透明性を確保

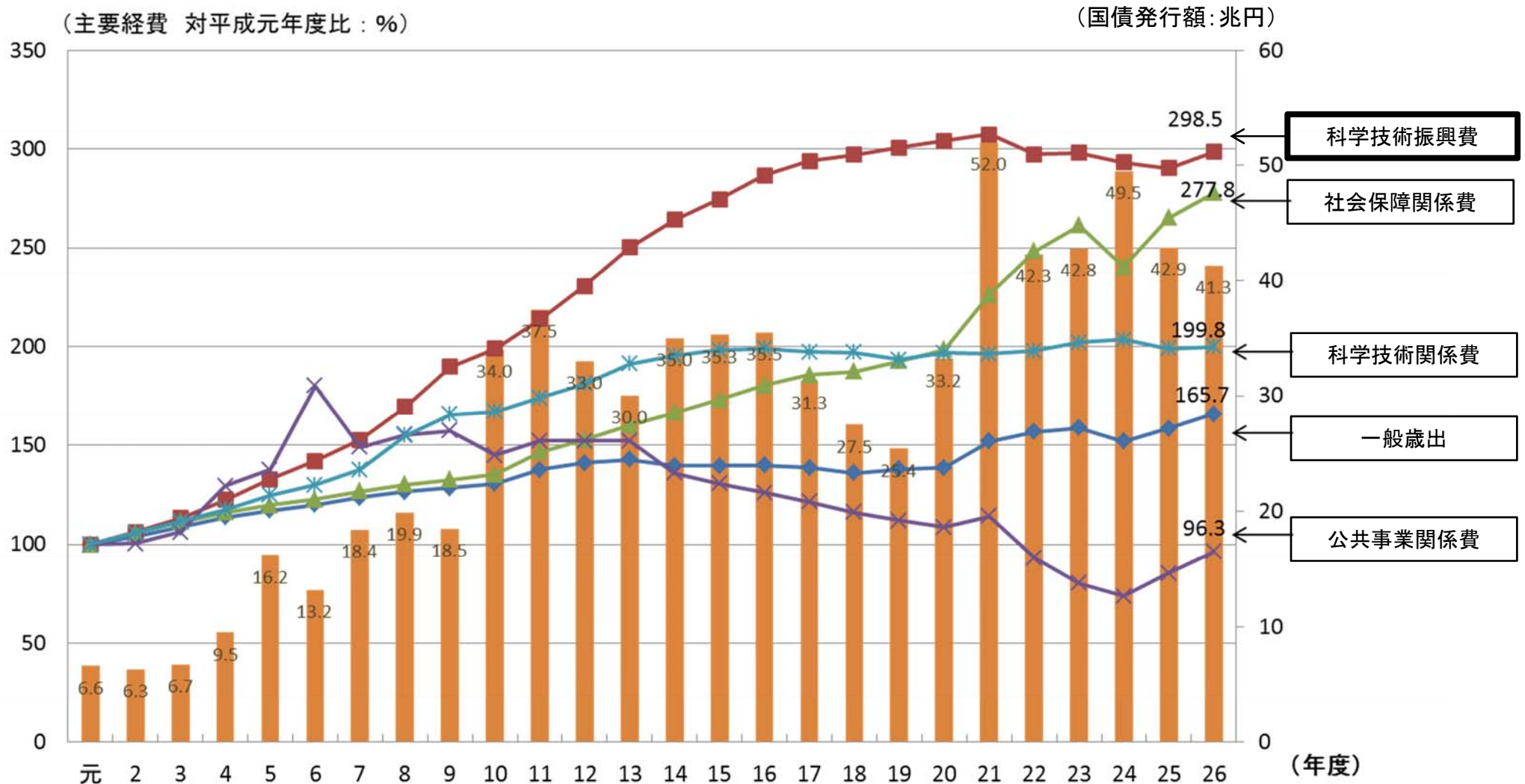
目標達成に向け、選手強化事業におけるPDCAサイクルを強化するための仕組みが必要なのではないか



- 平成19年3月：国際大会において、取引先に水増し請求させ、差額分をバックさせ、裏金として自ら費消（日本スケート連盟）
- 平成24年3月：競技団体が負担すべき経費を軽減すべく、謝金等の一部を競技団体に還流（全日本テコンドー協会、日本セーリング連盟、日本カーリング連盟、日本カヌー連盟、全日本柔道連盟、日本ホッケー協会、日本ボート協会、日本水泳連盟、日本セーリング連盟、日本近代五種・バイアスロン連合、日本ボブスレー・リュージュ連盟）
- 平成24年11月：会計検査院決算報告による指摘：競技団体が負担すべき経費を軽減すべく、謝金等の一部を競技団体に還流（全日本テコンドー協会、日本セーリング連盟、日本カヌー連盟、日本ホッケー協会、日本近代五種・バイアスロン連合、日本馬術連盟、日本フェンシング協会、日本自転車競技連盟、日本バドミントン協会、日本体操協会、日本レスリング協会）
- 平成24年11月：助成金の過大交付及びコーチ謝金の二重支給（日本ホッケー協会、日本ボート協会、日本フェンシング協会、日本自転車競技連盟、日本体操協会、全日本スキー連盟、日本サッカー協会、日本トライアスロン連合、日本ハンドボール協会、日本バスケット協会）
- 平成25年5月：指導実態のない団体理事を助成対象として推薦し不正に受給、助成金の一部を留保金として不正に徴収（全日本柔道連盟、全日本スキー連盟、日本カーリング連盟）
- 平成25年12月：選手等へ支払う滞在費の会計処理において証拠書類をねつ造（日本フェンシング協会）
- 平成26年4月：競技団体が負担すべき経費を軽減すべく、謝金等の一部を競技団体に還流（日本ホッケー協会）

- 相次ぐ競技団体の不正受給や不正経理は国民から厳しい目で見られており、具体的なガバナンス強化策が確実に実施される必要。例えば、補助金の使途についての監査等のコンプライアンス体制の充実についても、選手強化費の配分の際に反映されるべきではないか。
- 多岐にわたる選手強化事業について、競技団体の事務負担を軽減すべく、申請におけるフォーマットの統一等運用面の制度改革も進めるべきではないか。
- 国民による規律付けを機能させ、モラルハザードを防止するため、民間資金とのマッチングを基本とし、一定の負担を競技団体にも負わせることが必要ではないか。また、財政力が脆弱な競技団体の負担軽減のため、財政力に応じた補助のあり方を検討するのも一案か。

# 科学技術振興費の推移



- 科学技術振興費は平成元年度比で約3倍(26年度)と社会保障関係費も超える大きな伸び
- 国債発行額は平成元年度比で約6.3倍(26年度)に大幅に増加し、財政事情は悪化

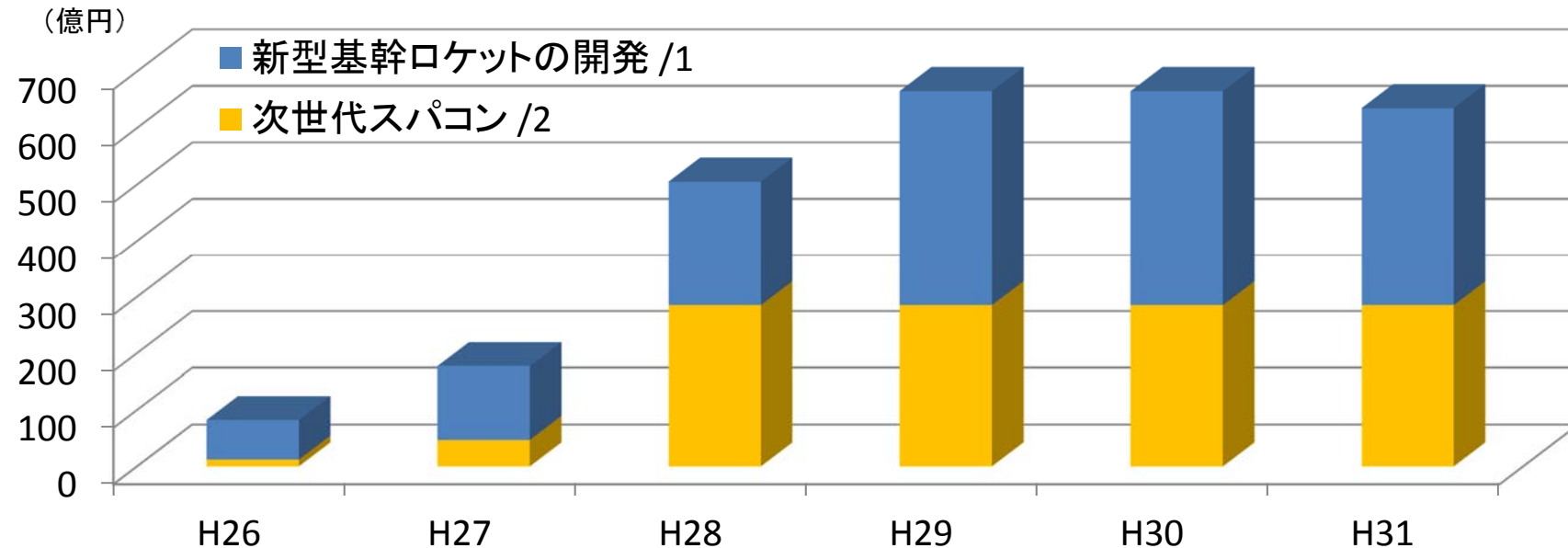
課 題	理研アクションプラン (平成26年8月27日)	改革案
<p>資源配分の固定化を防止し、PDCAサイクルを徹底するため、外部の意見も取り入れたガバナンス強化が必要</p>	<p>理研本部に過半数が有識者の「経営戦略会議」及び理事長直轄の「コンプライアンス本部」を設置</p> <p>CDB組織の解体的な出直しをするため、新センター長を選考した上で、外部有識者を含む「運営会議」を設置</p>	<p>PDCAサイクルを真に実効性あるものにするため、「運営会議」による評価・助言を資金配分に反映することを徹底し、本部のモニタリングの下、特段の理由なく反映されない場合における配分額減額やセンター長解任といった厳しい罰則規定を設置すべき</p>
<p>研究不正を防止するため、実効性のある体系的な体制整備が必要</p>	<p>各センターに研究倫理教育責任者を設置し、研究倫理教育を徹底(教育プログラムの導入等)</p>	<p>ルール順守の実効性を担保するため、義務付けられた研修を受講しない場合や研修確認テストなどに不備があった場合は、一定期間実験室への立ち入り禁止や研究費申請の一時停止などの措置をとるべき</p>

## [その他の論点]

- 理研に対する予算執行調査における指摘を踏まえ、一括購入や単価契約を徹底し、調達改善に応じない場合は研究費執行を一部停止する等の罰則を導入し、ルール遵守の実効性を担保するべきではないか。
- 他の研究開発法人についても総点検した上で、こうしたガバナンス強化・調達改革を徹底するべきではないか。

# 大規模プロジェクトの後年度負担

大規模プロジェクトは多額の後年度負担を生じ、予算の硬直化を招く原因



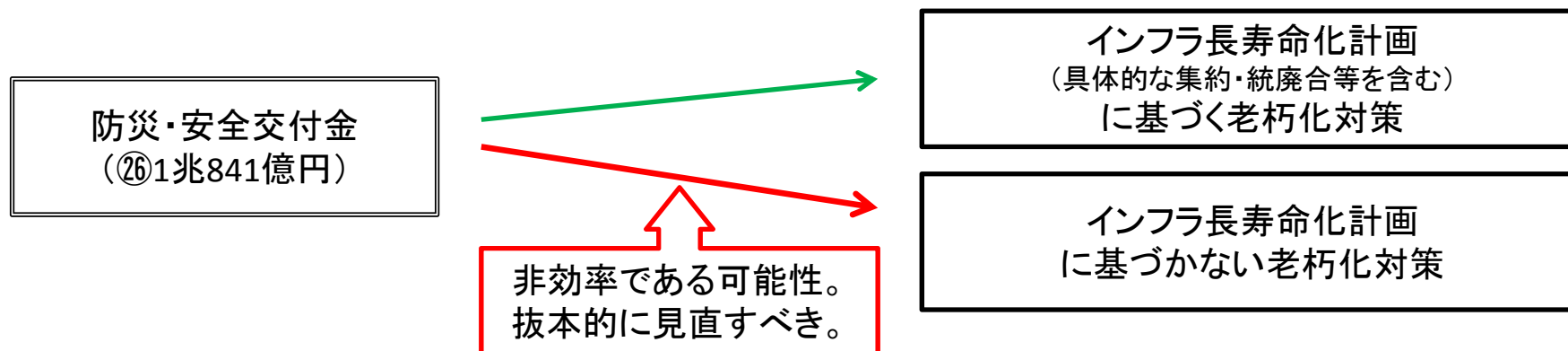
(注1) 平成26年度は予算額、平成27年度は概算要求額、平成28年度以降は文部科学省試算。

(注2) 平成25年12月の総合科学技術会議「エクサスケール・スーパーコンピュータ開発プロジェクトの評価結果」によれば「平成26年度から平成31年度までの6年間に国費総額約1200億円を見込む」とされており、平成26年度予算額12億円、平成27年度概算要求額47億円を除いて、残期間について単純平均をとったもの。

2020年を目途とする中期財政計画の達成に向け、一定規模以上の大規模支出については、要求段階において、プロジェクトを通じた後年度負担とリース等の柔軟なファイナンス方式や官民の費用分担も含めた財源調達の考え方を整理させることとし、自律的に財政再建目標との整合性を確保する仕組みを作るべきではないか

- 限られた財源の中で効率的な老朽化対策を実施するためには、今後の老朽化対策は、インフラ長寿命化計画に基づき計画的かつ効率的に実施する必要がある。反対に、同計画に基づかない老朽化対策は非効率である可能性があり、抜本的に見直すべき。
- インフラ長寿命化計画を策定している場合であっても、単に計画が策定されていればよいのではなく、将来の社会経済状況の変化を見据えた具体的な集約・統廃合等の計画を含むものとするべき。

## 地方公共団体向け老朽化対策支援



### ■「日本再興戦略」改訂2014(平成26年7月閣議決定)

これまでの取組に続き、インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016年度末までに「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。

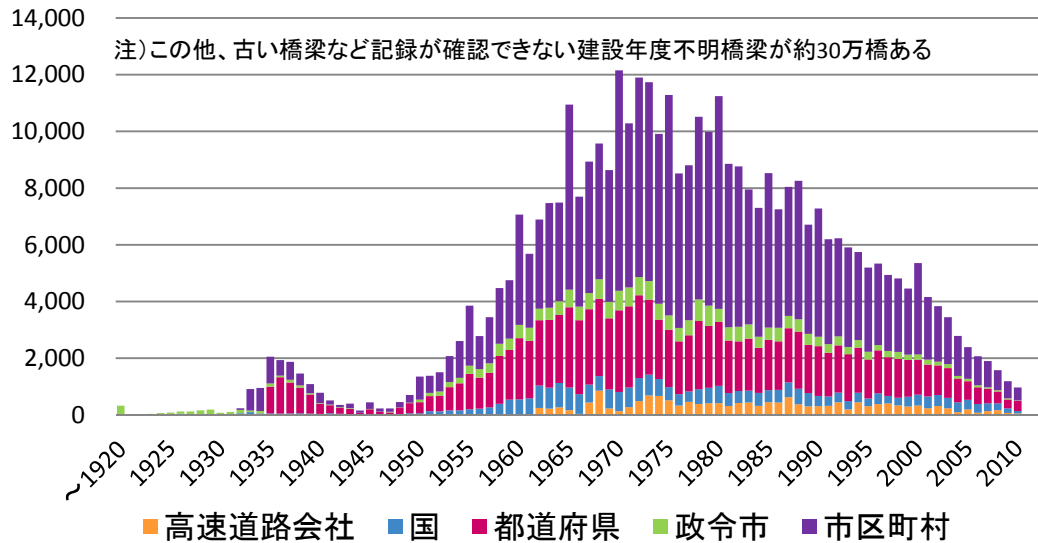
### ■行政改革推進会議「行政事業レビュー」(平成25年11月)

長寿命化計画の策定や老朽化対策・維持管理費用の将来推計に基づく維持管理マネジメントを実施している地方公共団体に対しては、配分を優先すべき。(略)一方で取組が遅れている地方公共団体に対しては、総務省などの関係省庁とも連携しつつ、例えば、ペナルティを与えることを含めてインセンティブを付与すること等を通じ一層のメリハリをつけるべきではないか。

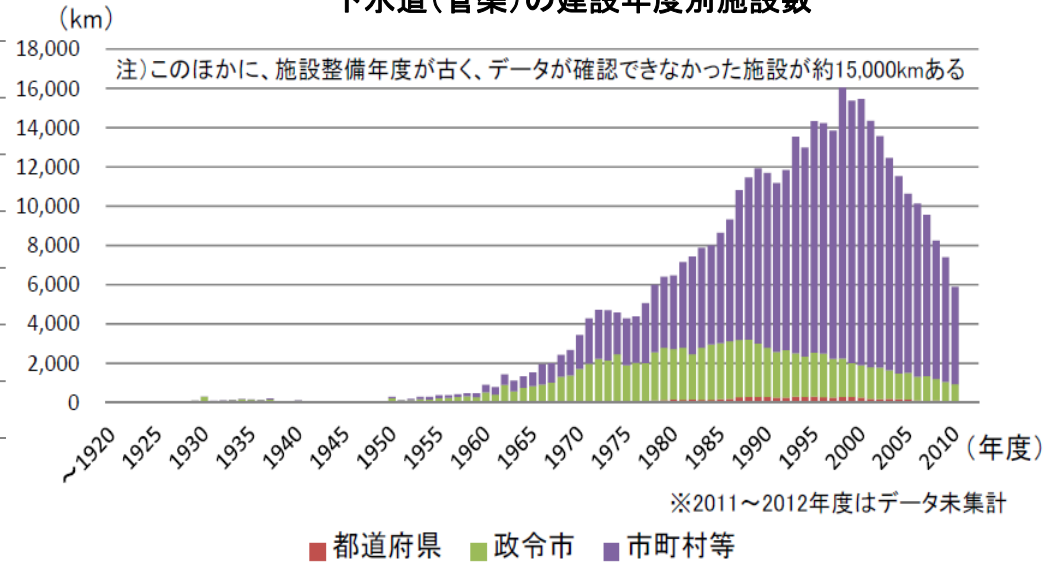
# 既存の社会資本の維持管理・更新について

今後、高度成長期以降に急速に蓄積してきた膨大な社会資本が耐用年数を迎え、増加する維持管理・更新費用への対応が大きな課題となる。

### 橋梁の建設年度別施設数



### 下水道(管渠)の建設年度別施設数



平成25年12月 社会資本整備審議会・交通政策審議会「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について(答申)」

年度	推計結果
2013年度	約3.6兆円※)
2023年度 (10年後)	約4.3～5.1兆円
2033年度 (20年後)	約4.6～5.5兆円

- 国土交通省所管の社会資本10分野(道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識、官庁施設)の、国、地方公共団体、地方道路公社、(独)水資源機構が管理者のものを対象に、建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえて推計。
- 今後の新設、除却量は推定が困難であるため考慮していない。
- 施設更新時の機能向上については、同等の機能で更新(但し、現行の耐震基準等への対応は含む。)するものとしている。
- 用地費、補償費、災害復旧費は含まない。
- 個々の社会資本で、施設の立地条件の違いによる損傷程度の差異や維持管理・更新工事での制約条件が異なる等の理由により、維持管理・更新単価や更新時期に幅があるため、推計額は幅を持った値としている。

※)2013年度の値(約3.6兆円)は、実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値

# 新規整備について

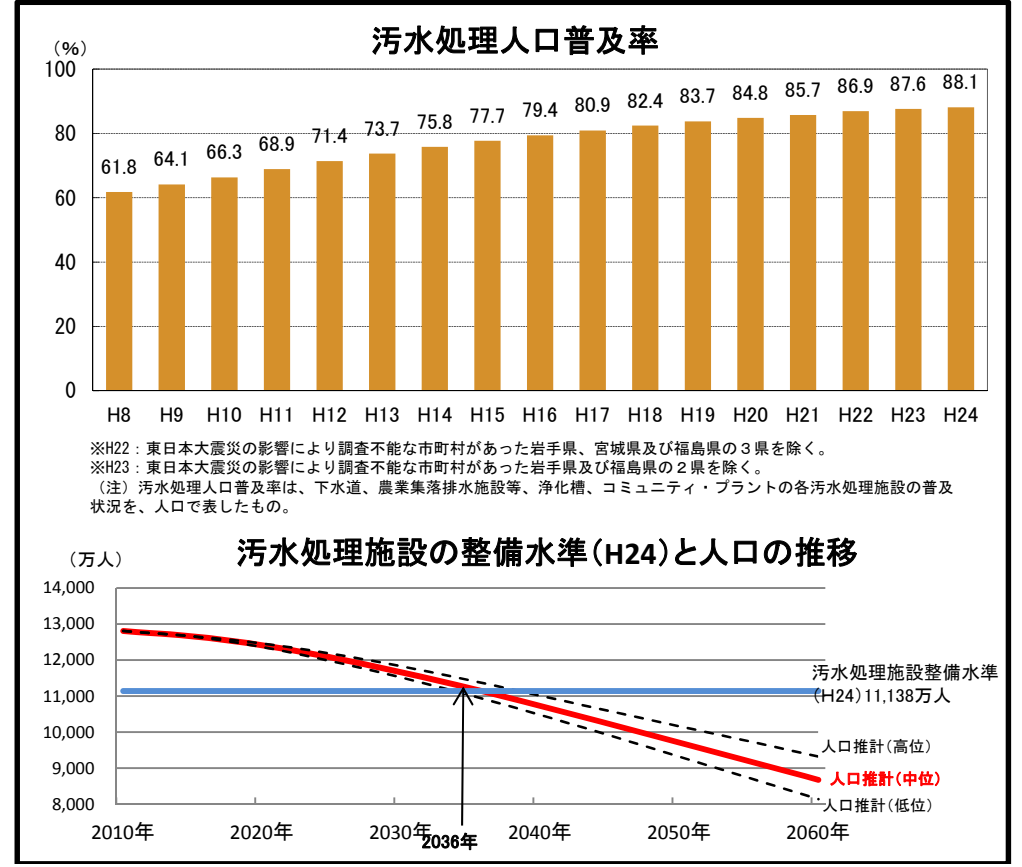
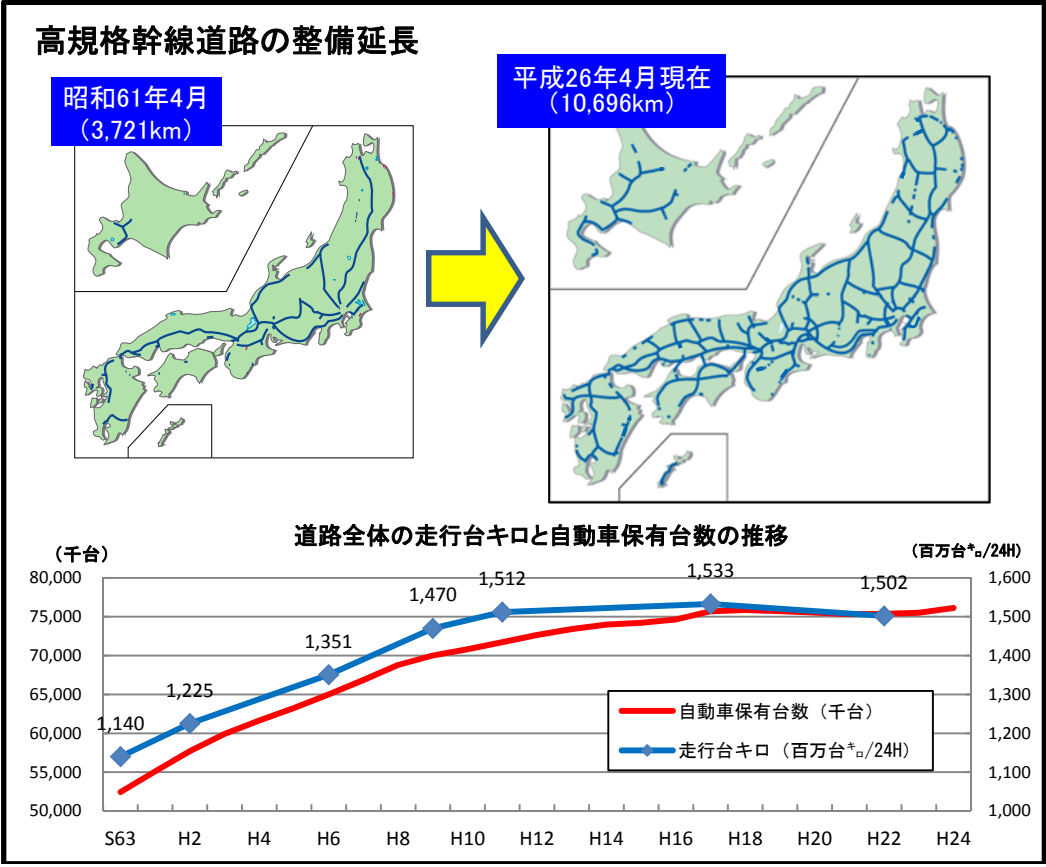
- 公共事業関係費の削減が続く中であっても、コスト総合改善の取組などもあり、我が国の社会資本の整備水準は大幅に向上。
- 将来の人口減少の現実や維持管理費用の負担を踏まえれば、新規投資はこれまで以上に厳選していく必要がある。

## 道路

自動車保有台数の伸びは鈍化。交通量も全国的には頭打ち。

## 下水道

下水道の汚水処理施設は、現時点で9割弱の人口をカバー。他方、2030年代半ばには我が国の人口は9割弱の水準にまで減少。



効率化・生産性の向上により、年間0.5%程度の効率化が可能とされている。依然として、効率化の余地は残されており、将来の労働力人口の減少を見込めば省力化に向けた取組を加速するべき。

## 直轄河川の堤防除草(平成26年度予算執行調査)



機械を使用した除草・集草作業の例



大型遠隔操縦式機械 (除草・集草アタッチメント付き)

(単位:人日/百万㎡)

	機械	人力	削減量
除草	157	1,166	1,009
集草	173	740	567

出典:国土交通省土木工事標準積算基準書

※ただし、堤防の法面勾配によって、適用可能な機械が限定される。

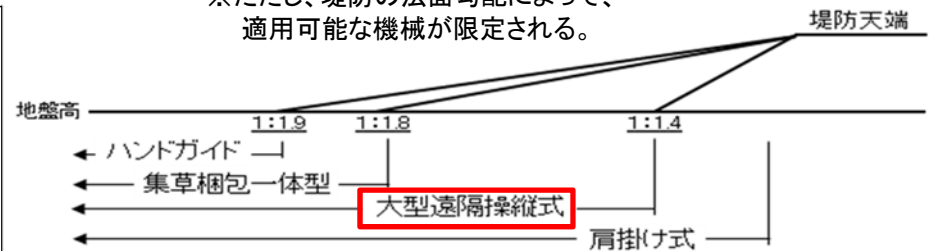
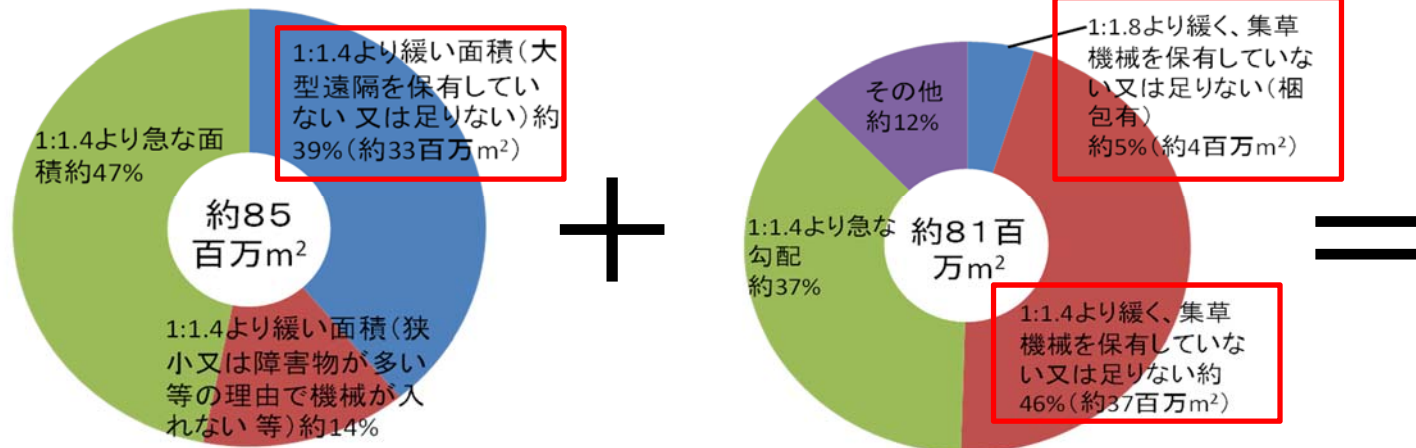


図1. 肩掛け式除草の勾配別の面積の割合 (25年度) 図2. 人力集草の勾配別の面積の割合 (25年度)



直轄河川堤防の除草・集草作業に、大型遠隔操縦式機械を積極的に導入した場合、年間で延べ約5万7000人の作業員を省力化できる可能性がある。

(注)当試算は、機械施工を導入可能と考えられる面積を集計し、その値から単純に省力化の効果を算出したものである。



# 農業構造の現状

## 農家戸数、農業就業人口の推移

	昭35年	45	55	平2年	12	17	22
農家戸数(万戸)	606	540	466	383	312	285	253
販売農家(万戸) (割合)	...	...	...	297 (77.5)	234 (74.9)	196 (68.9)	163 (64.5)
主業農家(万戸) (割合)	...	...	...	82 (21.4)	50 (16.0)	43 (15.1)	36 (14.2)
農業就業人口(万人)	1,454	1,035	697	482	389	335	261
うち65歳以上人口(万人) (割合)	...	...	171 (24.5)	160 (33.1)	206 (52.9)	195 (58.2)	161 (61.6)

資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：平成2年以降の農業就業人口は、販売農家の数値である。

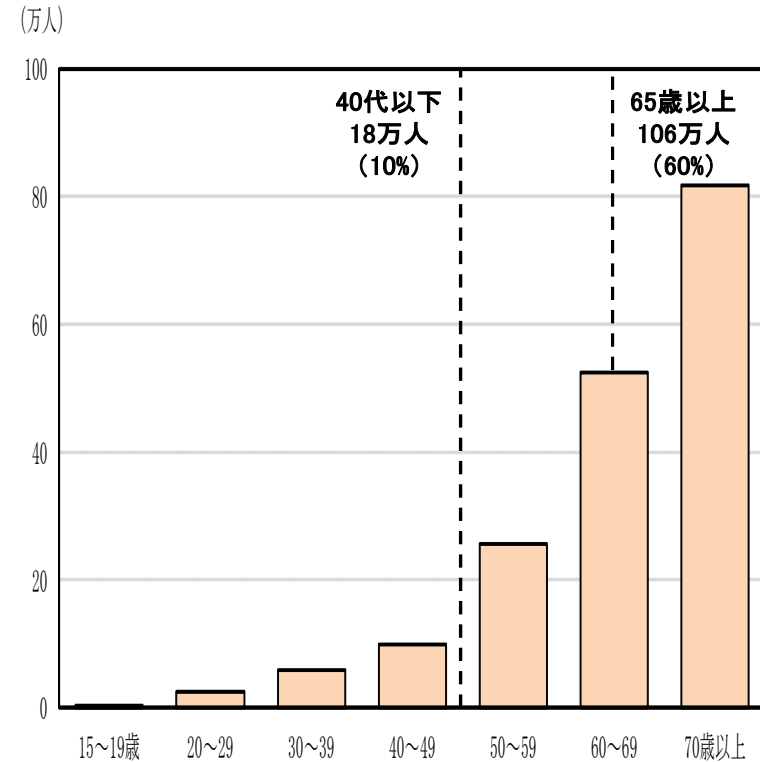
注2：販売農家割合と主業農家割合は、総農家に占める割合である。

※ 販売農家：経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

※ 主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

## 年齢階層別の基幹的農業従事者数（平成24年）

年齢階層別の基幹的農業従事者数(平成24年)



	15～19歳	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	計
人数(万人)	0.1	2.5	5.9	9.8	25.5	52.5	81.5	177.8
シェア	0%	1%	3%	6%	14%	30%	46%	100%

(備考)農林水産省統計部「農業構造動態調査」(組替集計)により作成。

# イギリスの食料自給力の事例

イギリスでは、海外からの輸入が途絶した状況においても、生産転換などによって、国民が必要とする食料を潜在的に供給する能力があるか、試算を行っている。

【出典】農林水産省 食料・農業・農村政策審議会 企画部会(平成26年10月7日) 資料から作成

## イギリス

### 想定する事態

自国の資源のみで食料を供給する緊急事態(輸入途絶)

### 目標

極端かつ長期的な輸入途絶の場合にも、シンプルな食事にはなるが、栄養的に問題ない食料を十分に生産する基礎的な能力が存在する。

### 試算内容

【国内生産により潜在的に供給可能なカロリーの試算】

- ①潜在的に耕作可能な全ての農地において、小麦を生産した場合
  - ②潜在的に耕作可能な全ての農地において、有機農法により小麦を生産した場合
- において、共に1人1日当たり必須カロリー(2,236kcal程度)を満たす。

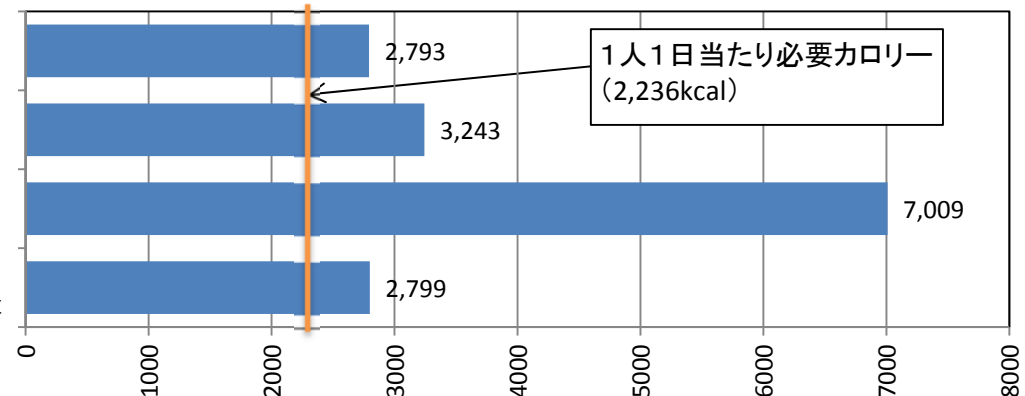
資料:DEFRA Food Security Assessment (2010)等

## ○イギリスにおける試算(2008年)の例

### 国内生産により潜在的に供給可能なカロリーの代表的な試算例

(単位:kcal)

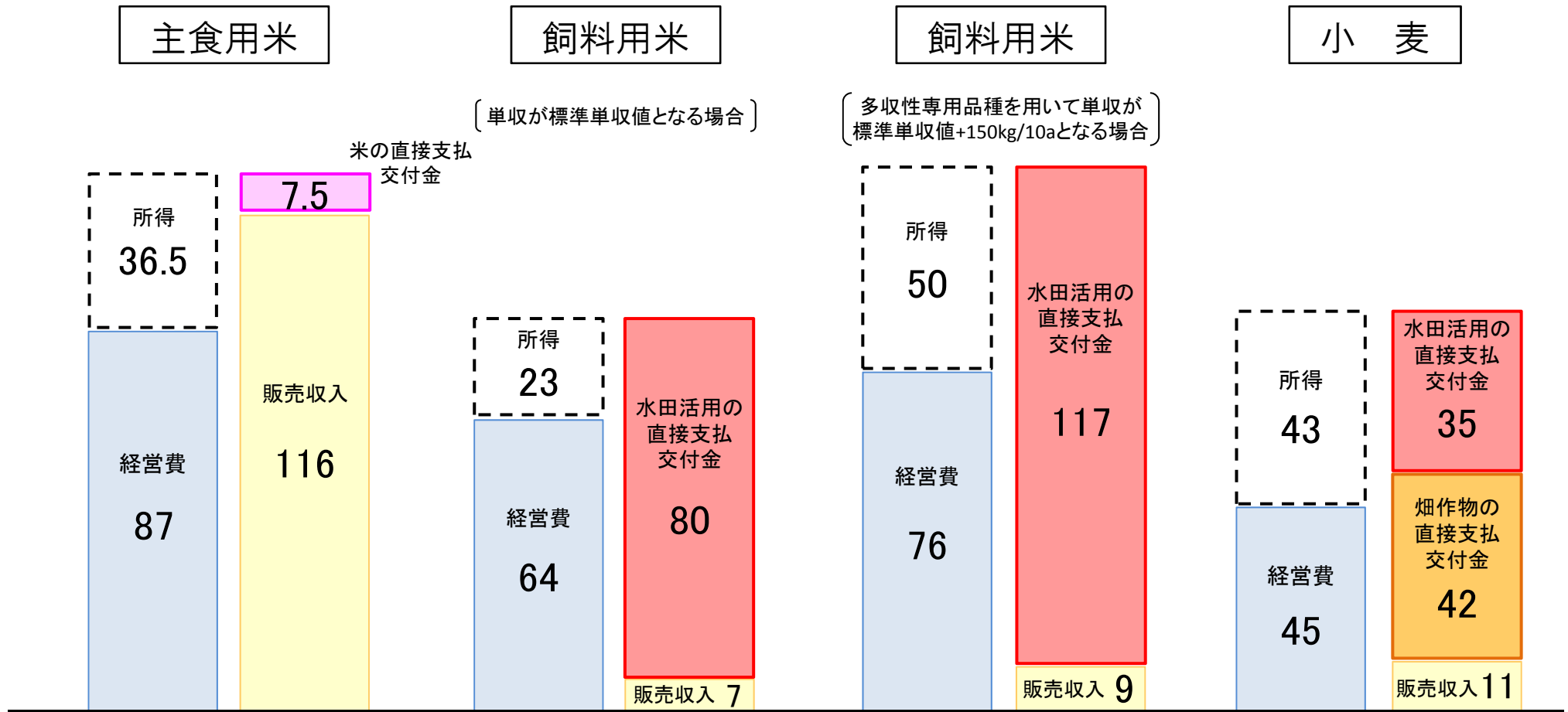
- (試算1) 現在の穀類、園芸作物、畜産物の生産を継続する場合の供給可能熱量(※) 2,793
- (試算2) 現在の作付地で麦類(小麦、大麦、えん麦)を作付けする場合の供給可能熱量 3,243
- (試算3) 全ての潜在的耕作可能地で小麦を作付けする場合の供給可能熱量 7,009
- (試算4) 全ての潜在的耕作可能地で、有機農法により小麦を作付けする場合の供給可能熱量 2,799



(※) 輸入飼料と国産飼料を区別して計算  
資料:DEFRA Food Security Assessment (2010)より作成

# 転作助成（主食用米・飼料用米・小麦における所得比較（10a当たりのイメージ））

資料Ⅲ－6－3



(単位:千円)

注1) 小麦及び主食用米は、平成23年産生産費統計(全階層平均、主産物)を用いて算定。

注2) 飼料用米は、取組事例のデータを用いて算定。

注3) 飼料用米の水田活用の交付金の単価は、標準単収値の収量が得られた際の単価を8万円/10aとして、収量に応じて下限5.5万円/10aから上限10.5万円/10aの範囲で変動。

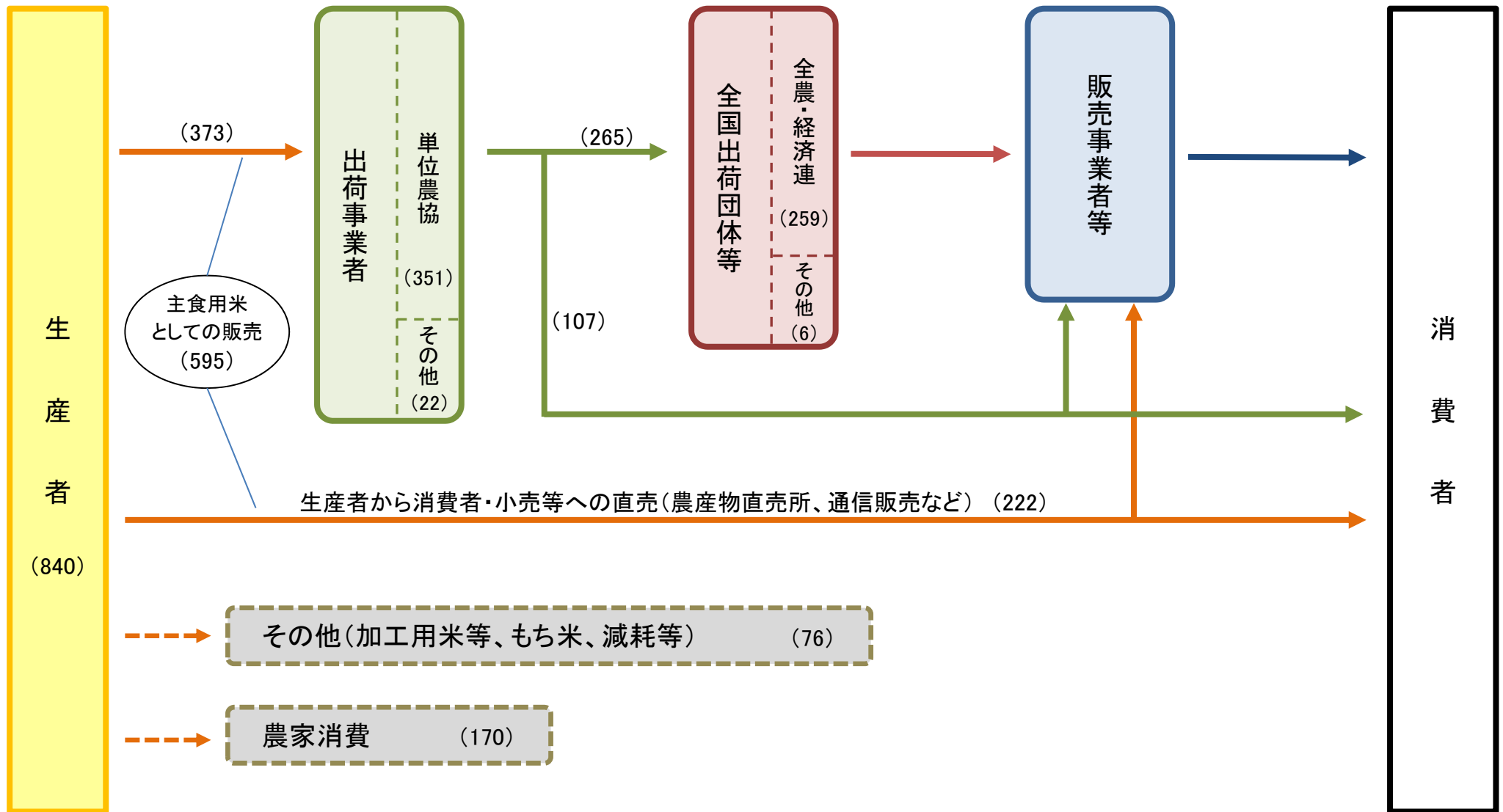
注4) 飼料用米の単収が標準単収値と同じとなる場合の経営費は、主食用米の機械を活用するため、主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除。

注5) 飼料用米について、多収性専用品種に取り組み、単収が標準単収値+150kg/10aになった場合、多収性専用品種での取組による1.2万円/10aの産地交付金の追加配分が加算され、戦略作物助成の収量に応じた上限単価10.5万円/10aが適用されるとして算定。また、経営費及び労働時間は、標準単収値の経営費から、150kgあたりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。

農林水産省「経営所得安定対策等の概要(平成26年度版)」より

# 米の流通（流通経路別流通量の状況）

（単位：万トン（23年産米））



資料：農林水産省「作物統計」、「生産者の米穀在庫等調査」、「農林業センサス」、「米穀の取引に関する報告」及び全国出荷団体調べ等を基に推計。

# 農地集積（稲作生産コスト等（10a当たり））

資料Ⅲ－6－5

	生産コスト (全算入生産費)	労働時間 (投下労働時間)
～0.5ha	226,635円	45.96時間
0.5～1.0ha	179,532円	34.15時間
1.0～2.0ha	144,803円	27.31時間
2.0～3.0ha	133,469円	25.12時間
3.0～5.0ha	126,165円	22.84時間
5.0～10.0ha	112,920円	18.32時間
10.0～15.0ha	106,031円	17.37時間
15.0ha～	103,395円	15.09時間

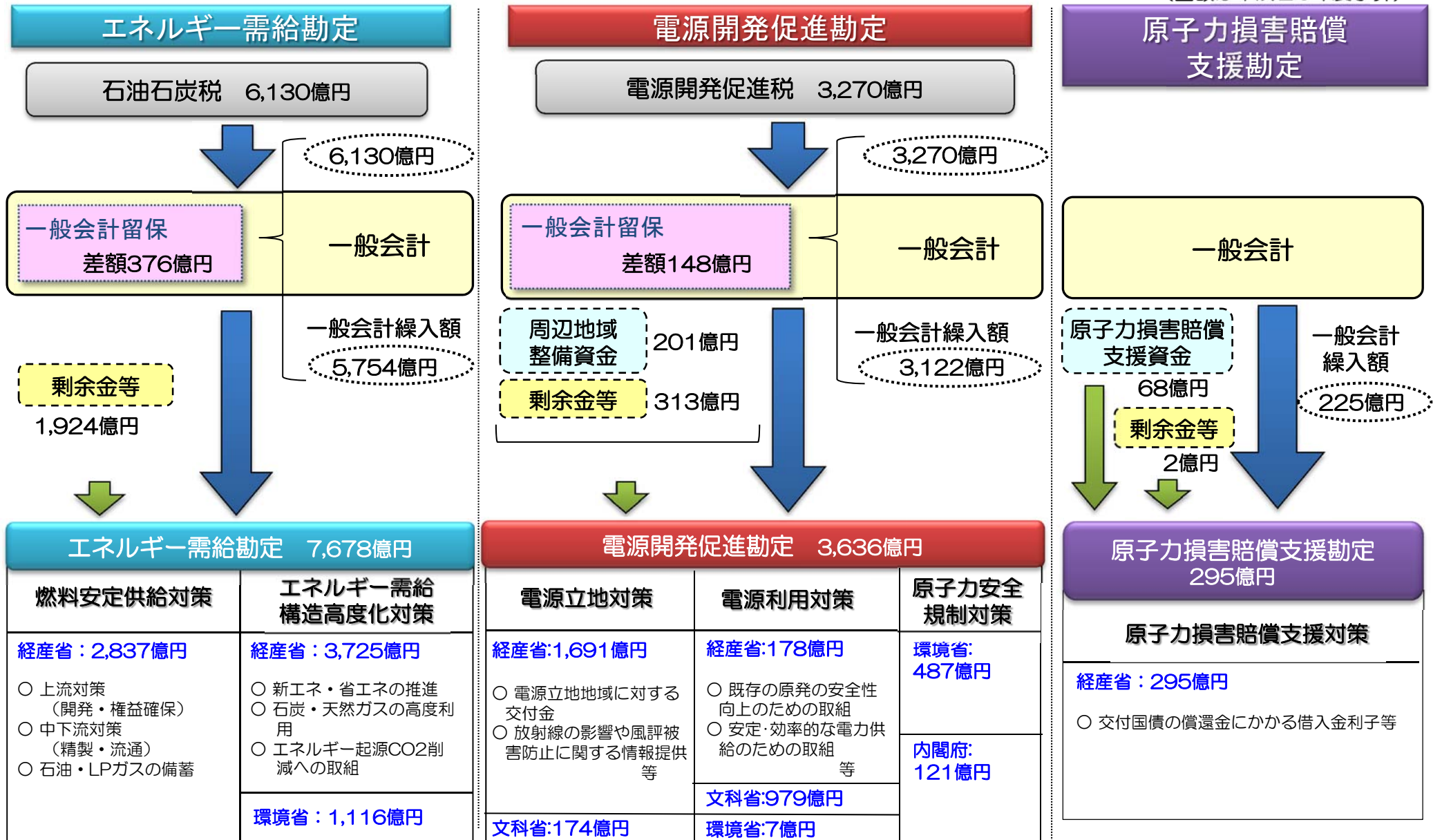
(参考)米国産うるち精米短粒種のSBS輸入の価格:156円/kg (約83,000円/10a)

農林水産省「平成24年産 米及び麦類の生産費」

# エネルギー対策特別会計の仕組み

資料Ⅲ-7-1

(金額は平成26年度予算)



# 再生可能エネルギー予算の全体像(27年度要求) 資料Ⅲ-7-2

## 経済産業省 1,586億円 (1,364億円)

### ① 風力・地熱・太陽光発電等の高度化・高効率化、大型洋上風力の実証

- 洋上風力発電等技術研究開発 79億円 (49億円)
- 地熱資源開発調査事業 90億円 (65億円)
- 高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発 51億円 (新規) 等

### ② 風力発電等の出力変動に対応する予測・制御技術の開発、系統用大型蓄電池の低コスト化

- 電力系統出力変動対応技術研究開発事業 60億円 (40億円)
- 再生可能エネルギー余剰電力対策技術高度化事業費 27億円 (20億円) 等

### ③ 送電網の整備・技術実証、環境アセスメント迅速化実証、洋上風力拡大のための洋上送電システムの開発

- 風力発電のための送電網整備実証事業費補助金 105億円 (151億円)
- 環境アセスメント調査早期実施実証事業 20億円 (20億円)
- 次世代洋上直流送電システム開発事業 10億円 (新規) 等

### ④ 地域における分散型再生可能エネルギー発電、再生可能エネルギー熱の利用拡大

- 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金 80億円 (40億円)
- 再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金 456億円 (290億円) 等

## 環境省

- 再エネ等を活用した水素社会推進事業 30億円 (新規)
- 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業 29億円 (16億円)
- 洋上風力発電実証事業 18億円 (14億円) 等

### ○洋上風力発電等技術開発

・洋上風力発電のコスト低減のための技術開発及び実証を行う。



千葉県銚子沖  
(提供:東京電力(株))



福岡県北九州市沖  
(提供:電源開発(株))

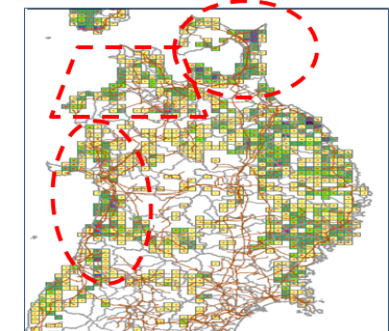
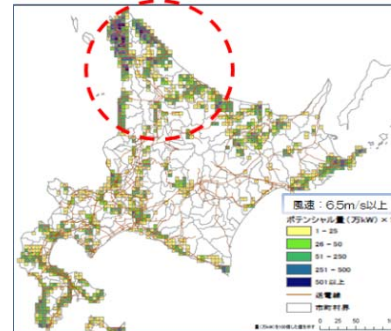
### ○電力系統出力変動対応技術研究開発事業

・風力等再生可能エネルギーの発電量の出力変動に対する予測技術を高精度化・実用化し需給調整に係る技術開発を行う。



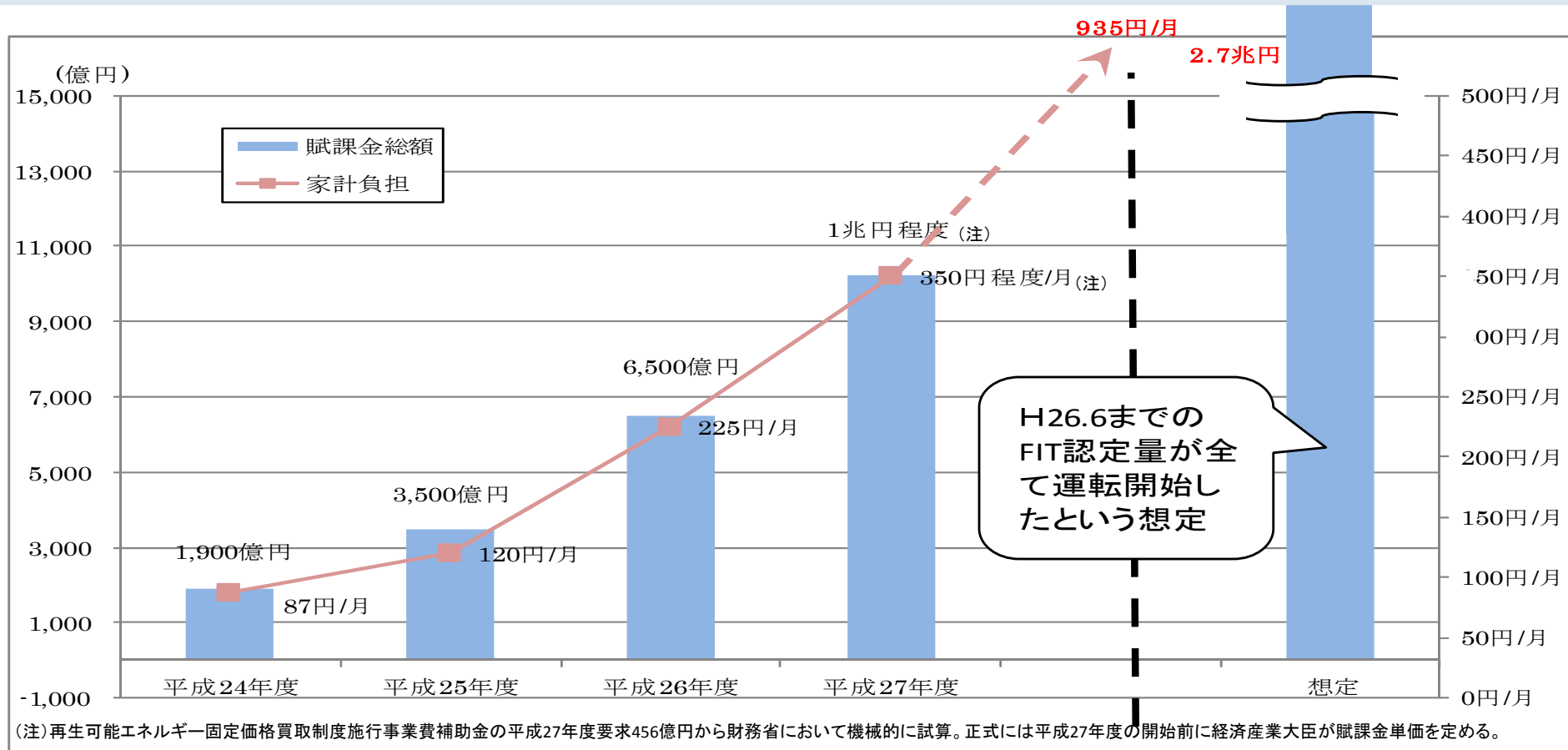
### ○風力発電のための送電網整備実証事業費補助金

・風力発電の適地である北海道及び東北の一部の地域で送電網の整備・技術課題の実証を行う。



# 賦課金総額、予算額の推移

○ 再生可能エネルギーの導入に伴い、**賦課金総額**、**家計負担**や、電力多消費産業への減免のための**国費投入**の額は**増え続けている**。



※認定を受けた設備が全て運転開始した場合の賦課金額等について、機械的に試算を行ったものであるが、実際には認定取消し案件や事業断念案件、系統接続等の課題による制約を受ける条件が存在するため、全てが運転開始することは想定されず、負担等も実際とは異なる。

## ○再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金

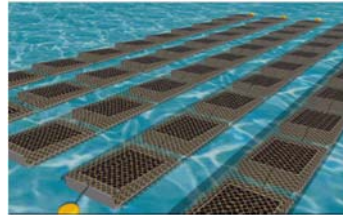
年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度 (要求)
予算額 (億円)	71	191	290	456

想定
1,364



## 太陽光発電

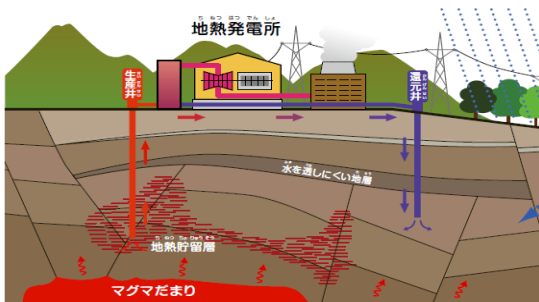
- 太陽光発電多様化実証事業(27要求 18億円)  
ビル壁面や農地、離島などの未利用地の開拓を目指した実証事業を実施等。
- 高性能・高信頼性太陽光  
発電の発電コスト低減。  
技術開発(27要求 51億円)



離島等での活用を想定した高信頼性シリコン電池の洋上実証

## 地熱発電

- 資源開発調査事業(27要求 90億円)
- 技術開発事業 (27要求 29億円)
- 地熱の有効利用(熱水活用のハウス栽培等)に係る取組を支援し、地域での理解促進に取り組む。  
(27要求 28.0億円)



地熱を有効活用したハウス栽培事業

## 風力発電

- 国内で初めて沖合に設置した銚子沖や北九州市沖の着床式の風車では各種データを取得中。(経済産業省 27要求79億円)
- 長崎県五島市沖では2000kWの商用スケール実証機を設置。(環境省・27要求17.7億円)



千葉県銚子沖



長崎県五島市栴島沖  
2,000kW

## 海洋エネルギー発電

- 水槽試験等の結果を踏まえ、有望な発電システムについて、実海域での実証研究を実施。  
(27要求 27.5億円)



着定式潮流発電



水中浮遊式海流発電

# 省エネルギー予算の全体像(27年度要求)

資料Ⅲ-7-5

## 経済産業省 2,064億円 (1,565億円)

### ① 産業部門での先端的な省エネ設備の導入・中小企業による省エネ投資の支援強化 854億円 (501億円)

- エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 750億円 (410億円)
- 省エネルギー対策導入促進事業費補助金 11億円 (6億円)
- エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金 35億円 (24億円)
- 省エネルギー型建設機械導入補助金 20億円 (18億円) 等

#### ○エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

- ・工場・事業場における高効率設備への入替や既存設備の省エネ改修に必要な費用の補助

高効率コンプレッサー



最新型ターボ冷凍機



### ② 家庭・オフィス、運輸部門での省エネルギー対策の強化 626億円 (467億円)

- 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金 150億円 (76億円)
- 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業 70億円 (新規)
- クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 300億円 (300億円)
- 省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金 53億円 (50億円)
- 次世代物流システム構築事業費補助金 13億円 (3億円) 等

#### ○住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金

- ・ZEHの導入や、ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物の設置に対する補助

ゼロ・エネルギー・ハウス



トップレベル省エネ建築物



※ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル: 年間の1次エネルギー消費量がネットでゼロ。

## 環境省

- 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器等普及促進事業 78億円 (50億円)
- CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 70億円 (48億円) 等

#### ○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金

- ・電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の導入を補助

燃料電池自動車



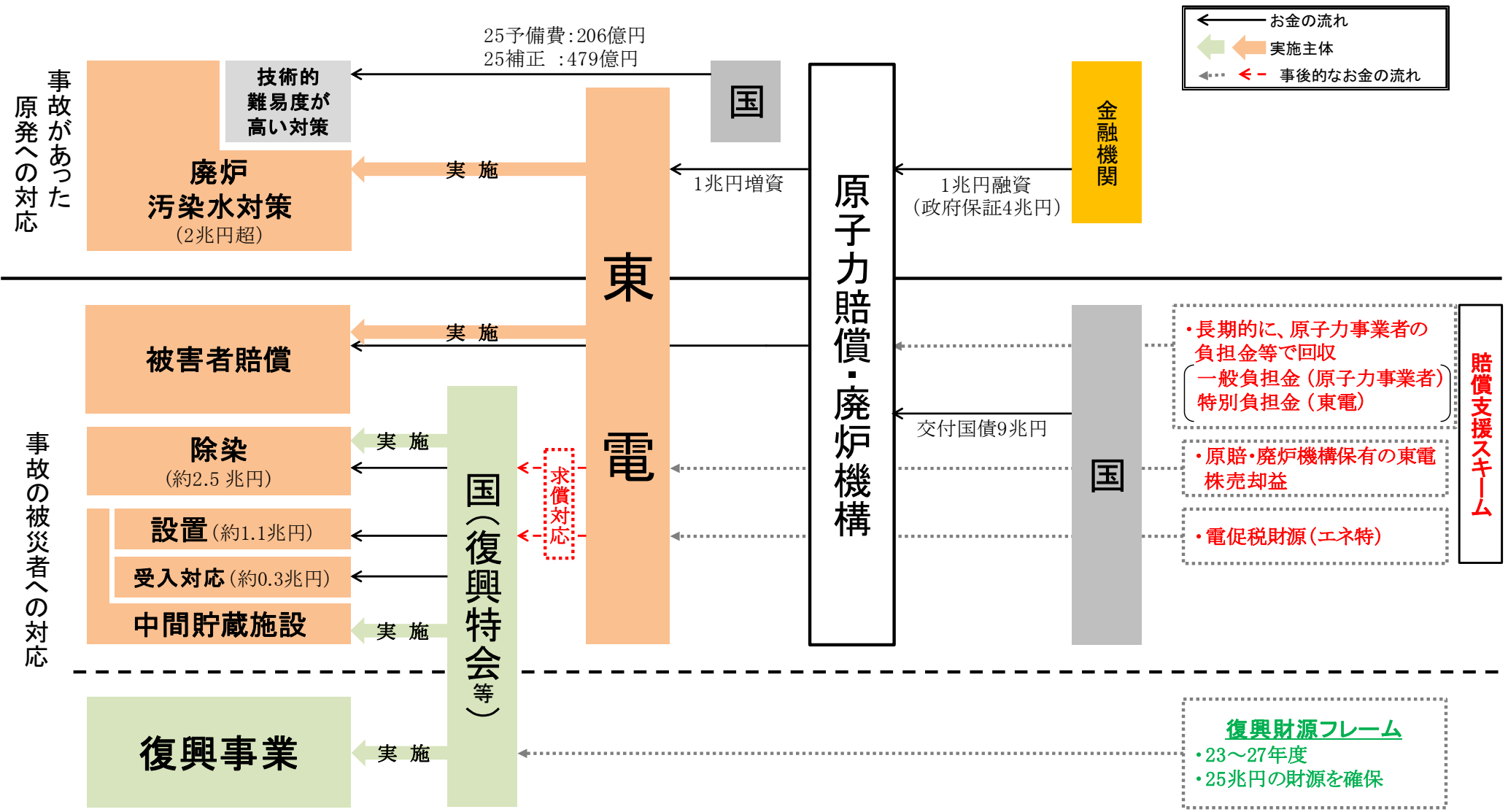
電気自動車



プラグイン  
ハイブリッド自動車

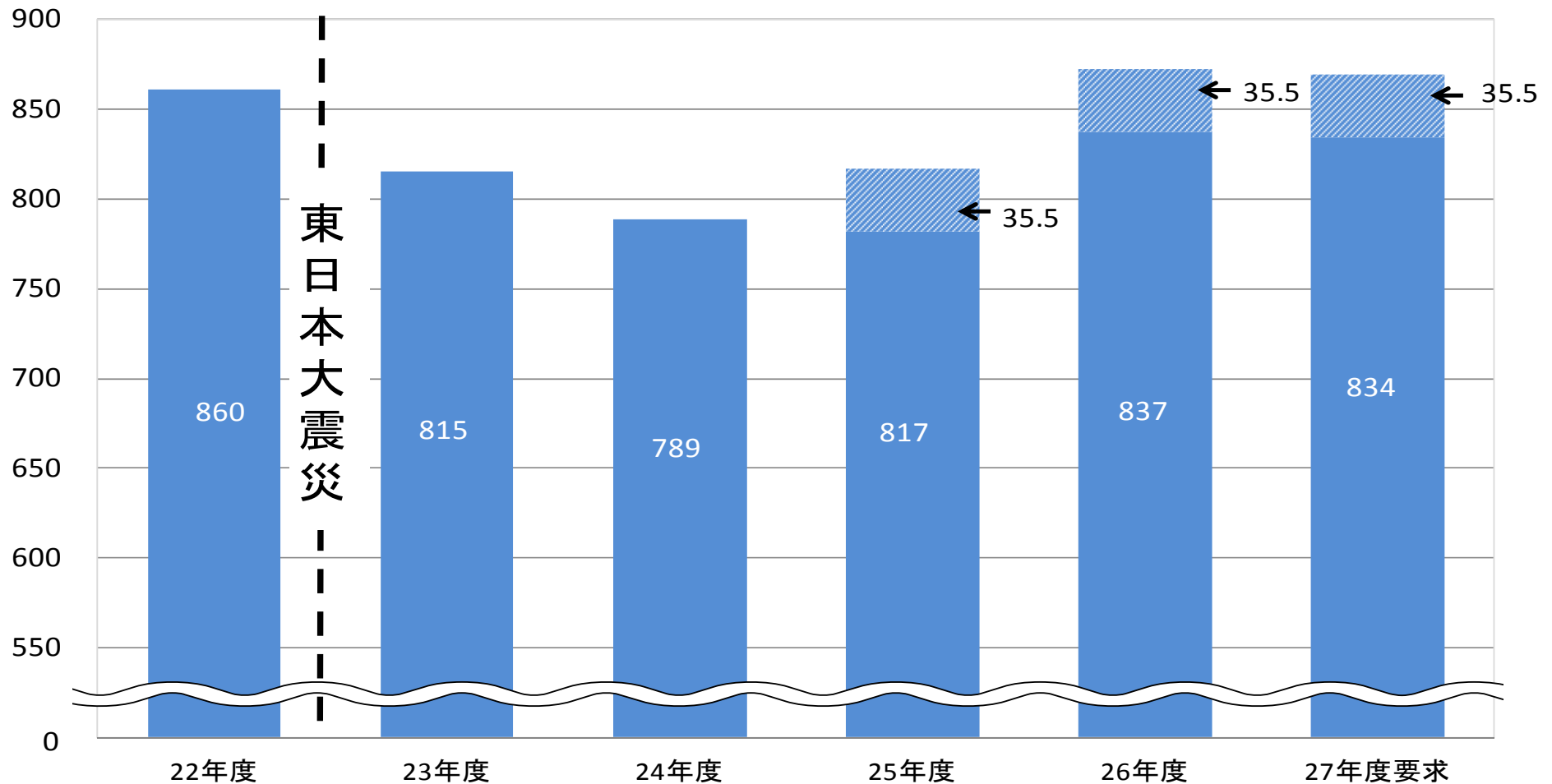


# 福島第一原発事故に伴う諸課題への対応状況



○ 電源立地地域対策交付金は、発電用施設の設置・運転の円滑化に資することを目的として発電量等に応じて交付されるものであるが、福島第一原発の事故後も、金額は横ばいで維持されている。

(単位: 億円)



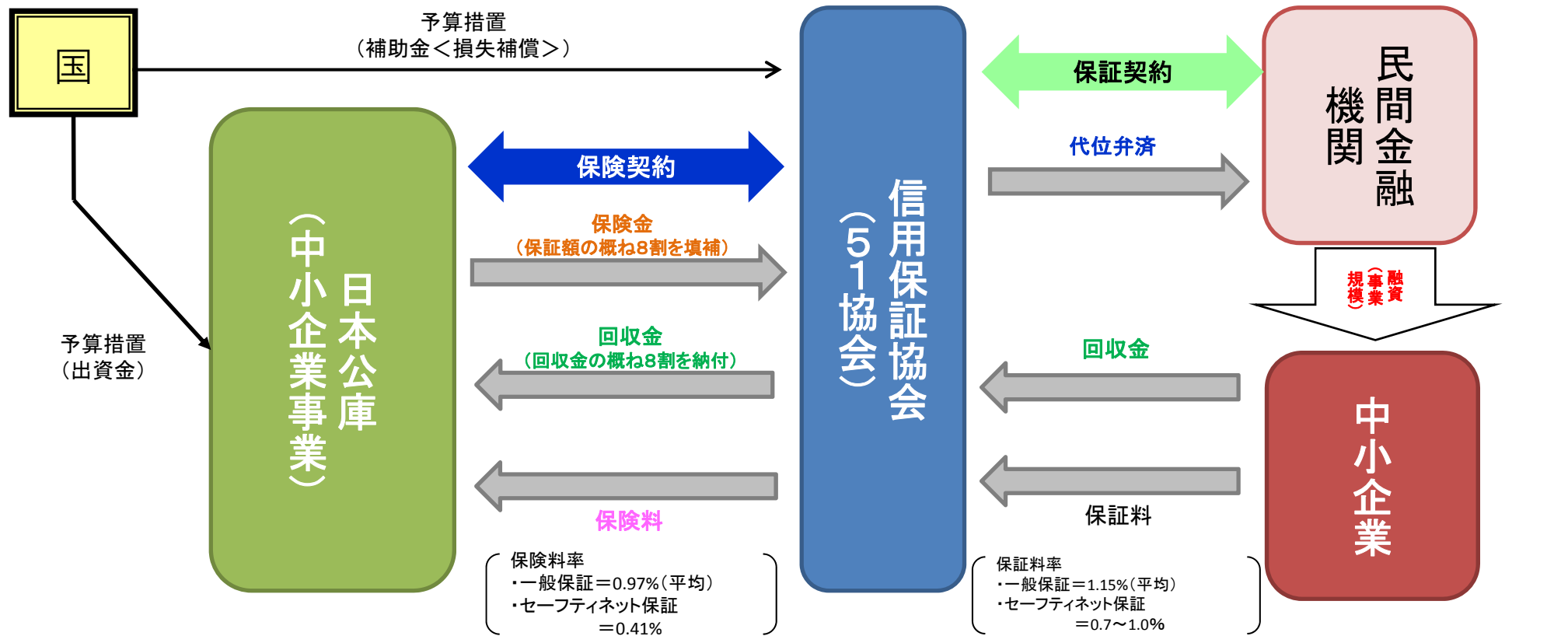
■ 運転開始後5年以降も交付されるもの

※ 着工後～5年間までの初期段階で支払われる交付金については、震災以降、新規立地が行われていないこと等から減少の傾向にある。

▨ 福島原子力事故影響対策特別交付金

# 中小企業信用補完制度の概要

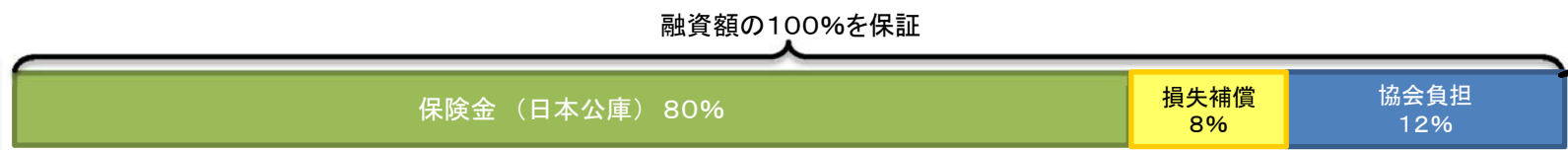
○ 民間金融機関の中小企業への融資リスクを、信用保証協会及び日本公庫が分担。



一般保証 (80%保証) の負担割合



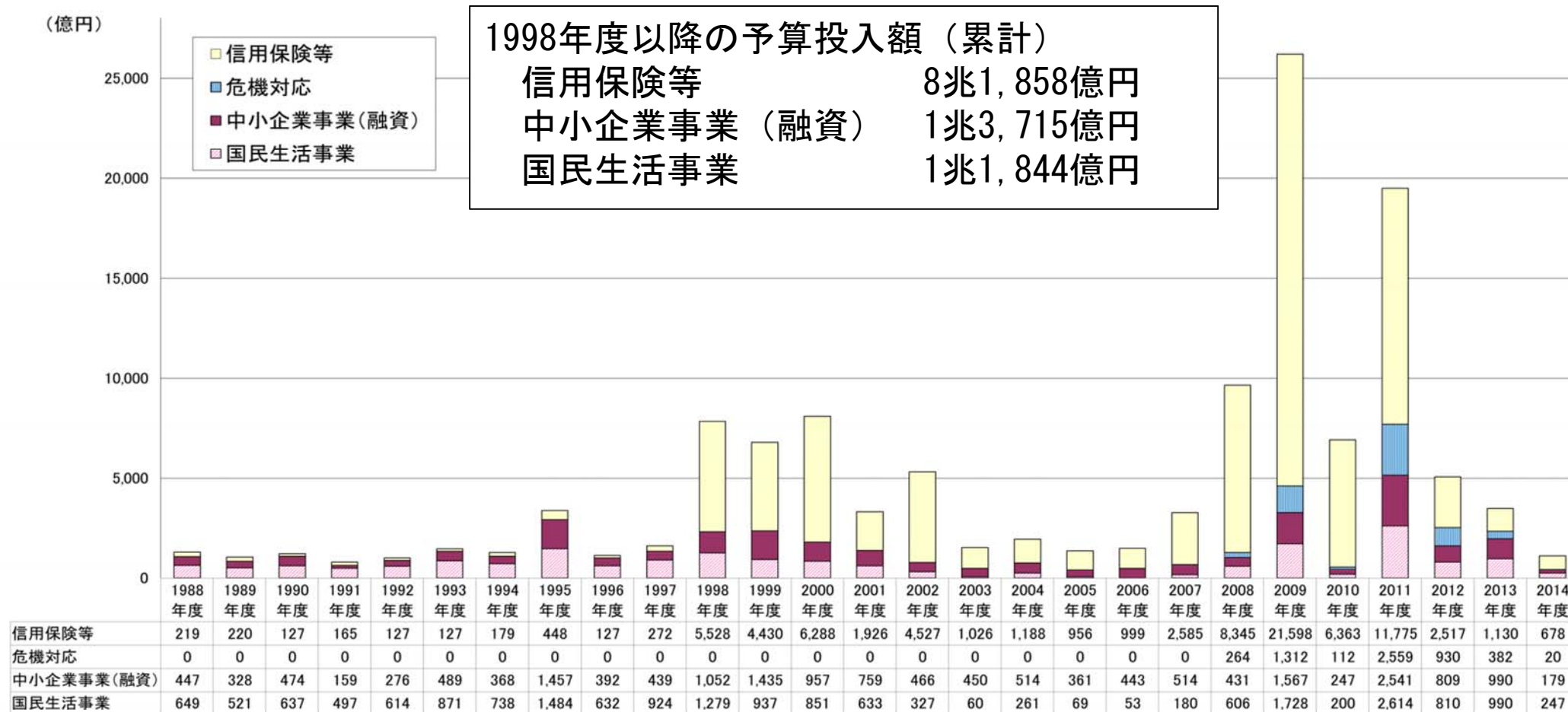
セーフティネット保証 (100%保証) の負担割合



民間金融機関 負担0%

# 中小企業資金繰り支援に関する予算措置の推移 資料Ⅲ－8－2

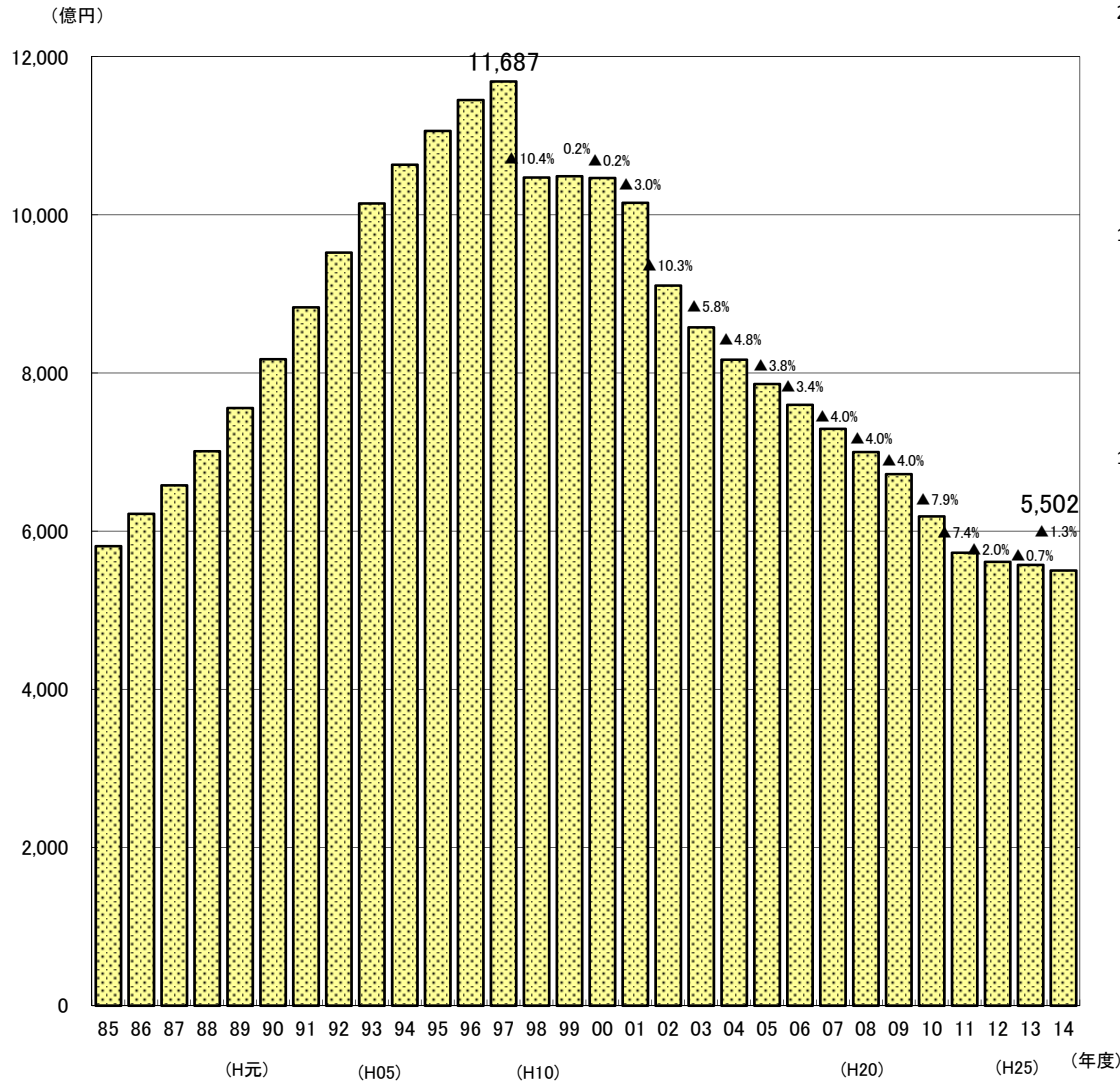
○ 中小企業資金繰り支援に関しては、1990年代末以降、累次の政策対応を講じる下で、**信用補完制度を中心に巨額の予算を措置**。



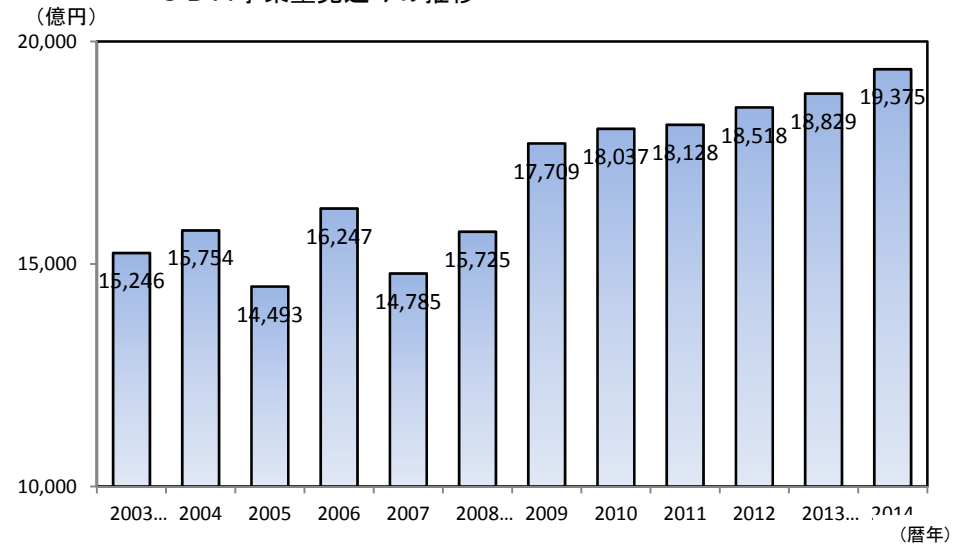
- (注) 1 「信用保険等」は、日本公庫（信用保険等業務）が行う信用保険に関する出資金及び信用保証協会等に対する補助金の合計。  
 2 「危機対応」は、日本公庫（危機対応円滑化業務）が行う業務に関する出資金及び補給金等の合計。  
 3 「中小企業事業（融資）」の金額は、日本公庫（中小企業者向け業務）が行う融資業務に関する出資金及び補給金の合計（平成20年10月の統合前の中小公庫の業務）。  
 4 「国民生活事業」は、日本公庫（国民一般向け業務）が行う業務に関する出資金及び補給金等の合計（平成20年10月の統合前の国民公庫の業務）。  
 5 2013年度までは補正後予算額（一般会計及び復興特会。予備費により予算措置を行った年度については予備費を含む）、2014年度は当初予算額（一般会計及び復興特会）。

# ODA予算とODA事業量

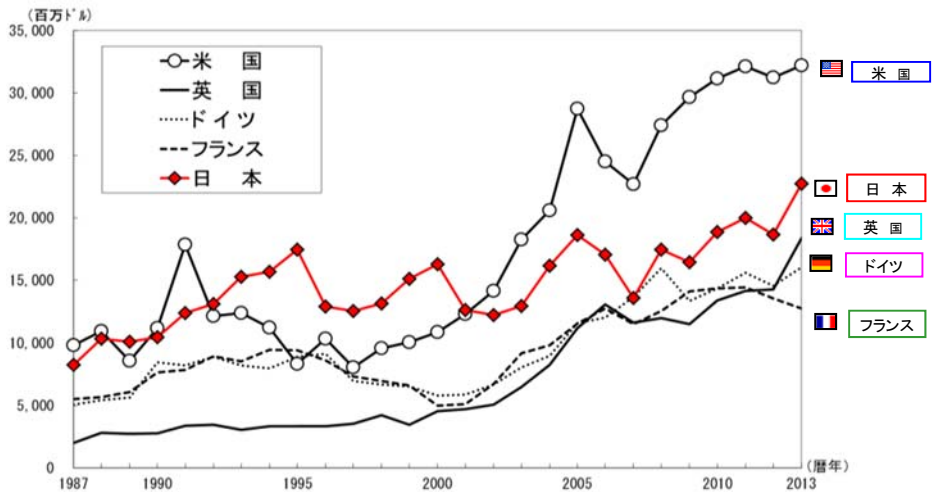
一般会計ODA予算の推移(当初)



ODA事業量見込みの推移

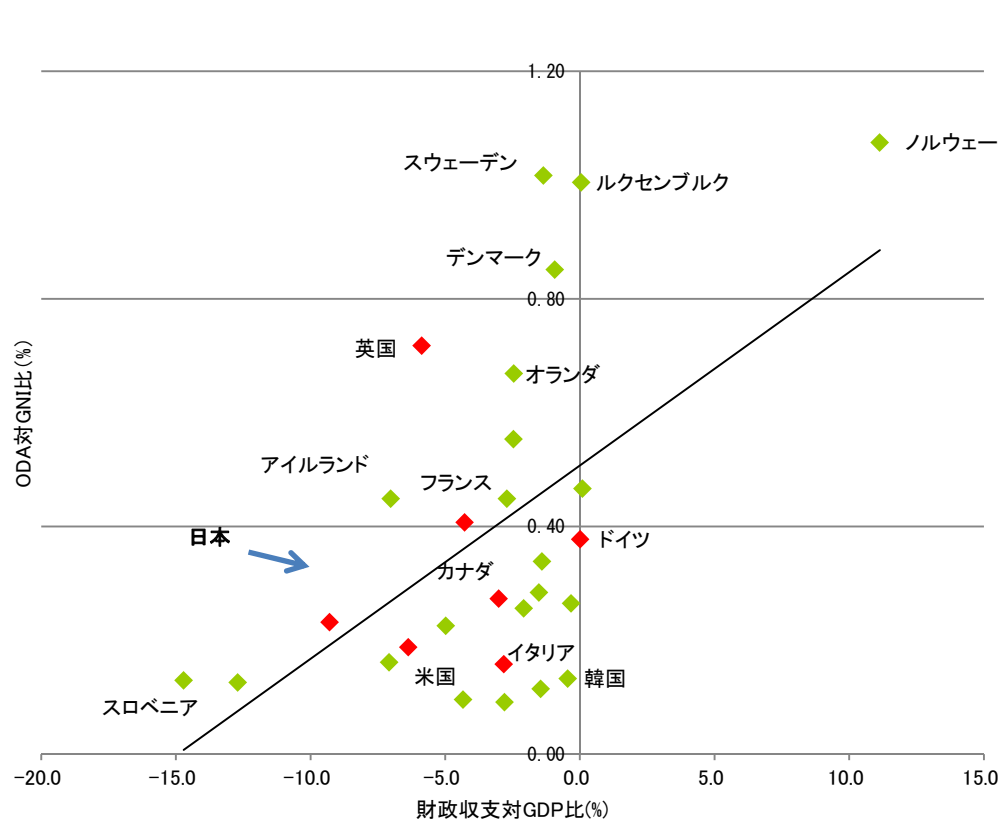


主要国のODA実績(グロス)の推移



# 財政事情とODA

DAC加盟国：財政収支とODA事業量（ネット）の対GNI比（2013年）



(出所) OECD DAC  
 (注) DACには、先進国28か国が加盟 (2014年10月時点)

財政収支とODA（ネット）対GNI比の比較（2007年→2013年）



(出所) OECD DAC  
 (注) 棒グラフの左側が2007年、右側が2013年の値  
 (注) 日本の2013年のODA（ネット）対GNI比はミャンマー債務救済分を除くと0.19%



# ODA卒業国支援

◆ODA大綱見直しに関する有識者懇談会 報告書  
[平成26年6月] (抜粋)

**2. 新大綱の方向性**  
**イ 地域別方針・アプローチ**  
 (2) 開発協力における重点政策(重点課題、地域別方針・アプローチ)

また、島嶼国を始め、ある程度成長しても、各種の脆弱性や開発課題を抱える国々は存在する。資源国や中所得国の罫に苦しむ国もある。これらを踏まえれば、所得水準等の基準を機械的に適用することをせず、それらの国々の開発ニーズにできるだけ広く、きめ細やかに対処していくことは重要であり、また我が国の外交政策上も有意義である。よって、中進国や中進国を超える国(卒業移行国)、更にはODA卒業国も含めて協力の対象国を拡大し、失業率が高い若者の雇用拡大に向けた職業教育等の技術協力、共同開発や製品の付加価値化協力、生産性や技術革新能力の向上への協力等を実施し、日本外交の地平を広げていくことを提案する。

◆ODA卒業国とは  
 OECDの開発援助委員会(DAC)では、一人当たりGNIが12,275ドル以下の国を援助受取国のリストに掲載。これらの国に対する開発援助のための公的資金が「ODA」として定義されている。  
 「ODA卒業国」とは、所得がこの水準を上回る国を指す。

	区分	一人当たりGNI	該当国(例)
O D A 対 象 国	後発開発途上国(LDCs)	US\$1,005以下	アフガニスタン、バングラデシュ
	LDCsでない低所得国		ケニア、タジキスタン
	低中所得国	US\$1,006以上US\$3,975以下	イラク、ウクライナ、ベトナム
	高中所得国	US\$3,976以上US\$12,275以下	アンティグア・バーブーダ、トルコ
対 象 外	卒業国	US\$12,276以上	トリニダード・トバゴ、サウジアラビア、UAE

(出所)OECD DAC

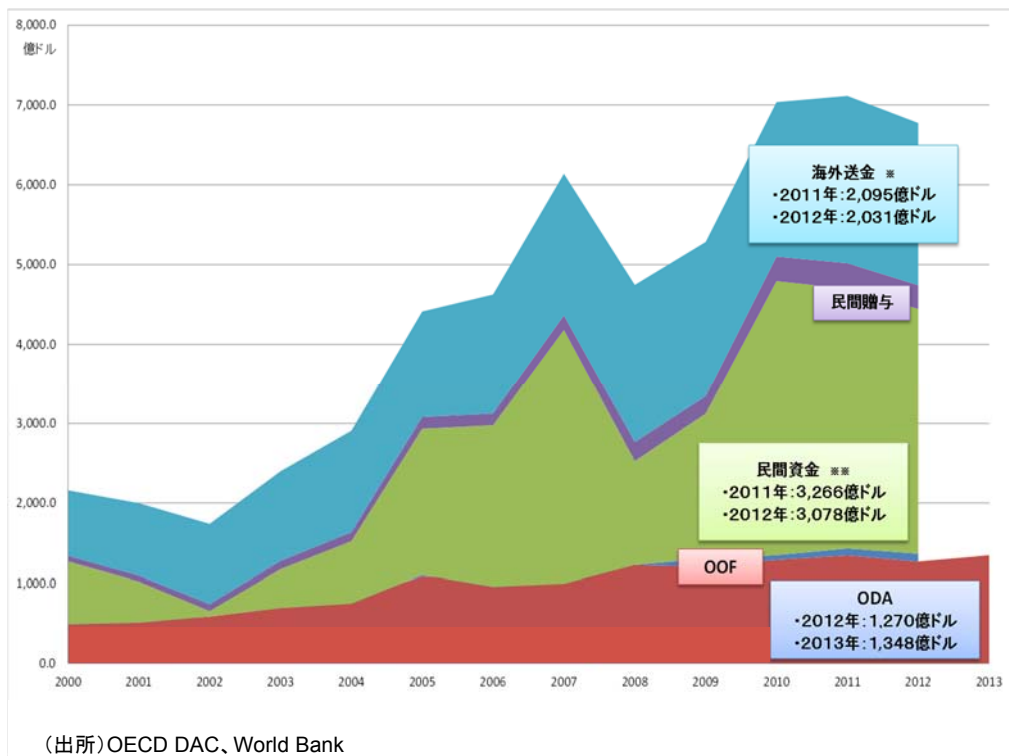
◆コストシェア技術協力について

➢ODA卒業国を対象とした有償での専門家派遣や研修生受入。

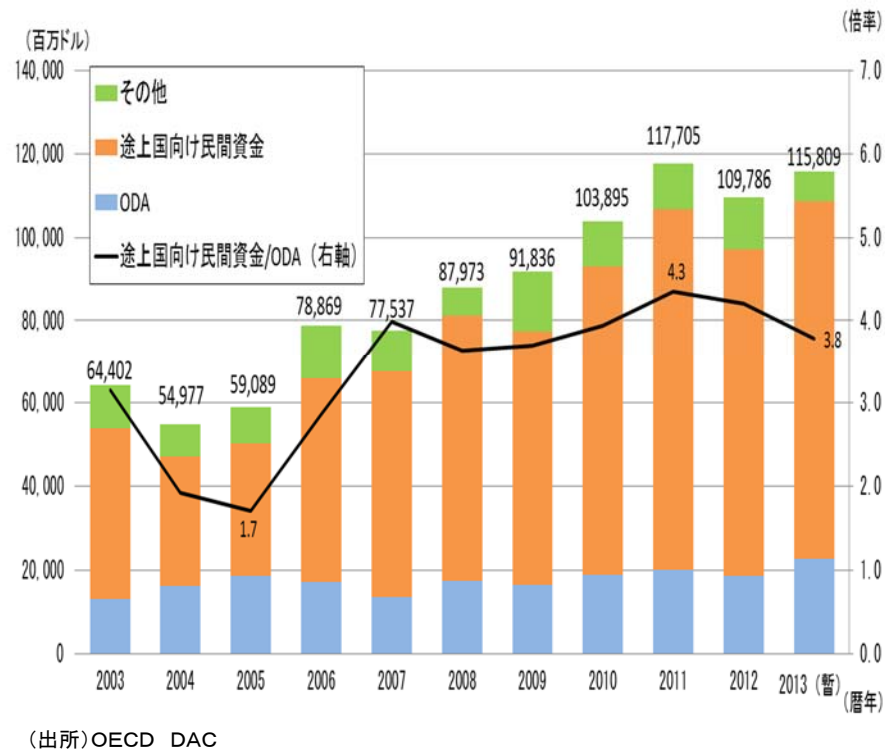
➢これまで、サウジアラビアやオマーンといった中東湾岸諸国に対し、水資源管理や省エネ分野、廃棄物管理分野で、日本での研修や現地への日本人専門家の派遣等を実施。

# 民間資金の重要性

先進国から途上国への資金フロー(名目値)



日本の途上国向け資金(グロス)の推移



第48回経済協力開発機構開発援助委員会(OECD・DAC)閣僚級会合 [平成24年12月4日、5日](抜粋)

(3)2015年以降の開発に関連する資金の捕捉について

途上国の資金フローにおいて、伝統的ODA以外の資金の割合が増大していることに鑑み、現行よりも幅広く開発関連資金を捕捉する必要性を支持することで一致。

目的

外務省の概算要求資料

◎ 在外公館(長)を中心に、「ジャパン・ハウス」をフルに活用しつつ、従来の取組に加えオールジャパンで以下の施策を強力に推進。

- ・領土保全、歴史認識等の重要課題について、対外発信を抜本的に強化し、国際社会の正しい理解を獲得。
- ・伝統芸能やクールジャパンを含む日本の多様な魅力を発信(ソフトパワーの抜本的強化)。
- ・親日派・知日派を育成し外交環境の改善を推進。「対外発信の最前線」である在外公館の人脈や知見といった「強み」も活かした発信を強化。

主な事業内容

1 日本の「正しい姿」の発信

- ◆ 日本関連の国際世論の分析と対外発信力を抜本的に強化
- ◆ 国内シンクタンクを抜本的に強化
  - － 国際問題研究所等の外交シンクタンク強化のための補助金増額
- ◆ 女性シンポジウム(「女性版ダボス会議」の年次開催)
- ◆ IT広報の強化
  - － 情報通信ネットワーク更新, SNS,HP多言語化,ODA広報
- ◆ 国際放送の強化

3 親日派・知日派の育成

- ◆ 日本語教育拠点の抜本的拡充
- ◆ 親日派・知日派育成のための交流拡充
  - － 対象地域・人材は抜本的に拡大しつつ、親日派・知日派発掘・育成に焦点を絞った新たな枠組み構築等
- ◆ 日本研究支援
  - － 世界の主要拠点で日本関連講座を支援
  - － 在外公館長による機動的な政策広報活動の強化
  - － 日米インターンシップ制度の構築, 若手研究者の米国派遣・研究支援(日米首脳会談の合意事項)

2 日本の多様な魅力の更なる発信

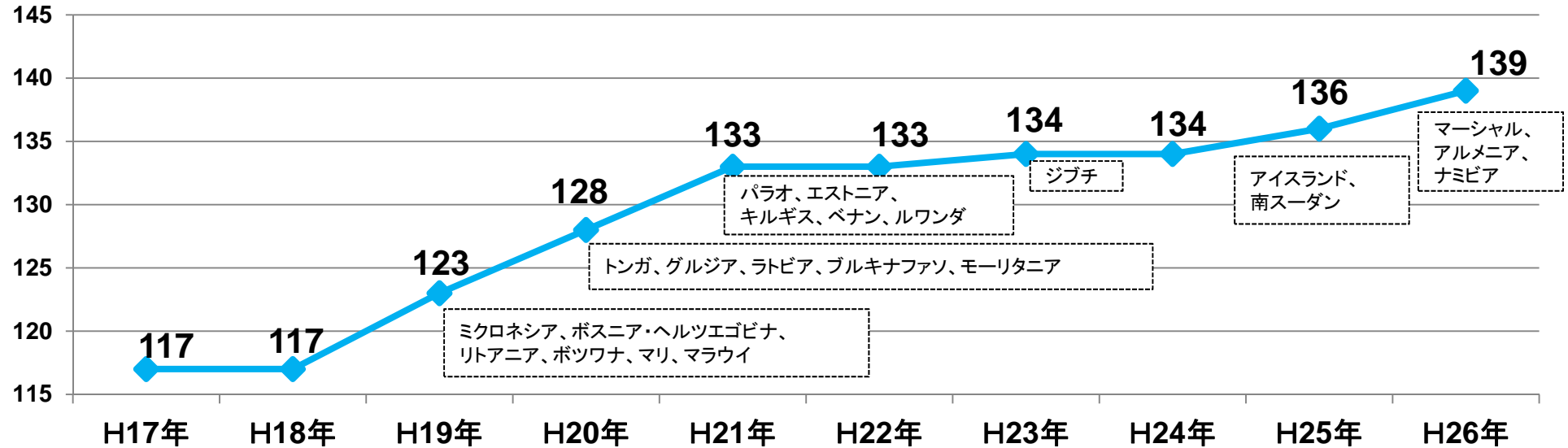
- ◆ ジャパン・ハウス施設関連経費
  - － 主要都市における広報文化外交拠点の創設
- ◆ 日本祭り
  - － 全世界的に日本への共感を呼び起こすイベントを年次開催
- ◆ 日本の多様な魅力の売り込み(ODAも有効に活用)
  - － 日本ブランドの発信
    - ・機動的な日本ブランド・在外公館文化事業(含:和食・公邸料理人活用)
    - ・地方自治体・中小企業の海外展開支援
    - ・日本方式・技術(防災, 省エネ等)の国際展開支援
  - － 日本の映像コンテンツの海外展開支援
  - － 地方(被災地)連携による風評被害対策
- ◆ 在外公館における進出日本企業支援
  - － 在外公館における外部知見を利用した日本企業支援サービス

4 在外公館長・在外公館による発信の更なる強化

- ◆ 在外公館長の発信力強化
  - － “相手に響く発信”のため、在外公館長の対外発信を補佐・強化するための現地専門家の活用を含む人的体制の強化等

## 在外公館

## ＜大使館の数＞



## ＜財政収支（対GDP比、%）＞



(出所)OECD「Economic Outlook」より

# 在外公館

## <在留邦人数>

大使館が設置されていない国(約0.1万人)

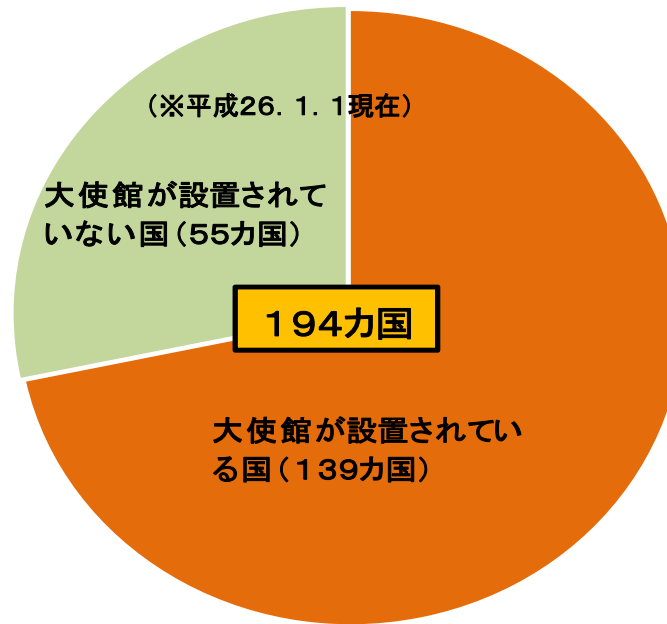


## <日系企業数>

大使館が設置されていない国(70社)

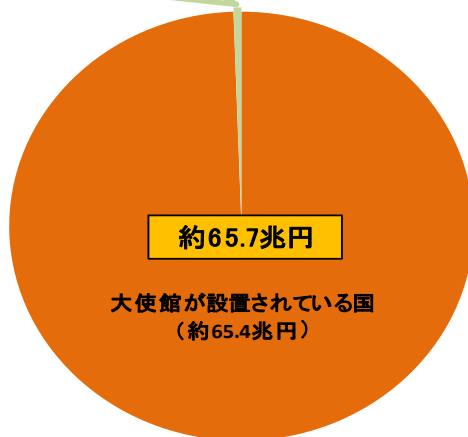


## <日本が国家承認している国>



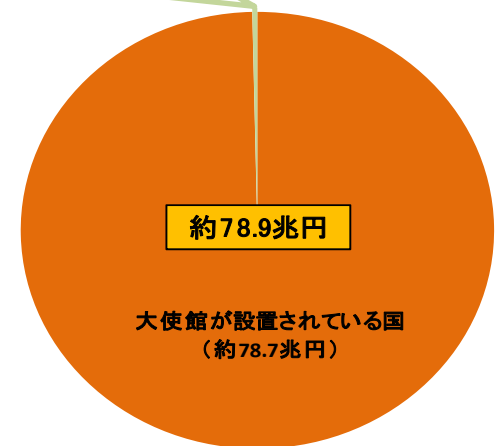
## <我が国からの輸出>

大使館が設置されていない国(約0.4兆円)



## <我が国への輸出>

大使館が設置されていない国(約0.3兆円)

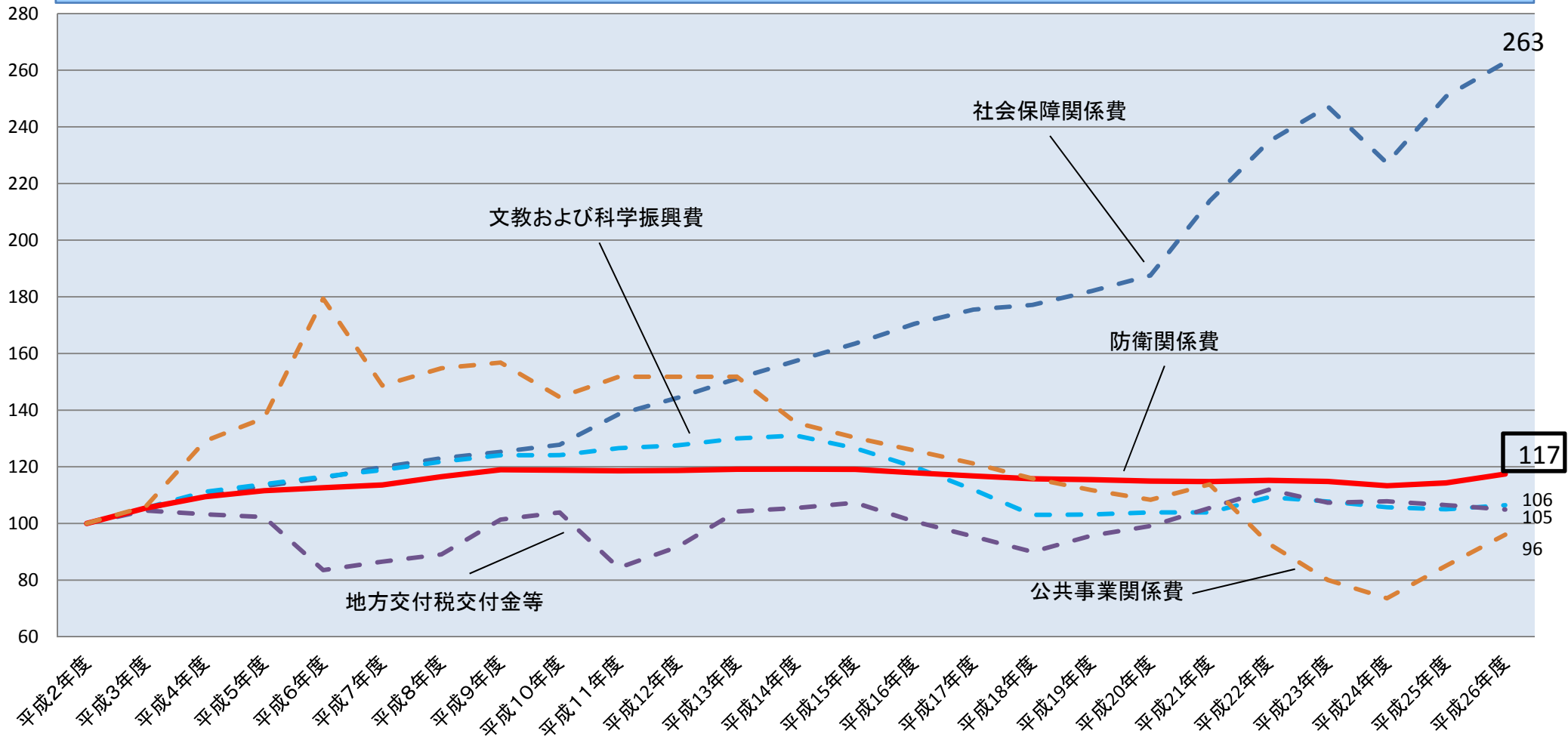


(注1)大使館が設置されている国(139カ国)には、平成26年度新設公館3公館(マーシャル、アルメニア、ナミビア)を含む。

(注2)在留邦人数、日系企業数については「海外在留邦人数調査統計(平成25年10月1日現在)、輸出入については「財務省貿易統計(平成25年度分)。

# 一般会計の主要な経費の規模の推移(平成2年度(1990年度)を100とした場合) 資料Ⅲ-10-1

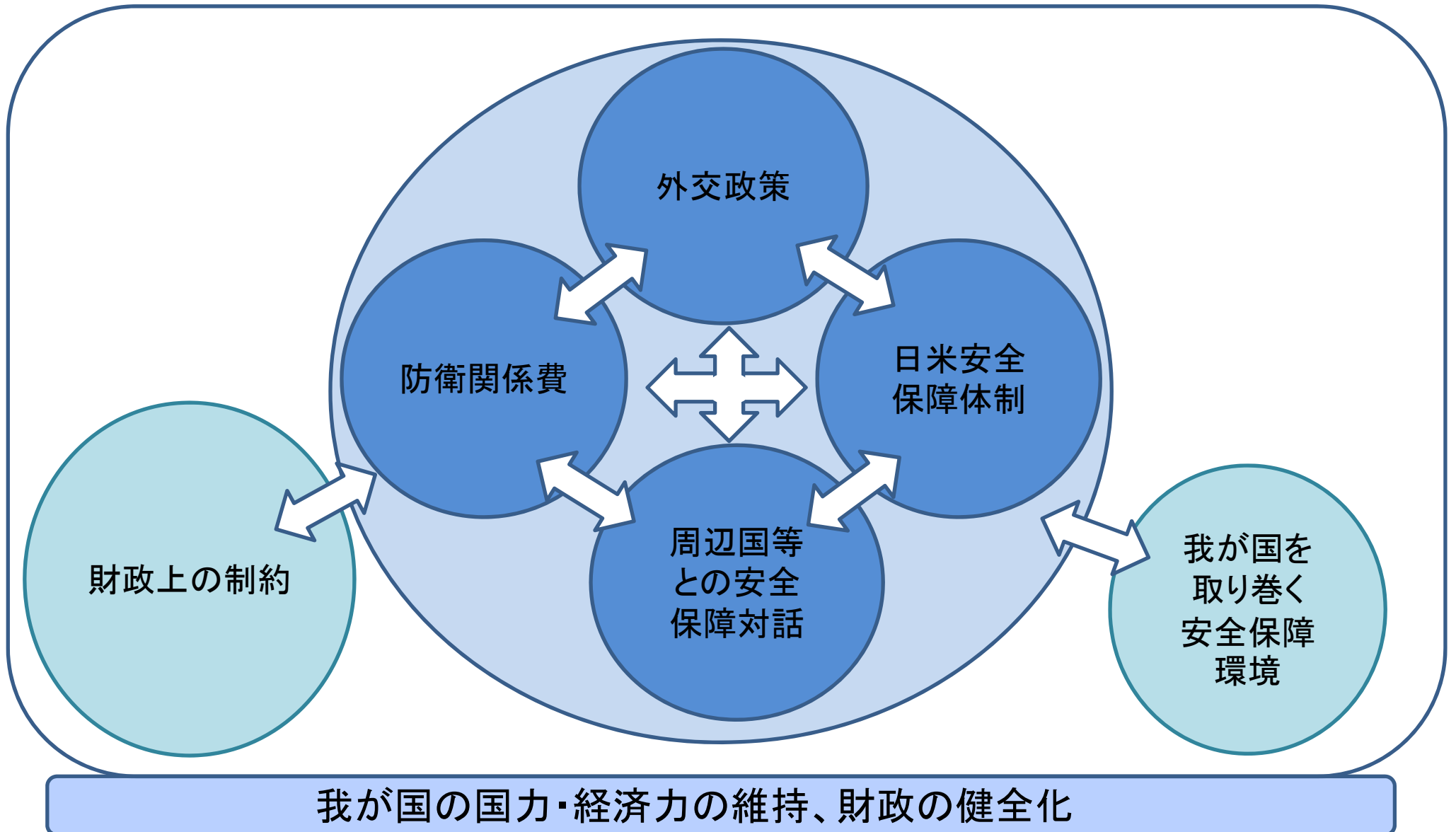
- 冷戦終結時期であり、一般会計税収額が最高額(60.1兆円)となった平成2年度を基準にとると、社会保障関係費を除く主要な経費の中で防衛関係費の水準は最も安定的に維持・確保されている。
- 一方、例えば、公共事業関係費については、平成一桁年度に大幅増となるものの、平成13年度以降、急減するなど、振幅が大きくなっている。



(注1) 当初予算ベース

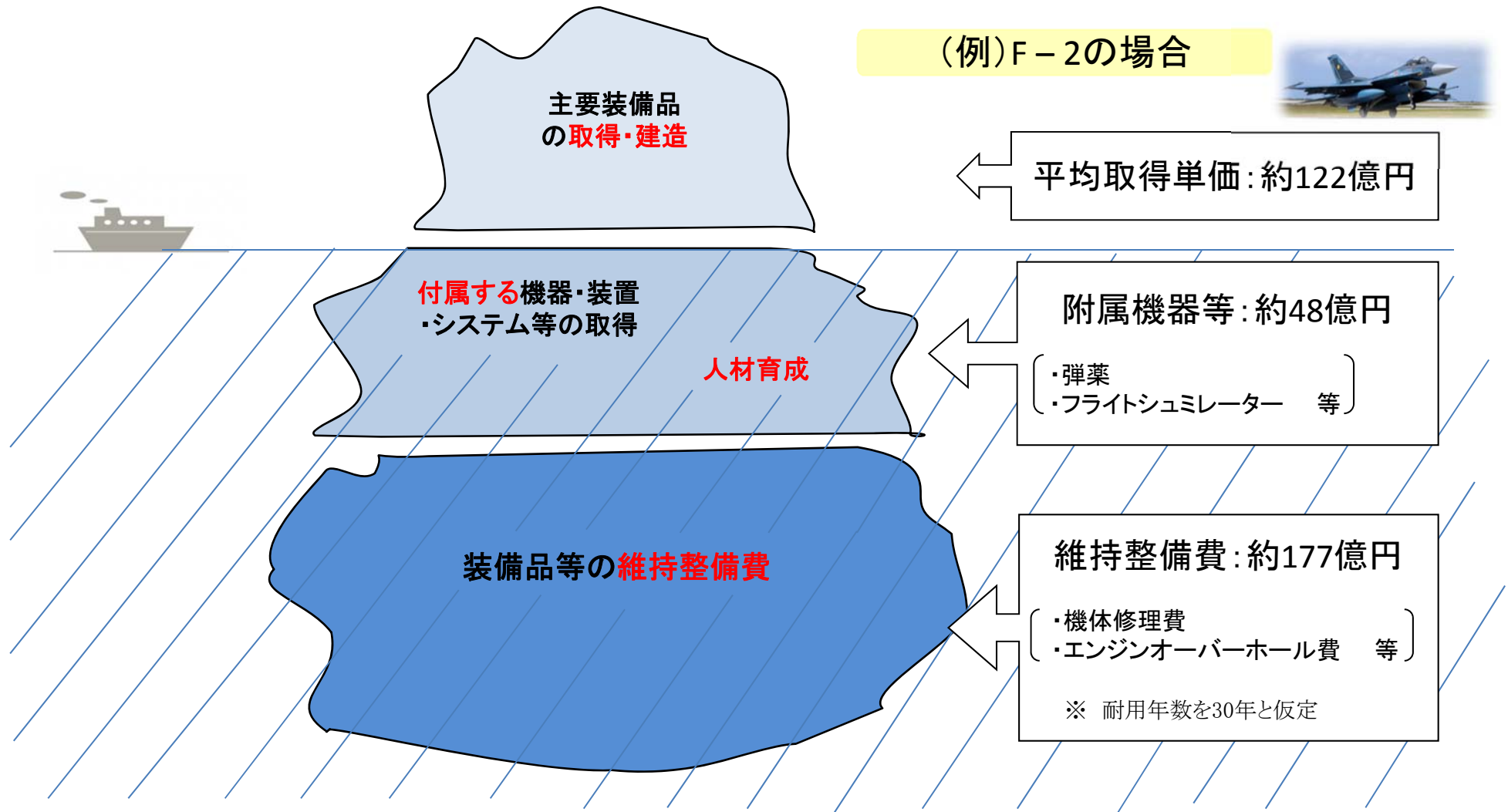
(注2) 地方交付税交付金等については、平成10年度までは地方交付税交付金のみ。平成11年度以降は地方特例交付金も含む。

# 我が国の防衛予算を巡る環境



# 防衛装備品を巡る経費の構造

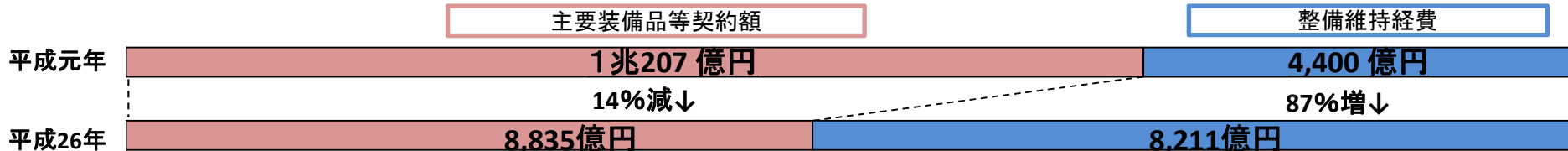
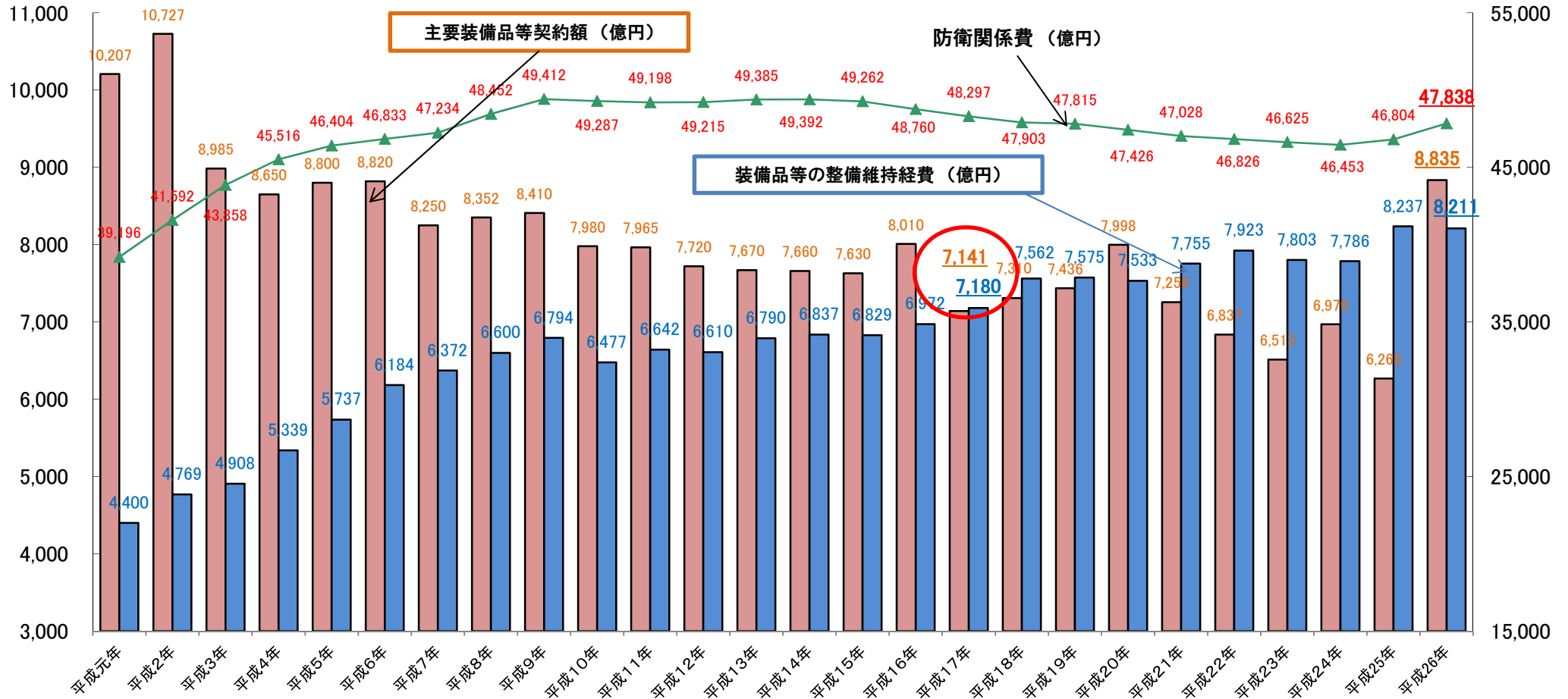
- 防衛装備品に係る経費については、氷山のような構造。
- 最上部の主要装備品の取得・建造のみに焦点が当たりがちだが、それには下部の多額の経費が付随していることに十分な留意が必要。





# 防衛装備品の整備維持経費の増加

○ 装備品の契約額と整備維持経費が逆転する事象が生じており、防衛予算の硬直化が進んでいる。



※ 「主要装備品等契約額」とは主として直接戦闘に使用する火器・戦車・戦闘機・護衛艦などの装備品調達に係る契約のための経費、「整備維持経費」とは装備品の修理や消耗品の代価及び役務費などに係る契約のための経費を示す。

○ 26年中期防では、調達改革等を通じて5年間で7,000億円程度の実質的な財源確保を図るとされている。これを達成するためには、調達効率化施策の更なる加速化が不可欠な状況。

## 中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）

防衛省  
作成資料から  
時点修正・一部加工

### VI 所要経費

- この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度を目途とする。
- 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね23兆9,700億円程度の枠内とする。
- この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

施策の例	26年度	27年度要求	28年度	29年度	30年度
維持・整備方法の見直し (ロジスティクスの改革)	81億円	333億円	<b>3年度間の要効率化額4,890億円 (単年度あたり1,630億円)</b>  <b>⇒調達効率化施策の 更なる加速化が必要</b>		
装備品のまとめ買い	331億円	278億円			
民生品の使用・仕様の見直し	250億円	435億円			
長期契約制度の導入	—	403億円			
PM/IPT制度の導入 国際共同開発・生産の推進	—	—			
<b>単年度計</b>	<b>660億円</b>	<b>1,450億円</b>	達成率 30.1%		
<b>累 計</b>	<b>660億円</b>	<b>2,110億円</b>			

- ライフサイクルコスト(LCC)見積りの精緻化について
  - ・ 当初のLCCを精緻に見積もる手法を確立し、事後の見積りにおいて、当初見積りとの乖離が生じた場合に、その原因を明らかにすることは有益。
  
- 事業計画等の見直し検討制度の整備について
  - ・ プロジェクト管理の実効性を確保するため、LCC見積りから実績が上振れた場合には、乖離是正の具体的方策について明らかにし、それらの施策を講じてもなお上振れる場合には、米国の例(※)も参考に、プロジェクトの打ち切りも含めた見直しを義務付ける仕組みを導入すべきではないか。

(※)米国では、装備品のコストが上振れた場合、議会に対して理由説明や事業停止の可能性を含む承認要請といった対応が必要。

## LCC見積りの精緻化や事業計画の精査が必要と思われる事例

装備品	LCC見積り段階			事業実施段階	
	当初見積り	LCC管理年次報告書から算出される機体取得単価(億円)		H27要求単価(億円)②	H27要求とH26.3見積りとの乖離額(億円)(②-①)
		(改訂)H26.3見積り①			
		機体単価	増減		
10式戦車(陸)	8.8(H21)	10.1	1.3(14.8%)	10.3	0.2(2.0%)
P-1哨戒機(海)	124.0(H20)	171.7	47.7(38.5%)	168.4	▲3.3(▲1.9%)
F-35A戦闘機(空)	146.7(H24)	149.2	2.5(1.7%)	159.9	10.7(7.2%)
C-2輸送機(空)	130.7(H21)	166.8	36.1(27.6%)	166.0	▲0.8(▲0.5%)

LCC見積り改訂時の機体取得単価は上昇傾向

(※)LCC管理年次報告書:装備施設本部が、毎年度、概算要求提出後に、対象装備品のライフサイクルコストの見積りと実績値との比較及び分析評価等を防衛大臣へ報告し、公表(平成20年度から開始)。  
 (※)機体取得単価及び要求単価は、初度費及び補用品に係る経費は含まれない(含んだ単価は、P-1:192億円、F-35A:190億円、C-2:201億円)。  
 (※)C-2について、②は26決定単価。